

官報

号外 昭和三十八年六月二十八日

第四十三回国衆議院會議録 第四十二号

昭和三十八年六月二十八日(金曜日)

議事日程 第三十九号

昭和三十八年六月二十八日
午前十時開議

- 第一 地方行政連絡會議法案(内閣提出)
- 第二 甘味資源特別措置法案(内閣提出)
- 第三 沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法案(内閣提出)
- 第四 石炭鉱業合理化臨時措置法案の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 電力用炭代金精算株式会社法案(内閣提出)
- 第六 石炭鉱業経理規制臨時措置法案(内閣提出)
- 第七 重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第八 産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律案(内閣提出)

第九 国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 日本鉄道建設公団法案(内閣提出)

第十一 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十二 旧金鵞勲章年金受給者に関する特別措置法案(小笠公昭君外十五名提出)

第十三 関税及び貿易に関する一般協定の譲許の追加に関する第十議定書(日本国及びニュージーランド)の締結について承認を求めるの件

第十四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求めるの件

第十五 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件

第十六 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十七 国立大学総長の任免、給与等の特例に関する法律案(内閣提出)

第十八 日本国とビルマ連邦との間の経済及び技術協力に関する協定及び千九百五十四年十一月五日にラングーンで署名された日本国とビルマ連邦との間の平和条約第五条1(a)(ii)の規定に基づくビルマ連邦の要求に関する議定書の締結について承認を求めるの件

第十九 通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ経済同盟との間の協定を改正する議定書及び一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ経済同盟との間の貿易関係に関する議定書の締結について承認を求めるの件

第二十 通商に関する日本国とフランス共和国との間の協定及び関連議定書の締結について承認を求めるの件

第二十一 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二十二 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二十三 豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法案(内閣提出)

第二十四 河川法案(内閣提出)

第二十五 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出)

第二十六 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出)

第二十七 明治三十二年発行の英貨公債を償還する等のため発行する外貨公債に関する特別措置法案(内閣提出)

第二十八 開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二十九 昭和三十八年四月から六月までの長雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

本日の議事における発言時間は趣旨弁明については十五分質疑答弁討論その他については十分とするの動議(竹山祐太郎君外十二名提出)

日程第一 地方行政連絡會議法案(内閣提出)

質疑終局の動議(竹山祐太郎君外十二名提出)

討論終局の動議(竹山祐太郎君外十二名提出)

日程第二 甘味資源特別措置法案(内閣提出)

日程第三 沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法案(内閣提出)

日程第四 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 電力用炭代金精算株式会社法案(内閣提出)

日程第六 石炭鉱業経理規制臨時措置法案(内閣提出)

昭和三十一年六月二十八日 衆議院會議録第四十二号 本日の議事における発言時間は趣旨弁明については十五分質疑答弁討論その他については十分とするの動議

日程第七 重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出)

日程第八 産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律案 (内閣提出)

日程第四乃至第八の五案に対する質疑及び討論は五案を一括して行なうべしとの動議 (竹山祐太郎君外二十二名提出)

質疑終局の動議 (竹山祐太郎君外二十二名提出) 討論終局の動議 (竹山祐太郎君外二十二名提出)

午前十一時七分閉議 ○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

本日の議事における発言時間は趣旨弁明については十五分質疑答弁討論その他については十分とするの動議 (竹山祐太郎君外二十二名提出)

○議長(清瀬一郎君) 竹山祐太郎君外二十二名から、本日の議事における発言時間は趣旨弁明については十五分質疑答弁討論その他については十分とするの動議が提出されました。本動議は記名投票をもって採決いたします。

本動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

○議長(清瀬一郎君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

○議長(清瀬一郎君) すみやかに投票願います。——すみやかに御投票願います。——すみやかに投票願います。

○議長(清瀬一郎君) ただいまから三分以内に投票されるよう望みます。この時間内に投票されなかつた方は棄権されたものとみなします。

○議長(清瀬一郎君) あと一分間です。

○議長(清瀬一郎君) あと三十秒です。——十五秒。——五秒。

○議長(清瀬一郎君) 時間がまいりました。投票箱閉鎖。開閉。——閉鎖。

○議長(清瀬一郎君) 投票を計算いたします。

投票総数 二百九十一
可とする者(白票) 百八十八
〔拍手〕

○議長(清瀬一郎君) 右の結果、本日の議事における発言時間は、趣旨弁明については十五分、質疑、答弁、討論その他については十分とすることに決しました。(拍手)

竹山祐太郎君外二十二名提出発言時間制限の動議を可とする議員の氏名

安竹晋太郎君 安藤 覺君
相川 勝六君 逢澤 寛君
愛知 揆一君 青木 正君
赤城 宗徳君 赤澤 正道君
秋山 利恭君 天野 公義君

有田 喜一君	井原 岸高君	齋藤 憲三君	坂田 英一君
井村 重雄君	伊藤 五郎君	櫻内 義雄君	笹本 一雄君
伊藤宗一郎君	伊能繁次郎君	薩摩 雄次君	始関 伊平君
飯塚 定輔君	池田 清志君	権熊 三郎君	権名悦三郎君
池田正之輔君	稲葉 修君	重政 誠之君	篠田 弘作君
今松 治郎君	宇野 宗佑君	澁谷 直藏君	正示啓次郎君
上村千一郎君	植木庚子郎君	白濱 仁吉君	周東 英雄君
白井 莊一君	内海 安吉君	壽原 正一君	鈴木 正吾君
浦野 幸男君	江崎 貞澄君	鈴木 善幸君	砂原 格君
小笠 公昭君	小沢 辰男君	關谷 勝利君	園田 直君
小澤佐重喜君	小澤 太郎君	田川 誠一君	田口長治郎君
尾関 義一君	大久保武雄君	田澤 吉郎君	田中 榮一君
大倉 三郎君	大沢 雄一君	田中 角榮君	田中 正巳君
大高 康君	大橋 武夫君	高田 富與君	高橋清一郎君
大平 正芳君	岡崎 英城君	高橋 等君	高見 三郎君
岡本 茂君	加藤 高藏君	竹下 登君	竹山祐太郎君
加藤常太郎君	賀屋 興宣君	錦林三喜男君	谷垣 專一君
海部 俊樹君	金子 一平君	千葉 三郎君	津鑿 國利君
金子 岩三君	金丸 信君	津島 文治君	塚原 俊郎君
上林山榮吉君	神田 博君	辻 寛一君	寺島隆太郎君
鴨田 宗一君	唐澤 俊樹君	渡海元三郎君	徳安 實藏君
川島正次郎君	川野 芳滿君	床次 徳二君	富田 健治君
菅 太郎君	筒牛 几夫君	内藤 隆君	中垣 國男君
木村 公平君	木村 俊夫君	中川 俊思君	中會根康弘君
北澤 直吉君	久野 忠治君	中野 四郎君	中村 幸八君
久保田門次君	久保田藤麿君	永田 亮一君	灘尾 弘吉君
草野一郎平君	倉成 正君	檜橋 渡君	南條 徳男君
藏内 修治君	黒金 泰美君	二階堂 進君	丹羽喬四郎君
小泉 純也君	小金 義照君	西村 英一君	野田 卯一君
小島 徹三君	小平 久雄君	野田 武夫君	野原 正勝君
小山 長規君	河野 一郎君	長谷川四郎君	入田 貞義君
額 彌三君	佐々木秀世君	濱田 幸雄君	濱地 文平君
佐々木義武君	佐藤洋之助君	原田 憲君	福家 俊一君

昭和三十一年六月二十八日 衆議院會議録第四十二号

本日の議事における発言時間は趣旨弁明については十五分質疑答弁討論その他については十分とするの動議

福田 越夫君	福田 篤泰君	加藤 清二君	片島 港君
福永 一臣君	福永 健司君	勝澤 芳雄君	川村 継義君
藤枝 泉介君	藤原 節夫君	河上丈太郎君	河野 正君
藤本 捨助君	古井 喜實君	木原津與志君	北山 愛郎君
古川 丈吉君	保科善四郎君	久保 三郎君	久保田鶴松君
保利 茂君	坊 秀男君	久保田 豊君	栗原 俊夫君
堀内 一雄君	前尾繁三郎君	黒田 壽男君	小林 信一君
前田 正男君	前田 義雄君	兒玉 末男君	河野 密君
松浦周太郎君	松澤 雄藏君	佐々木更三君	佐藤觀次郎君
松田 鐵藏君	松野 煥三君	佐野 憲治君	阪上安太郎君
松本 一郎君	松山千恵子君	島上善五郎君	島本 虎三君
三池 信君	水田三喜男君	下平 正一君	杉山元治郎君
宮澤 胤男君	村上 勇君	田口 誠治君	田中織之進君
森 清君	森田重次郎君	田中 武夫君	田邊 誠君
森山 欽司君	入木 徹雄君	田原 春次君	多賀谷眞慈君
保岡 武久君	山口 好一君	高田 富之君	高津 正道君
山中 貞則君	山村新治郎君	滝井 義高君	楯 兼次郎君
吉田 重延君	米田 吉盛君	辻原 弘市君	野野 米男君
米山 恒治君	早稲田柳石三郎君	戸叶 里子君	堂森 芳夫君
井堀 繁男君	内海 清君	中澤 茂一君	中村 重光君
春日 一幸君	佐々木良作君	中村 英男君	楢崎弥之助君
田中幾三郎君	西尾 末廣君	成田 知巳君	二宮 武夫君
門司 亮君	本島百合子君	西村 関一君	西村 力弥君
否とする議員の氏名		野原 覺君	長谷川 保君
安宅 常彦君	赤松 勇君	細 和君	原 茂君
有馬 輝武君	淡谷 悠藏君	肥田 彪君	日野 吉夫君
井伊 誠一君	井岡 大治君	原 彪君	平岡忠次郎君
石川 次夫君	石橋 政嗣君	広瀬 次郎君	穂積 七郎君
石山 權作君	板川 正吾君	細追 兼光君	前田榮之助君
稻村 隆一君	緒方 孝男君	松井 政吉君	松井 誠君
大柴 滋夫君	大原 亨君	松原喜之次君	三木 喜夫君
太田 一夫君	岡田 利春君	武藤 山治君	村山 喜一君
岡田 春夫君	加藤 勤十君	森島 守人君	森本 靖君

八木 一男君	矢尾喜三郎君
安井 吉典君	柳田 秀一君
山内 広君	山口 鶴男君
山崎 始男君	山田 長司君
山中 吾郎君	山中日露史君
山花 秀雄君	山本 幸一君
湯山 勇君	横路 節雄君
吉村 吉雄君	渡辺 惣蔵君
川上 貫一君	志賀 義雄君
谷口善太郎君	

し、もつて地方自治の広域的運営の確保に資することを目的とする。

(組織)

第二条 地方行政連絡会議(以下「連絡会議」という。)は、別表で定めるところにより、都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)をもつて組織する。

(任務)

第三条 連絡会議は、第一条の目的を達成するため、地方における広域にわたる行政の計画及び実施について必要な連絡及び協議を行なう。

(会議)

第四条 前条の連絡及び協議を行なうための会議(以下「会議」という。)は、連絡会議を組織する都道府県及び指定都市の長のほか、第一号から第十一号までに規定する国の地方行政機関で当該連絡会議を組織する都道府県の区域の全部又は一部を管轄区域とするものの長及び第十二号に掲げる者をもつて構成する。

- 一 管区行政監察局
 - 二 管区警察局(警視庁及び北海道警察本部を含む。)
 - 三 財務局
 - 四 地方農政局
 - 五 営林局
 - 六 通商産業局
 - 七 陸運局
 - 八 海運局
 - 九 港湾建設局(伊勢湾港湾建設部を含む。)
 - 十 地方建設局(北海道開発局を含む。)
 - 十一 その他政令で定める国の地方行政機関
 - 十二 関係のある公共企業体その他これに類する団体(以下「公共企業体等」という。)の機関の長又は関係のある地方公共団体の機関の連絡組織の代表者で連絡会議において委嘱するもの
- 2 会議に、議長及び副議長を置く。
- 3 議長は、会議において定める都道府県知事をもつて充て、副議長は、議長が会議にはかつて指名する者をもつて充てるものとする。
- 4 議長は、会議を主宰し、連絡会議を代表する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (協議の結果の尊重)
- 第五条 会議において協議がととのつた事項については、会議の構成員は、その協議の結果を尊重してそれぞれその担任する事務を処理するよう努めるものとする。

(資料の提出等の要求等)

第六条 連絡會議は、必要があるときは、會議における協議事項に關係のある国の行政機関、公共企業体等又は地方公共団体に對し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 連絡會議は、會議における協議事項に關係のある国の行政機関、公共企業体等又は地方公共団体に對し、その求めに応じて、會議において協議した事項に関する資料を提供しなければならない。

(意見の申出等)

第七条 連絡會議は、必要があるときは、會議における協議事項に關係のある大臣又は公共企業体等の長に對し意見を申し出ることができる。

2 會議における協議事項に關係のある大臣は、必要があるときは、当該關係のある所管事務について連絡會議の意見をきくことができる。

(経費の負担)

第八条 連絡會議の運営に要する経費は、連絡會議を組織する都道府県及び指定都市の負担とする。

(報告)

第九条 連絡會議は、會議を開催したつど、會議の結果を自治大臣及び會議における協議事項に關係のある大臣に報告するものとする。

(雜則)

第十条 この法律に定めるもののほか、連絡會議の庶務その他連絡會議の

別表

名称	組	織
北海道地方行政連絡會議	北海道	
東北地方行政連絡會議	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県	
関東地方行政連絡會議	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県並びに横浜	
東海地方行政連絡會議	岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県並びに名古屋	
北陸地方行政連絡會議	富山県、石川県及び福井県	
近畿地方行政連絡會議	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県並びに京都市、大阪市及び神戸市	
中国地方行政連絡會議	鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県	
四国地方行政連絡會議	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県	
九州地方行政連絡會議	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県並びに北九州市	

備考 都道府県は、特に必要があると認めるときは、関係地方行政連絡會議の同意を得て、同時に他の地方行政連絡會議に加入することができるものとする。

理由

地方公共団体が国の地方行政機関と連絡協調を保ちつつ、その相互間の連絡協同を図ることにより、地方における広域にわたる行政の総合的

な実施及び円滑な処理を促進し、もつて地方自治の広域的運営の確保に資するため、全国九ブロックに地方行政連絡會議を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長永田亮一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔永田亮一君登壇〕

○永田亮一君 ただいま議題となりました地方行政連絡會議法案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。本案は、地方公共団体相互間及び地方公共団体と国の関係出先機関との間の連絡協調を組織的に行なうことにより、地方における広域行政の総合的な実施と円滑な処理を促進し、もつて地方自治の広域的運営を確保しようとするものであります。その要旨は、第一に、全国の都道府県を九つの地域に分け、各地域ごとに都道府県及び指定都市をもつて地方行政連絡會議を組織するものとし、連絡及び協議を行なうための會議は、都道府県知事及び指定都市の長のほか、關係のある国の地方行政機関の長及び広域行政に關係のあるその他の機関の長で構成するものとする。第二に、會議の構成員は、協議のとのつた事項についてはこれを尊重し、それぞれの担任事務を処理するようつとめるものとする。第三に、連絡會議は關係行政機関に必要な協力を求め、關係大臣、公共企業体

等の長に對し、意見を申し出ることができるものとし、他方、關係大臣は、連絡會議の意見を聞くことができるものとしております。

本案は、五月十七日當委員会に付託され、五月二十一日發田自治大臣より提案理由の説明を聴取し、以來、熱心に審議を続けてまいりましたが、その詳細は會議録に譲りたいと思ひます。六月二十日、質疑を終了し、討論に入りましたところ、民主社会党を代表して門司委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、賛成多数をもつて政府原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 質疑の通告がありますから、順次これを許します。松井誠君。

〔松井誠君登壇〕

○松井誠君 私は、ただいま行なわれました地方行政委員長永田亮一君の御報告に對しまして、日本社会党を代表し、總理及び關係各大臣にお尋ねをいたしたいと思ひます。(拍手)

一体、このえたいの知れない法案の本来の目的は何か、それは法案作成の過程において行くえ不明になってしまつたのではないか、これが私のこの法案に對する重大な疑問でございます。當初自治省がこの法律案の要綱を地方制度調査会に諮問いたしましたときに、

自治省は、その提案理由の中で、最近国の出先機関及び地方公共団体の組織が広域化し、膨大化し、したがって、行政部門がまた専門化してきたということを述べたあとで、次のように言っております。「その結果、縦割り行政の弊害、行政の重複、行政相互間の不統一、無連絡による行政上の隘路と渋滞は著しい。しかも他方、各種公団、事業団の乱設は、地方行政の総合性の確保を困難にし、これらの行なう事業は住民統制が及ばず、ますます複雑混迷の度を加えている。そしてさらに、これからの重要な点でございますけれども、「以上のような現状を放置することは、地方自治の根幹をむしばみ、危険におとし入れ、新たな中央集権に連なるものである。従って……」このように連絡会議が最小限度必要であるというように主張いたしておるのであります。つまり、この法案の発想の根柢が地方自治の擁護にあるということ、控え目な調子ではございませぬけれども、しかしはっきりと一種悲壮な調子さえ帯びて主張されておるのであります。この悲壮な調子が、自治官僚の、昔の内務官僚の失地回復を願うという要求に出ているかどうかということ、私はここでせんとさくするつもりはございません。かりにそうであっても、この提案理由は、現在の地方行政の一つのガンを正しく取り出しておるからであります。したがって、この

提案理由がまっとうに法律案の中に具体化されたならば、別に問題はなかつたはずであります。けれども、諮問をされた法律案要綱の内容そのものは、別に悲壮がるほどのものではなく、きわめて徹底的なものでございました。中央と地方との調整のために実際上の効果がやや期待し得るものとしては、連絡会議で協議がととのわなかつたときには、関係大臣に調整その他の必要な措置を要請し得るという条項くらいのものであつたのであります。ところが、このつつましやかな条項さえも、法案作成の過程では姿を消してしまいました。したがって、連絡会議で協議がととのわなかつたときには、もうお互いの善意に信頼する以外にないという、きわめてはかないことになつてしまつたわけがあります。さらに重要なことは、この法案の提案理由の中では、いわゆる縦割り行政の弊害とか、新しい中央集権の脅威だとかいうことは姿を消してしまいました。そして、まるで府県間の調整をすることがこの法案の目的であるかのごとき変化を遂げたのであります。かくして、ついに本来の目的は行く先不明になつたのであります。ここにこそ、この法律案がえたいの知れない形式になつたという秘密があると思ふのであります。(拍手)

かくして生まれた連絡会議は、知事や大都市の市長あるいは国の出先機関や公社、公団の長が、ブロックごとに

一堂に会して雑談をする、言うなれば、政治サロンのようなものを公認しただけの形になつてしまいました。これは、その限りでは、一見無用、無害の存在のごとくであります。しかし、この無用の長物である連絡会議が、はたして有害な存在に發展、転化をしないでございませうか。一体いまの日本の地方自治をめぐる政治状況はどうなつてゐるか。最近国の出先機関の権限が、地方分権の強化などという民主的なベールをかぶつて相次いで強化されております。しかしながら、ほんとうの意味の地方分権の強化は、地方自治体の行財政の充実強化以外にはございませぬ。三割自治といわれる現在の

中……

○議長(清瀬一郎君) 松井君、時間がたくさんありませんから、すみやかに……

○松井誠君(統) 行なわれる出先機関の強化は、中央集権の末端支配の強化、その意味で、新しい中央集権の確立にはかならないのであります。その結果起きてくる縦割り行政の弊害を除くためと称して、最近臨時行政調査会は、ブロックごとに国の出先機関を統合して、地方庁という行政機構をつくることを考へております。しかし、これは地方制度調査会が先年発表して世論の反響を食らつた、いわゆる道州制案、すなわち府県を廃止し、ブロックごとに官選の長をいたしたく「地方」と称する行政組織をつくるという案の露払いの役目を果たすものであります。これが実は地方分権の強化という名前で行なわれる縦割り行政強化の落ちゆく先であります。

○議長(清瀬一郎君) 松井君、結論をお急ぎ願います。

○松井誠君(統) 次のように答へておられます。「先日米の問答の間に大体表の理由は一応申し上げたと思ふのであります。もしかりに裏表ありとすれば、いま松井委員の御指摘のような点も、提案者である自治省としては相当真剣に考へております。また、篠田自治大臣は、地方自治の擁護という目的を遠慮なく正面に出すべきではないかという質問に対して、次のように答へておるのであります。「私のような大臣が遠慮をしないで発言をしたということになりますと、四方八方それこそたいへんなことになりますから、大体遠慮して発言しているぐらいのところまでひつと御了承願ひたい……」お聞きのように、地方自治を守るといふことを公然と口にするのは、現在の政府部内ではタブーになつておるようであります。もっとも、これは中央につな

がる政治などという、地方自治の原則に挑戦するスローガンを堂々と掲げておる政府・自民党としては当然のことでございます。よろしく。

○議長(清瀬一郎君) 結論を急いでください。

○松井誠君(統) これが地方自治をめぐる政治状況であります。地方自治は、いま中央集権へと、ますますスピードを早めて逆流しております。この流れの中に、目的を見失つてかじを失つた連絡会議がぼつんと浮かぶのであります。その一体行く先は何か。私は、ここに連絡会議という一見無用の長物が、ブロックを単位とする新しい行政組織の出現に道を開くという暗い運命を予感せざるを得ないのであります。

さて、以上申し上げました事柄の中から、私は総理に一点お尋ねをいたします。

私は、政府の……

○議長(清瀬一郎君) 松井君、遺憾ながら時間がまいりました。

○松井誠君(統) 地方自治に対する姿勢に対して疑問を持つものであります。特に最近政府は、中央につながる政治ということを意識的に強調しておりますけれども、しかし、このスローガンはその実質において地方自治の自主性をそこない、したがって、憲法に特に一章を設けてつた地方自治の本旨に反する憲法違反のスローガン

ではないかと思つておりますが……
○議長(清瀬一郎君) 制限の時間がま
いりましたから、遺憾ながら、松井君
の発言の中止を命じます。

〔発言する者多し〕
〔松井誠君発言を継続〕

○議長(清瀬一郎君) 発言を禁止しま
した。

〔松井誠君なお発言を継続〕

○議長(清瀬一郎君) 降壇を願いま
す。

〔松井誠君なお発言を継続〕

○議長(清瀬一郎君) 降壇してくださ
い。

〔松井誠君なお発言を継続〕

○議長(清瀬一郎君) 降壇を命じま
す。

〔松井誠君なお発言を継続〕

○議長(清瀬一郎君) 降壇をしないと
執行いたしますよ。

〔松井誠君なお発言を継続〕

○議長(清瀬一郎君) はなはだ遺憾で
ありますが、松井君は議長長の命令を
お聞きになりません。執行を命じま
す。

〔松井誠君なお発言を継続〕

○議長(清瀬一郎君) 降壇を命じま
す。

〔松井誠君降壇〕

〔国務大臣(池田勇人君) 登壇〕

○国務大臣(池田勇人君) お答え申し
上げます。

地方自治の発展は民主主義政治発展
の根本をなすものでございます。われ
われはこの考えのもとに行政をいたし
ております。

また、私が中央につながる政治と申
し上げておるのは、国政の遂行にあ
たって地方自治行政とのよりよき調整
をはかることが必要であるということ
を強調したことはにすぎないのでござ
います。地方自治の精神にもとること
は絶対にないと確信いたしておりま
す。(拍手)

〔発言する者多し〕

○議長(清瀬一郎君) 静粛に願いま
す。

〔国務大臣(藤田弘作君) 登壇〕

○国務大臣(藤田弘作君) 法案の内容
がだいぶ変わったというお尋ねござ
います。法案の内容は本質的に何ら
変わったところはないと存じます。

この法律の目的である地方公共団体
が主体となつて、国の出先機関と連絡
協調しようとする趣旨を明らかにする
ための若干の事項を修正したこと、次
に、連絡会議において協議のととのわ
ない事項については、関係大臣への調
整の要請に関する規定を削除したこと
であります。第一の点は、むしろこ
の法律の目的がより明確になつたとい
うことであります。第二の点は、関係
大臣への調整の要請に関する規定を削
除いたしましたも、事実上問題の解決

には何らの支障がないと考えたからで
ございます。

また、この程度のもので実効は期待
できるかということもござりますが、
府県の区域を越える広域行政の一体的
かつ強力な推進をはかるためには、現
在の段階におきましてはこれ以上の方
法はないと考えておるわけございま
す。

○議長(清瀬一郎君) 安井吉典君。――
安井吉典君、登壇を願います。

〔安井吉典君登壇〕

○安井吉典君 私は、ただいま議題と
なっております地方行政連絡會議法案
につき、地方行政委員長の報告に關連
し、池田総理をはじめ政府当局に対
し、質問を試みんとするものでありま
す。(拍手)

わが国の地方自治は、旧来の中央集
権的な制度を、新憲法の規定と、これ
に基づく地方自治法により、初めて
地方自治の本旨に基づく仕組みに衣が
えをしたものであります。しかし、
その後において、相續く保守党政府
は、自治体の側をせつかく得た権能を
少しずつ剝奪し、特に財政の面でがん
じがらめにし、自治体をして中央政府
に頭を下げなければ少しもひとり歩き
ができないものにし、中央政府に隷屬
させる仕組みを一そう強めてきている
ものであります。形の上では自治体の
制度としての地方分権を認めることと
にし、その実質は、保守党と官僚との

共謀でじりじりと中央集権化を進めつ
つあるこのやり方は、悪質な知能犯の
手口に似たものといわれても、いた
りしかたがないと思つております。

(拍手) 最近、ニュー・セントラリ
ゼーションといふことを耳にいたし
ます。新しい集権主義の考え方もど
いうのでしようか、地方自治のため
一章をさいている憲法に、さすがに
ねをしてか、わざと外国語でいうので
あります。この新しい集権化の考え
は、最近の経済活動の進展に伴つた、
中央・地方を通ずる行政の能率化、あ
るいは行政の均てんとか、地域間の行
政格差の是正とかを一応表面の内容と
するものよりであります。その結論
として、現在の地方自治行政の区域は狭
過ぎることが指摘され、かくて広域行政
の問題が前面に大きくクローズ・
アップされているものと私は見るので
あります。この広域行政の発想によつ
て、すでに市町村の共同事務処理方式
としての地方開発事業団の規定が、自
治法の改正として今国会を通過し、次
いで首都圏制度の問題、さらには、全
国を九ブロックごとに分け、そこでの
地方自治体と国の出先機関との連絡協
同で、地方自治の広域的運営の確保に
資することを目的とするという、この
地方行政連絡會議制度が、この議案と
して、いま国会の審議に付せられてい
るものであります。

私は、今日の高度に進んだ経済社会
において、行政の広域化の要請が強ま
りつつあることを、単に頑迷に拒否し
ようとするものではないと思つて。しか
しながら、さきに述べましたように、
地方自治体を財政の上から骨抜きにし
て、それでまだ事足りず、いま制度的
にもわが国の地方自治に新たな危機を
もたらすおそれのある新しい中央集権
主義の登場は、これを許すことができ
ないと思つております。(拍手) 自民
党の諸君は、社会党が政権をとつた
ら、地方自治などはなくなつてしま
うという演説をよくするのであります
が、現に地方自治を骨抜きにし、全く
だめにしつつかあるのは、いまの自民党
の政治の本質によつてであります。
(拍手)

そこで、私のお尋ねしたい第一点
は、大企業にとつては、水面埋め立て
や漁業補償、工業用水等、中央官庁や
地方自治体の各機関との連絡折衝にわ
ずらわしさが多いことはわかりませ
ん。しかし、そんなことは、その地域に住
む農民や漁民や小さな工場主や商店の
主人などの、ささやかな一般の住民の
生活には、あまり関係のないことであ
ります。むしろ大企業には有利な行政
の能率化、合理化で、漁民の漁業権剝
奪や農民の土地取り上げが、ごく能率
的に右から左へ行なわれる仕組みをつ
くるだけに終わるのではないか。すな
わち、その固有の住民にとつては、

地方自治を強くすることがその生活を
守ることになるので、したがって今日
提起されております行政広域化の問題
に処する基本的考えとしては、あくま
でも地方自治の本旨に沿うものとして
制度も運営もなされるべきものと思
うが、どうか。一つ覚えの中央直結の演説を
地方選挙で繰り返されてまいりました
總理並びに自治大臣の答弁を私は求
めるのであります。(拍手)

第二点、国の出先機関が地方にたく
さんあり、その調整が必要であること
がこの法案提出の理由の一つとされて
いますが、私は、これは地方自治の観
点からすれば全く逆であると思
うのであります。これまで保守党政
府と、わが国の官僚組織の合作として、
中央諸官庁の出先機関がタコ足のよ
うに全国の都道府県や市町村の中に広
がり、全体でおよそ三万をこえている
ものと見られ、かつ、最近の地方農政
局の設置を見るごとく、この傾向はさ
らにおおじているのであり、これら
は、ことに地方自治法に基づく都道府
県の広域行政の総合化を著しく妨げて
おります。したがって、地方自治の本
旨に沿うての正しいあり方は、これら
国の出先機関をできる限り整理し、廃
止し、行政事務の再配分を行ない、国

の出先の事務権限を都道府県知事に与
え、市町村が三割自治なら、一割自治
といわれる都道府県の自治を失のある
ものにするところを真に正しい方向

であると私は考えるのであります。
(拍手)ここに並びの各省庁の大臣、
長官は、ことごとく地方出先官庁をお
持ちでありますが、先ほどの松井君の
質問に重ねて、私は、各省庁の出先を
この連絡会議に参加させる御意向であ
るのかどうか、さらに進んで、基本的
な立場に立つてそれぞれの出先事務を
整理し、権限を都道府県知事に移譲す
るお気持ちはないか、ここにお見えの
行政管理庁長官並びに大蔵、農林、通
産、運輸、建設、法務、郵政、労働の
各大臣、国家公安委員長並びに北海道
開発庁長官にその点をお伺いいたした
いのであります。(拍手)

ところで、これらの地方出先機関
は、中央官庁との縦の系列の意識がき
わめて強く、かつ、中央官庁は系列化
を強める指導をしているのであり、地
方出先機関の間の話し合いをそれぞれ
の中央官庁は拒む傾向にあり、した
がつて、中央官庁間の実に抜きがたい
セクシヨナリズムを打破することに努
力する、そのことのほうが、このよう
な権限の明らかでない地方サロンのよ
うな会議を法定するよりも何よりも先
になすべきことではないか、池田總理
にぜひこの点を伺いたいと思うのであ
ります。

第三点、臨時行政調査会の第二専門
部会は、さきに地方庁構想を中間報告
として発表しておりますが、私が自治
大臣にお尋ねいたしたいのは、自治省

が地方庁構想などという、地方自治を
根底からくつがえすような考えに同調
しているとするれば、まことに重大な問
題であり、また、もし自治省がこの地
方庁構想に反対であり、地方自治を守
る立場で、堤防の役割りを果たせるた
めこの連絡会議の制度を提出したのも
だとすれば、これまた別な問題がある
と私は思うのであります。

○議長(清瀬一郎君) もう時間ありま
せんよ。
○安井吉典君(統) 堤防は、堤内地を
守ることに見えていながら、一たん
どこかが決壊したら、洪水が逆に堤内
に押し寄せてきて、その堤防がなかつ
たときよりも、むしろ始末が悪く、堤
防はむしろ妨害物となるのでありま
す。すなわち、今日の府県制の上に、
法的根拠を持ったこの地方行政連絡会
議なるものが据えられ、一つの実績を
持ち、その実績を重ねることにより、
いわゆる官治道州制の足場が築かれる
ことになりはしないか。私はこの点に
関し、自治大臣の御見解をはっきりと
いま伺っておきたいのであります。

以上の三点につき、明快な御答弁を
要求いたしました。私の質問を終わら
ります。(拍手)
〔国務大臣池田勇人君登壇〕
○国務大臣(池田勇人君) お答えいた
します。
地方自治に対します事実認識がわ
れわれとたいぶん異なっておると思

ます。われわれは、自由にして民主的
な自治行政の発展を心がけておりま
す。中央集権的考え方は持つておりま
せん。
なお、地方の行政機関につきまして
の再配分というお考えでございますが
が、私は、再配分よりも協調が必要で
あるというので、今回の法案を提案し
たのであります。(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇〕
○国務大臣(田中角榮君) 一つは、会
議の設置は地方自治を侵害しないかと
いう問題でございますが、ただいま總
理大臣からお答えをいたしました通
り、広域行政の円滑化に資するための
ものであり、しかも地方公共団体が組
織するものに国の出先機関が構成メン
バーとして参加するのでございますか
ら、現在よりもより相互協調を深める
ことでありまして、地方自治の本旨を
侵害するものだとお考えしております。
もう一つは、大蔵省の財務局長が構
成メンバーになっておりますが、御承
知のとおり、税を除く大蔵省の総合出
先機関でありますので、以上の目的を
達成するためにも構成メンバーとなる
ことが必要であると考えておるわけで
あります。(拍手)

〔国務大臣重政誠之君登壇〕
○国務大臣(重政誠之君) 地方農政局
及び営林局長は今回の地方行政連絡

会議に参加をせしめるつもりでおりま
す。
地方農政局等の権限を地方公共団体
に移管することにつきましては、現在
のところはそういうことを考えており
ませんが、臨時行政調査会等の検討と
も相まちまして、さらに検討いたすつ
もりであります。(拍手)

〔国務大臣福田一君登壇〕
○国務大臣(福田一君) お答えをいた
します。
通商産業局長も本連絡会議の構成員
となつておりますから、当然われわれ
は参加をいたします。その他計量関係
とか火災、高圧ガス取り締まりとか、
中小企業の助成というよりなことは、
これはもう住民の生活に密着した業務
でございますので、いままでも地方公
共団体にやらしておりますが、今後も
そういうふうな方針で処理をいたして
まいりたいと思っております。(拍手)

〔国務大臣後藤健太郎君登壇〕
○国務大臣(後藤健太郎君) 運輸省所
管にかかわる陸運局、海運局等は、地
方行政連絡会議に参加することにいた
しております。
しからば、その権限を副知事、知事
に移譲するかというお問いでございます
が、権限を移譲する考えはありませ
ん。(拍手)

昭和三十八年六月二十八日 衆議院会議録第四十二号 地方行政連絡会議法案

官報(号外)

局がなっておりますから、当然参加いたしません。

第二点は、そういう考えは持つておりません。(拍手)

○國務大臣(中垣國男君) お答えいた

します。

法務省の出先機関が多いことは御指摘のとおりであります。

先機関のすべてが地方行政連絡會議の構成員となる必要があるかどうかにつきましては、関係方面の意見もよく聞いて慎重に検討したいと思っております。

しかし、登記事務あるいは青少年対策等の、地方行政と緊密な関連を持つておりますものもありませんから、必要と認められるものについては、會議の構成員としてできるだけの協力をいたす所存であります。(拍手)

○國務大臣(藤田弘作君) 地方行政連絡會議法案が、地方庁構想、道州制の布石となるのではないかと御質問

であります。そういふ構想とは全然関係ありません。今日の府県の区域を越えて広域的に処理しなければならぬ行政の分野が急速に広がっております現在におきまして、府県が能率的にいろいろ解決しようといいたしませ

れば、地方自治団体が主体となつて、中央の出先機関と常時協議するといふことは、非常に必要でございます。私は、地方庁構想が地方自治団体の上

にもし屋を架するものであるとするならば、そういう構想には絶対反対でございます。この法案はむしろそういう考え方の防波堤となると私は考えておるのであります。

また、中央の事務を地方に配分する必要があるかという御質問につきましては、先ほど總理大臣からお答えされたとおりであります。(拍手)

○國務大臣(川島正次郎君) 地方の行政監督局は、國家の行政機関を監督する仕事でありまして、したがって、地方公共団体に移譲する仕事は何も持つておりません。

また、北海道開発局は、北海道知事とお互いに緊密な連絡をとりまして、北海道発展のためにただいま非常に尽力いたしまして、したがって、今日におきましては、その仕事を北海道庁に移譲する考えは持つておりません。

○國務大臣(大橋武夫君) 必要があり

ましたならば、法案第四号第十一号の政令において都道府県の労働基準局長を考へております。

また、労働行政機関は、すでに都道府県の機関と相なつております。職業安定機関及び労働基準行政機関は、國際労働条約上、都道府県に移譲することはできませんが、しかし、職業安定行政については、すでに都道府県知事

に大幅な権限の委任を行なつております。(拍手)

質疑終局の動議(竹山祐太郎君外二十二名提出)

○議長(清瀬一郎君) 竹山祐太郎君外二十二名より、質疑終局の動議が提出されました。

本動議を採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行ないます。竹山祐太郎君外二十二名提出の質疑終局の動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

○議長(清瀬一郎君) 氏名点呼を命じます。

〔各員投票〕

○議長(清瀬一郎君) すみやかに御投票願います。

〔投票継続〕

○議長(清瀬一郎君) いまだ御投票になつておらぬ方は、ただいまより三分間以内に投票されるようお願いいたします。その時間内に投票されない方は棄権されたものとみなします。

〔投票継続〕

○議長(清瀬一郎君) あと十五秒になりました。——五秒。

〔投票継続〕

○議長(清瀬一郎君) 指定の時間になりました。投票箱閉鎖。開閉。——開鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(清瀬一郎君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百十一

可とする者(白票) 二百一

〔拍手〕

否とする者(青票) 百十

〔拍手〕

○議長(清瀬一郎君) 右の結果、質疑は終局するに決しました。

竹山祐太郎君外二十二名提出質疑終局の動議を可とする議員の氏名

安倍晋太郎君 安藤 覺君

逢澤 寛君 愛知 揆一君

青木 正君 赤城 宗徳君

赤澤 正道君 秋田 大助君

秋山 利恭君 足立 篤郎君

天野 公義君 綾部健太郎君

荒木萬壽夫君 荒松清十郎君

有田 喜一君 井出一太郎君

井原 岸高君 井村 重雄君

伊藤 五郎君 伊藤宗一郎君

飯塚 定輔君 油田 清志君

池田 勇人君 石田 博英君

一萬田尙登君 稲葉 修君

今松 治郎君 宇田 國榮君

宇野 宗佑君 上村千一郎君

植木庚子郎君 内田 常雄君

内海 安吉君 浦野 幸男君

江崎 真澄君 小笠 公昭君

小川 半次君 小川 平二君

小澤 佐重喜君 小澤 太郎君

尾関 義一君 大石 武一君

大上 司君 大倉 三郎君

大沢 雄一君 大高 康君

大橋 武夫君 大森 玉木君

岡田 修一君 岡本 茂君

加藤 高藏君 加藤常太郎君

賀屋 興官君 海部 俊樹君

金子 一平君 金子 岩三君

金丸 信君 上林山榮吉君

神田 博君 鴨田 宗一君

唐澤 俊樹君 川島正次郎君

菅 太郎君 簡牛 凡夫君

木村 公平君 木村 俊夫君

北澤 直吉君 久野 忠治君

久保田円次君 久保田藤麿君

草野一郎平君 藏内 修治君

黒金 泰美君 小枝 一雄君

小坂善太郎君 小島 徹三君

小平 久雄君 小山 長規君

河野 一郎君 額 彌三君

佐々木秀世君 佐々木義武君

齋藤 憲三君 坂田 英一君

櫻内 義雄君 笹本 一雄君

始関 伊平君 椎熊 三郎君

昭和三十一年六月二十八日 衆議院會議録第四十二号 地方行政連絡會議法案

周東 英雄君	藤原 正一君
鈴木 正吾君	鈴木 善幸君
砂原 格君	瀬戸山三男君
關谷 勝利君	園田 直君
田川 誠一君	田口長治郎君
田澤 吉郎君	田中 榮一君
田中 角榮君	田中 龍夫君
田中 正巳君	田邊 國男君
高田 富與君	高橋 英吉君
高橋清一郎君	高見 三郎君
竹山祐太郎君	谷垣 專一君
中島 辰猪君	津雲 國利君
津島 文治君	塚原 俊郎君
辻 寛一君	寺島隆太郎君
渡海元三郎君	徳安 實藏君
床次 徳二君	富田 健治君
中垣 國男君	中村 幸八君
中村 寅太君	中山 マサ君
永田 亮一君	灘尾 弘吉君
楠橋 渡君	二階堂 進君
丹羽喬四郎君	丹羽 兵助君
西村 英一君	西村 直巳君
野田 卯一君	野田 武夫君
野原 正勝君	羽田武嗣郎君
馬場 元治君	長谷川 峻君
八田 貞義君	濱田 幸雄君
濱地 文平君	濱野 清吾君
早川 崇君	原 健三郎君
原田 憲君	廣瀬 正雄君
福田 越夫君	福田 一君
福永 一臣君	福永 健司君
藤井 勝志君	藤枝 泉介君
藤田 義光君	藤原 節夫君

藤本 捨助君	船田 中君
古井 喜實君	古川 丈吉君
保科善四郎君	保利 茂君
坊 秀男君	堀内 一雄君
前尾繁三郎君	前田 正男君
前田 義雄君	益谷 秀次君
増田甲子七君	松浦周太郎君
松澤 雄藏君	松田 鐵藏君
松山千恵子君	三池 信君
水田三喜男君	南 好雄君
宮澤 胤勇君	村上 勇君
毛利 松平君	森 清君
森下 國雄君	森田重次郎君
森山 欽司君	八木 徹雄君
保岡 武久君	山口 好一君
山崎 巖君	山田 彌一君
山手 満男君	山中 貞則君
山村新治郎君	山本 猛夫君
吉田 重延君	米田 吉盛君
早稲田柳右衛門君	井堀 繁男君
稻富 稔人君	佐々木良作君
本島百合子君	
安宅 常彦君	足鹿 覺君
有馬 輝武君	淡谷 修藏君
井伊 誠一君	井岡 大治君
井手 以誠君	猪俣 浩三君
石川 次夫君	石橋 政嗣君
石山 權作君	板川 正吾君
稻村 隆一君	緒方 孝男君
大柴 滋夫君	太田 一夫君
岡田 利春君	岡田 春夫君
岡本 隆一君	加藤 勘十君

加藤 清二君	片島 港君
勝澤 芳雄君	勝岡田清一君
角屋堅次郎君	川俣 清吾君
川村 練義君	河上丈太郎君
河野 正君	木原津與志君
久保 三郎君	久保田 豊君
栗原 俊夫君	栗林 三郎君
黒田 壽男君	小林 信一君
兒玉 末男君	五島 虎雄君
河野 密君	佐々木更三君
佐藤觀次郎君	佐野 憲治君
坂本 泰良君	阪上安太郎君
島上善五郎君	島本 虎三君
東海林 稔君	杉山元治郎君
鈴木茂三郎君	田口 誠治君
田中織之進君	田中 武夫君
田邊 誠君	多賀谷真稔君
高田 富之君	高津 正道君
滝井 義高君	橋 兼次郎君
辻原 弘市君	堂森 芳夫君
中澤 茂一君	中村 重光君
中村 英男君	永井勝次郎君
楠崎弥之助君	成田 知巳君
二宮 武夫君	西村 関一君
西村 力弥君	野口 忠夫君
野原 覺君	芳賀 眞君
長谷川 保君	畑 和君
原 茂君	原 彪君
日野 吉夫君	肥田 次郎君
広瀬 秀吉君	穂積 七郎君
堀 昌雄君	前田榮之助君
松井 政吉君	松井 誠君
松原喜之次君	三木 喜夫君

武藤 山治君 村山 喜一君
 森島 守人君 八木 一男君
 矢尾喜三郎君 安井 吉典君
 安平 鹿一君 柳田 秀一君
 山内 広君 山口丈太郎君
 山口 鶴男君 山崎 始男君
 山田 長司君 山中 吾郎君
 山中日露史君 山花 秀雄君
 山本 幸一君 湯山 勇君
 横路 節雄君 吉村 吉雄君
 渡辺 徳藏君 川上 貫一君
 志賀 義雄君 谷口善太郎君

○議長(清瀬一郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。二宮武夫君。

○二宮武夫君登壇
 (二宮武夫君登壇)
 ○二宮武夫君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、ただいま議題となりました地方行政連絡會議法案につきまして、反対の討論をいたしたいと思っております。(拍手)

先ほど永田委員長の報告に關連いたしましたして、松井、安井両君の質疑が行なわれましたけれども、これに対する池田総理の答弁は、単なる抽象的な民主主義を答弁したのにすぎない、各大臣の答弁は、行政の縦割りを主張したのにすぎないのでございまして、これが今回の連絡會議の一番ガンになるところであるということを銘記しなければならぬと考えるわけでございまして。(拍手)

この法案は、ただいま委員長が報告いたしましたように、今日の社会情勢や經濟の動向が漸次広域化したまゝに即応して、地方行政の分野においても、都道府県という従来の行政の区域を越えて、広域的に処理せねばならない問題が増加したのでございまして。したがって、総合的に、お互いの連絡協調をはかつて解決すべきであるという地方制度調査会の答申に基づいて立案されたことは、皆さん御承知のとおりでございます。そして、この法案は、さきの第四十二回國會におきましては、必ず提案をするという事務担当者の説明があつたにもかかわらず、それを含めて、過去三カ年間、ついに政府内部の意見の調整が行なわれずに見送られて、ようやく今國會に提案される段階に至つたのでございまして。

まず、連絡會議の組織について申し上げますと、全函を九ブロックに分けて、都道府県知事及び地方自治法に定める指定都市並びに中央官庁の出先機関の長、あるいは政令で定める団体の長、三公社五現業の長その他によって組織されることになっておりますけれども、以下、私どもがどうしても納得のいかない数点を指摘いたしますので、思いを述べます。

その第一は、この法案が今國會に提案されるまでのいきさつでも明瞭でございませぬように、近來、地方自治が本質的な妙味のある本来のあり方を侵害

官報(号外)

されつつあることとあります。すなわち、臨時行政調査会の地方庁の構想、あるいは地方制度調査会の道州制案、あるいは二、三府県の府県合併論、総理府の近畿圏整備法案、あるいは建設省、農林省の設置法によりまず出先機関の強化による自治体の縮めつけ、河川法、水資源公団法、新産業都市建設促進法、その他広域行政のムードにあおられて、地方自治の破壊、中央集権への移行等、これは中央官庁の全くセクト不統一によるところの弊害であらうかと考えるわけでございます。

第二の点としましては、この連絡會議の性格が、全会一致でなければ決定権がないということでございます。意見不統一の場合の調整方法は何ら法定されておらないのでございます。先ほど自治大臣は、これはこの法案の趣旨に一步前進をした、こういふようにはからしい答弁をいたしましたけれども、この調整機関がないところの連絡會議は、その結果を尊重するといいたしませんが、私は、どうしてもその効果が半減をし、あるいはほとんどなくなるのではないかと心配をいたしておるものでございます。都道府県知事や、あるいは中央官庁の出先の皆さん方がほんとうに熱意を持ってこの連絡會議に精力を集中することができような議題というのは一体何でございますか。そういうような問題は、私は

あり得ないというふうに考えておるわけでございます。政府の答弁によりますと、総合開発計画の事前における打ち合わせであるとか、あるいは道路交通の問題であるとか、こういう問題を協議するのであると云っておられますけれども、こういうことと云いますならば、むしろ、現在存在しておるところの任意的な協議会で私は事足りると思っております。ここに、立法の趣旨が全く骨抜きにされて、屋上屋を重ねるという感じがいたすわけでございます。

その三は、組織を九ブロックに機械的に縦割りをしたというところは実態にそぐわない面があるわけでございます。その四は、中央官庁のセクト主義と地方自治体の割拠主義とが、この連絡會議の中において私は非常な混乱を起すのであらうというふうに考えるわけでございます。その五は、會議に必要な費用はすべてこれ地方自治体の負担にするという、非常に親心のない提案者の提案趣旨でございます。なお、その他数多くの問題があるわけでございますけれども、私は以上の諸点がきまかまかに修正されない限り、この法案に対しては賛成することができないわけでございます。

あろうかと考えます。ここに警告を發しまして、反対討論を終るわけでございます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 山口鶴男君。

「山口鶴男君登壇」

○山口鶴男君 定数ありますか。

○議長(清瀬一郎君) あります。――始めてください。

「発言する者多し」

○山口鶴男君(続) これでは定数ないですよ。

○議長(清瀬一郎君) あります。始めてください。あなたの持ち時間のうちに計算します。

○山口鶴男君(続) 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました地方行政連絡會議法案に対し、反対の討論を行いたいと存じます。

さて、この法案は、名前は地方行政連絡會議法案であります。その実は都道府県知事と指定都市の市長、並びに大蔵、農林、通商、運輸、警察等の各出先機関の長とが九ブロックに分かれて集まり、昼食ないしは夕飯をとるにすると、地方公共団体と地方の出先機関の昼食会ないしはサロンをわざわざ御丁寧に法律をもって規定したという、きわめて無意味な法律であるといわなければなりません。(拍手)

政府は、法律案の提案にあたりまして、近來社会経済の進展につれて、広域にわたる行政が総合的かつ円滑に実施されるようにするためにこの法案を

提案したと述べているのであります。そのことは確かにりつぱでありませぬ。しかし、池田内閣が広域行政について一定の青写真、未来像を持つていかないか、これが問題であらうかと思ふのであります。いまのところの広域行政に対する政府並びに関係機関はどうかといへば、臨時行政調査会における地方庁案、その部会における地方行政府案、地方制度調査会においては道州制案、首都圏整備委員会の首都圏庁案、自治省構想として伝えられる二、三府県の合併案、さらには近畿圏整備法、と、まさに百花繚乱、百家争鳴ともいふべきであります。したがって、一定の方向というものは全くないのであります。しかもこれに加えて、新河川法案は府県の権限剝奪を企図し、建設省設置法、農林省設置法等は、各省の出先機関の強化によって縦割り行政の傾向をさらに強め、自治権を侵害しようとしたしておるのであります。かつてわが党の阪上議員が、この点をこの衆議院本會議において強く指摘いたしました。ところが、池田首相はこれに對して、今後十分検討いたしました、適切な広域行政についての結論を出したいと考えていますと答えたのであります。これに對しては、こちらの与党の諸君の中にすら、池田は内政について何の考えもないではないか、何を言っているかというやじが、与党の諸君の間から非

常に強く飛んだことは、御記憶のとおりであらうと思ふのであります。(拍手)

さらに指摘しなければならぬことは、日本の地方自治は三割自治といわれております。しかもその三割がますます狭められております。いまや日本の行政は各省による縦割り行政が主となり、住民の手による地方自治は縦となり、全く片すみ追いやられつつあるのであります。しかも池田内閣は、去る四月の地方統一選挙にあたって、中央に直結する政治を唱え、これをスローガンにし、にせ証紙という悪質な手段をもって中央集権化の方向を露骨に推し進めたことは、御案内のとおりであります。(拍手)

かくて、地方自治離れの風潮がますます高まる中で、政府・自民党は、全く架空な内閣委員会におきまして、自治権の侵害の最たるものともいふべき、河川法改悪の前提ともいふべき建設省設置法を強行いたしましたのであります。しかもその同じ日に、この地方行政連絡會議法案を単独審議をもって委員会を通過せしめたことは、この地方行政連絡會議法案の本質を端的に物語るといわなければなりません。すなわち、とうとうたる中央集権化、縦割り行政の強化、ひいては新産業都市建設促進法に見られる地方自治体の独占の下請化の潮流の中であって、自治省が地方自治のとりとして、総合行政のとり

一萬田尙登君	今松 治郎君	正示啓次郎君	周東 英雄君	坊 秀男君	細田 吉藏君	河野 密君	佐々木更三君
宇田 國榮君	宇野 宗佑君	鈴木 正吾君	鈴木 善幸君	堀内 一雄君	本名 武君	佐藤觀次郎君	佐野 憲治君
上村千一郎君	植木庚子郎君	砂原 格君	瀬戸山三男君	前尾繁三郎君	前田 正男君	阪上安太郎君	島本 虎三君
内海 安吉君	浦野 幸男君	關谷 勝利君	園田 直君	前田 義雄君	益谷 秀次君	杉山元治郎君	鈴木茂三郎君
江崎 典澄君	小笠 公韶君	田川 誠一君	田口長治郎君	増田甲子七君	松浦周太郎君	田中 誠治君	田中 織之進君
小川 半次君	小川 平二君	田澤 吉郎君	田中 榮一君	松澤 雄藏君	松永 東君	田中 武夫君	田邊 誠君
小沢 辰男君	小澤佐重喜君	田中 正巳君	田邊 國男君	松山千恵子君	三池 信君	多賀谷眞穂君	高田 富之君
小澤 太郎君	尾関 義一君	高田 富與君	高橋清一郎君	水田三喜男君	宮澤 胤男君	多賀谷眞穂君	高田 富之君
大石 武一君	大上 司君	高橋 等君	高見 三郎君	村上 勇君	毛利 松平君	高津 正道君	辻原 弘市君
大久保武雄君	大倉 三郎君	竹下 登君	竹山祐太郎君	森田重次郎君	森山 欽司君	堂森 芳夫君	中澤 茂一君
大沢 雄一君	大高 康君	谷垣 專一君	千葉 三郎君	八木 徹雄君	保岡 武久君	永井勝次郎君	中村 重光君
大橋 武夫君	大森 玉木君	中馬 辰猪君	津雲 國利君	山口 好一君	山崎 巖君	二宮 武夫君	西村 関一君
岡田 修一君	岡本 茂君	津島 文治君	塚原 俊郎君	山田 彌一君	山手 満男君	西村 力弥君	野口 忠夫君
加藤 高藏君	加藤常太郎君	辻 寛一君	寺島隆太郎君	山村新治郎君	米田 吉盛君	野原 覺君	野原 和君
賀屋 興宜君	海部 俊樹君	渡海元三郎君	徳安 實藏君	米山 恒治君	早稲田柳右衛門君	原 茂君	原 彪君
金子 一平君	金子 岩三君	床次 徳二君	富田 健治君	井堀 繁男君	稻富 稜人君	日野 吉夫君	肥田 次郎君
金丸 信君	上林山榮吉君	内藤 隆君	中垣 國男君	受田 新吉君	佐々木良作君	広瀬 秀吉君	帆足 計君
神田 博君	鴨田 宗一君	中野 四郎君	中村 梅吉君	安宅 常彦君	有馬 輝武君	細迫 兼光君	堀 昌雄君
唐澤 俊樹君	川島正次郎君	中村 幸八君	中村 寅太郎君	井岡 大治君	井手 以誠君	前田榮之助君	松井 誠君
菅 太郎君	木村 公平君	灘尾 弘吉君	永田 亮一君	猪俣 浩三君	石川 次夫君	松原喜之次君	松前 重義君
木村 俊夫君	北澤 直吉君	二階堂 進君	丹羽 喬四郎君	石橋 政嗣君	石山 權作君	三木 喜夫君	武藤 山治君
久野 忠治君	久保田円次君	丹羽 兵助君	西村 英一君	板川 正吾君	緒方 幸男君	村山 喜一君	森島 守人君
久保田藤磨君	草野一郎平君	野田 武夫君	野原 正勝君	大柴 滋夫君	太田 一夫君	八木 一男君	矢尾喜三郎君
黒金 泰美君	小泉 純也君	野田 武夫君	長谷川四郎君	岡本 隆一君	加藤 勘十君	安井 吉典君	山内 広君
小枝 一雄君	小坂善太郎君	羽田 武副郎君	長谷川四郎君	加藤 清二君	片島 港君	山口丈太郎君	山口 鶴男君
小島 徹三君	小平 久雄君	長谷川 峻君	濱田 幸雄君	加藤 清二君	片島 港君	山田 長司君	山中 吾郎君
小山 長規君	額瀨 彌三君	早川 崇君	林 博君	勝澤 芳雄君	勝開田清一君	山田 露史君	山花 秀雄君
佐々木秀世君	佐々木義武君	廣瀬 正雄君	福田 一君	角屋堅次郎君	川俣 清音君	山本 幸一君	湯山 勇君
齋藤 憲三君	坂田 英一君	藤井 勝志君	藤枝 泉介君	川村 敏義君	河上丈太郎君	横路 節雄君	横山 利秋君
櫻内 義雄君	藤名悦三郎君	藤田 義光君	藤原 節夫君	河野 正君	木原津與志君	吉村 吉雄君	渡辺 徳蔵君
始関 伊平君	篠田 弘作君	藤本 捨助君	古井 喜實君	久保田 豊君	栗原 俊夫君	春日 一幸君	川上 貫一君
重政 誠之君	篠田 弘作君	古川 丈吉君	保利 茂君	栗林 三郎君	黒田 壽男君	志賀 義雄君	谷口善太郎君
遊谷 直藏君	島村 一郎君			小林 進君	児玉 末男君		

否とする議員の氏名

小林 進君	児玉 末男君	河野 密君	佐々木更三君
久保田 豊君	栗原 俊夫君	佐藤觀次郎君	佐野 憲治君
河野 正君	木原津與志君	阪上安太郎君	島本 虎三君
栗林 三郎君	黒田 壽男君	杉山元治郎君	鈴木茂三郎君
久保田 豊君	栗原 俊夫君	田中 誠治君	田中 織之進君
河野 正君	木原津與志君	田中 武夫君	田邊 誠君
栗林 三郎君	黒田 壽男君	多賀谷眞穂君	高田 富之君
久保田 豊君	栗原 俊夫君	高津 正道君	辻原 弘市君
河野 正君	木原津與志君	堂森 芳夫君	中澤 茂一君
栗林 三郎君	黒田 壽男君	永井勝次郎君	中村 重光君
久保田 豊君	栗原 俊夫君	二宮 武夫君	西村 関一君
河野 正君	木原津與志君	西村 力弥君	野口 忠夫君
栗林 三郎君	黒田 壽男君	野原 覺君	野原 和君
久保田 豊君	栗原 俊夫君	原 茂君	原 彪君
河野 正君	木原津與志君	日野 吉夫君	肥田 次郎君
栗林 三郎君	黒田 壽男君	広瀬 秀吉君	帆足 計君
久保田 豊君	栗原 俊夫君	細迫 兼光君	堀 昌雄君
河野 正君	木原津與志君	前田榮之助君	松井 誠君
栗林 三郎君	黒田 壽男君	松原喜之次君	松前 重義君
久保田 豊君	栗原 俊夫君	三木 喜夫君	武藤 山治君
河野 正君	木原津與志君	村山 喜一君	森島 守人君
栗林 三郎君	黒田 壽男君	八木 一男君	矢尾喜三郎君
久保田 豊君	栗原 俊夫君	安井 吉典君	山内 広君
河野 正君	木原津與志君	山口丈太郎君	山口 鶴男君
栗林 三郎君	黒田 壽男君	山田 長司君	山中 吾郎君
久保田 豊君	栗原 俊夫君	山田 露史君	山花 秀雄君
河野 正君	木原津與志君	山本 幸一君	湯山 勇君
栗林 三郎君	黒田 壽男君	横路 節雄君	横山 利秋君
久保田 豊君	栗原 俊夫君	吉村 吉雄君	渡辺 徳蔵君
河野 正君	木原津與志君	春日 一幸君	川上 貫一君
栗林 三郎君	黒田 壽男君	志賀 義雄君	谷口善太郎君

○議長(清瀬一郎君) 地方行政連絡會議法案につき採決いたします。

この採決は記名投票をもって行ないます。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(清瀬一郎君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(清瀬一郎君) 引き続いてすみやかに御投票願います。——すみやかに御投票願います。

〔投票総統〕

○議長(清瀬一郎君) この情勢でやむを得ません。時間制限をします。ただいまから三分以内に投票せられんことを望みます。この時間内に投票せられない方は棄権されたものと認めます。

〔投票総統〕

○議長(清瀬一郎君) 制限の時間がまわりました。投票箱閉鎖。棄権の人は投票できません。開匣。——開鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(清瀬一郎君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百二十一

可とする者(白票) 二百

否とする者(青票) 百二十一

○議長(清瀬一郎君) 右の結果、地方行政連絡会議法案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

地方行政連絡会議法案を委員長報告の通り決する可とする議員の氏名

安倍晋太郎君	安藤 豊君
相川 勝六君	逢澤 寛君
愛知 揆一君	青木 正君
赤澤 正道君	秋田 大助君
秋山 利恭君	足立 篤郎君
天野 公義君	綾部健太郎君
荒木萬壽夫君	有田 喜一君
井出一太郎君	井原 岸高君
井村 重雄君	伊藤 五郎君
伊能繁次郎君	飯塚 定輔君
生田 宏一君	池田 清志君
石田 博英君	一萬田尙登君
宇田 國榮君	宇野 宗佑君
上村千一郎君	植木庚子郎君
内海 安吉君	浦野 幸男君
江崎 真澄君	小笠 公昭君
小川 半次君	小川 平二君
小沢 辰男君	小澤佐重喜君
小澤 太郎君	尾関 義一君
大石 武一君	大上 司君
大久保武雄君	大倉 三郎君
大沢 雄一君	大高 康君
大橋 武夫君	大森 玉木君
岡田 修一君	岡本 茂君

加藤 高藏君	加藤常太郎君
加藤謙五郎君	賀屋 興宣君
海部 俊樹君	金子 一平君
金子 岩三君	金丸 信君
神田 博君	鴨田 宗一君
唐澤 俊樹君	菅 太郎君
木村 公平君	木村 俊夫君
木村 守江君	北澤 直吉君
久野 忠治君	久保田円次君
久保田藤麿君	草野一郎平君
倉成 正君	蔵内 修治君
黒金 泰美君	小泉 純也君
小枝 一雄君	小坂善太郎君
小島 徹三君	小平 久雄君
小山 長規君	細瀨 彌三君
佐々木秀世君	佐々木義武君
齋藤 憲三君	坂田 英一君
坂田 道太君	櫻内 義雄君
薩摩 雄次君	始岡 伊平君
権名悦三郎君	重政 誠之君
篠田 弘作君	澁谷 直藏君
高村 一郎君	正示啓次郎君
岡東 英雄君	鈴木 正吾君
鈴木 善幸君	砂原 格君
瀬戸山三男君	關谷 勝利君
園田 直君	田川 誠一君
田口長治郎君	田澤 吉郎君
田中伊三次君	田中 榮一君
田中 正巳君	田邊 國男君
高田 富興君	高橋 英吉君
高橋清一郎君	高橋 等君
高見 三郎君	竹下 登君
竹山祐太郎君	谷垣 專一君

千葉 三郎君	中馬 辰猪君
津雲 國利君	津島 文治君
塚原 俊郎君	辻 寛一君
網島 正興君	寺島隆太郎君
渡海元三郎君	徳安 實藏君
床次 徳二君	富田 健治君
内藤 隆君	中垣 國男君
中野 四郎君	中村 梅吉君
中村 幸八君	中村 寅太君
中村庸一郎君	中山 マサ君
永田 亮一君	灘尾 弘吉君
南條 徳男君	二階堂 進君
丹羽喬四郎君	丹羽 兵助君
西村 英一君	西村 直己君
野田 卯一君	野田 武夫君
野原 正勝君	羽田武嗣郎君
長谷川四郎君	長谷川 峻君
濱田 幸雄君	早川 崇君
林 博君	原 健三郎君
原田 憲君	廣瀬 正雄君
福田 一君	福永 一臣君
藤永 健司君	藤井 勝志君
藤枝 泉介君	藤田 義光君
藤原 節夫君	藤本 捨助君
古井 喜實君	古川 丈吉君
保利 茂君	坊 秀男君
細田 吉藏君	堀内 一雄君
本名 武君	前尾繁三郎君
前田 正男君	前田 義雄君
益谷 秀次君	増田甲子七君
松浦周太郎君	松澤 雄藏君
松永 東君	松本 一郎君
松山千恵子君	三池 信君

否とする議員の氏名

水田三喜男君	南 好雄君
宮澤 胤男君	村上 勇君
毛利 松平君	森下 國雄君
森田重次郎君	森山 欽司君
八木 徹雄君	保岡 武久君
山口 好一君	山崎 巖君
山田 彌一君	山手 満男君
山中 貞則君	山村新治郎君
吉田 重延君	米田 吉盛君
米山 恒治君	早稻田柳右衛門君
安宅 常彦君	足鹿 覺君
有馬 輝武君	淡谷 悠藏君
井伊 誠一君	井岡 大治君
井手 以誠君	猪俣 浩三君
石川 次夫君	石橋 政嗣君
石山 權作君	板川 正吾君
稻村 隆一君	緒方 孝男君
大柴 滋夫君	太田 一夫君
岡田 利春君	岡本 隆一君
加藤 勘十君	加藤 清二君
片島 港君	勝澤 芳雄君
勝岡田清一君	角屋堅次郎君
川俣 清賢君	川村 繼義君
河上丈太郎君	河野 正君
木原津與志君	久保田鶴松君
久保田 豊君	栗原 俊夫君
栗林 三郎君	黒田 壽男君
小林 信一君	小林 進君
兒玉 末男君	五島 虎雄君
河野 密君	佐々木更三君
佐藤觀次郎君	佐野 憲治君
坂本 泰良君	阪上安太郎君

島上善五郎君	島本 虎三君
下平 正一君	杉山元治郎君
鈴木茂三郎君	田口 誠治君
田中織之進君	田中 武夫君
田邊 誠君	多賀谷眞稔君
高田 富之君	高津 正道君
橋 兼次郎君	辻原 弘市君
坪野 米男君	堂森 芳夫君
中澤 茂一君	中村 重光君
永井勝次郎君	橋崎弥之助君
成田 知巳君	二宮 武夫君
西村 関一君	野口 忠夫君
野原 覺君	芳賀 貢君
長谷川 保君	畑 和君
原 彪君	日野 吉夫君
肥田 次郎君	広瀬 秀吉君
帆足 計君	穂積 七郎君
細迫 兼光君	堀 昌雄君
前田榮之助君	松井 政吉君
松井 誠君	松原喜之次君
松前 重義君	三木 喜夫君
三宅 正一君	武藤 山治君
村山 喜一君	森島 守人君
八百板 正君	八木 一男君
矢尾喜三郎君	安井 吉典君
安平 鹿一君	柳田 秀一君
山内 広君	山口丈太郎君
山口 鶴男君	山田 長司君
山中 吾郎君	山中日露史君
山花 秀雄君	山本 幸一君
湯山 秀君	横路 節雄君
横山 利秋君	吉村 吉雄君
渡辺 徳藏君	井堀 繁男君

稲富 稜人君 受田 新吉君
春日 一幸君 佐々木良作君
田中幾三郎君 西村 榮一君
門司 亮君 本島百合子君
川上 貫一君 志賀 義雄君
谷口善太郎君

○議長(清瀬一郎君) この際、一時間休憩いたします。

午後一時十五分休憩
午後二時三十二分開議

○副議長(原健三郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第二 甘味資源特別措置法案(内閣提出)

日程第三 沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法案(内閣提出)

○副議長(原健三郎君) 日程第二、甘味資源特別措置法案、日程第三、沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法案、右両案を一括して議題といたします。

甘味資源特別措置法案

右 国会に提出する。

昭和三十八年三月二十二日

内閣総理大臣 池田 勇人

甘味資源特別措置法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 甘味資源作物の生産の振興(第三条―第十二条)
- 第三章 生産振興地域における国内産糖製造事業(第十三条―第十九条)

第四章 国内産糖の政府買入れ(第二十―第二十三条)

第五章 国内産ぶどう糖の政府買入れ等(第二十四条―第二十八条)

第六章 甘味資源審議会(第二十九条―第三十四条)

第七章 雑則(第三十五条―第三十七条)

第八章 罰則(第三十八条―第四十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、適地における甘味資源作物の生産の振興及び当該生産に係る甘味資源作物又は国内産のぶどう粉をおもな原料として使用する砂糖類の製造事業の健全な発展を図るために必要な措置を講ずることにより、農業経営の改善と農家所得の安定及び甘味資源に係る国際競争力の強化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「甘味資源作物」とは、てん菜及びさとうきびをいう。

3 この法律において「国内産ぶどう糖」とは、国内産の甘しよでん粉又は馬鈴しよでん粉を原料として製造されるぶどう糖をいう。

4 この法律において「砂糖類」とは、砂糖及びぶどう糖をいう。

第二章 甘味資源作物の生産の振興

(需要及び生産の長期見通し)

第三条 政府は、砂糖類及び甘味資源作物を農業基本法(昭和三十六年法律第百二十七号)第八條第一項(重要農産物についての需要及び生産の長期見通しの樹立)の重要な農産物として、これらにつき、同項の規定により需要及び生産の長期見通しをたて、これを公表しなければならない。

(生産振興地域の指定)

第四条 農林大臣は、てん菜及びさとうきびごとに、次の各号に掲げる要件のすべてを備える一定の区域であつて、当該区域における農業経営の改善を図るため甘味資源作物の生産を計画的に振興することが特に必要であると認められるものをてん菜生産振興地域又はさとうきび生産振興地域(以下「生産振興地域」と総称する。)として指定することができる。

一 当該区域における気象条件及び当該区域内の農地の相当部分に係る土じよその他の自然的条件が甘味資源作物の栽培に適する政令で定める条件に適合していること。

二 当該区域における農作物の作付の体系、競合農作物の状況、農業労働条件その他の農業経営の条件に照らして、当該区域内における甘味資源作物の生産が安定的に増大する見込みが確実であること。

三 当該区域内において生産される甘味資源作物の生産数量が、

一又は二以上の合理的な経営規模の国内産糖の製造事業を安定的に成立させるために必要な数量として政令で定める数量に達しており、又はこれに達する見込みが確実であること。

2 農林大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、関係都道府県知事の意見を聞かなければならない。

(指定の申出)

第五条 都道府県知事は、その区域における農業経営の改善を図るため甘味資源作物の生産を計画的に振興することが特に必要と認められる一定の区域につき、前条第一項の規定による指定をすべき旨を農林大臣に申し出ることができ

(区域の変更)

第六条 農林大臣は、甘味資源作物の生産事情、経済事情等に變動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、必要があるときは、生産振興地域の区域を変更することができ

2 前項の規定による変更は、その変更後の区域が第四条第一項各号に掲げる要件のすべてを備える区域であり、かつ、その区域における農業経営の改善を図るため当該甘味資源作物の生産を計画的に振興することが特に必要と認められる場合でなければ、することができない。

3 第四条第二項及び前条の規定は、第一項の規定による変更について準用する。

(指定の解除)

第七条 農林大臣は、生産振興地域が第四条第一項各号に掲げる要件の全部又は一部を欠くに至つたときは、生産振興地域の指定を解除しなければならない。

2 第四条第二項及び第五条の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

(指定等の告示)

第八条 第四条第一項の規定による指定、第六条第一項の規定による区域の変更及び前条第一項の規定による指定の解除は、告示しなければならない。

(生産振興計画の樹立)

第九条 生産振興地域の区域の全部又は一部を管轄する都道府県知事は、当該区域内において生産される当該甘味資源作物につき、農林省令で定めるところにより、毎年、生産振興計画をたて、農林大臣の承認を受けなければならない。

2 生産振興計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 作付面積及び生産数量に関する事項

二 土地改良その他生産基盤の整備に関する事項

三 優良種苗の生産及び普及に関する事項

四 栽培技術の改善に関する事項

五 農業経営の合理化に関する事項

六 集荷及び販売に関する事項

七 その他必要な事項

3 都道府県知事は、生産振興計画をたてようとするときは、関係市町村及び農林省令で定める農業団体等の意見を聞かなければならぬ。

4 都道府県知事は、生産振興計画につき第一項の承認を受けたときは、その概要を公示しなければならない。

(生産振興計画の変更)
第十條 都道府県知事は、生産振興計画を変更しようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、生産振興計画の変更について準用する。

(生産振興計画の実施に係る助成)
第十一條 政府は、毎年度、予算の範囲内において、生産振興地域の区域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする都道府県に対し、第九條第一項の承認(生産振興計画を変更した場合にあつては、その変更に係る前条第一項の承認を含む)を受けた生産振興計画の実施に要する経費の一部を補助することができる。

第十二條 農林大臣及び都道府県知事は、甘味資源作物を生産する者又はその者の組織する団体に対し、前条の生産振興計画の達成を図るため、助言、指導、資金の融通のあつせんその他必要な援助を行なうよう努めるものとする。

第三章 生産振興地域における国内産糖製造事業

(指定製造施設の設置の承認)

第十三條 甘味資源作物を原料として国内産糖を製造する施設で政令で定めるもの(以下「指定製造施設」という。)を生産振興地域の区域内において新たに設置しようとする者は、農林省令で定める手続により、農林大臣の承認を受けなければならない。

2 農林大臣は、前項の承認の申請が次の各号に掲げる要件のすべてに適合していると認められるときは、同項の承認をしなければならない。

- 一 当該承認をすることによつて、当該生産振興地域の区域内に設置される指定製造施設についての原料処理能力が、第三条及び農業基本法第八條第一項の規定により公表された甘味資源作物に係る長期見通し等から推定される当該区域内における当該甘味資源作物の生産の長期の見通しに照らして著しく過大にならないこと。
- 二 当該申請に係る指定製造施設についての原料処理能力が当該事業を合理的に経営するために必要と認められる規模のものであり、かつ、その施設が効率的なものであること。
- 三 当該申請に係る指定製造施設の設置の場所が当該事業の合理的な経営に適する立地条件を備えていること。
- 四 当該申請に係る指定製造施設についての原料処理能力に見合

ら当該甘味資源作物の数量を当該生産振興地域の区域内において確保する見込みが確実であること。

五 当該事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

六 その他当該承認をすることによつて、当該生産振興地域の区域内における当該甘味資源作物の生産又はその区域内に設置される指定製造施設による当該事業の健全な発展が阻害されることとならないこと。

(既存指定製造施設に係る届出)

第十四條 生産振興地域の指定又は生産振興地域の区域の変更があつた場合において、その指定又は区域の変更の際現にその区域(区域の変更の場合にあつては、その変更によつて新たに生産振興地域の区域となつた地域)内において指定製造施設を設置している者(当該区域内においてその新設に係る工事が行なわれている場合のその設置者を含む)は、その指定又は区域の変更があつた日から三十日以内、農林省令で定める事項を農林大臣に届け出なければならない。

(指定製造施設の変更の承認)
第十五條 生産振興地域の区域内に設置されている指定製造施設(以下「地域内指定製造施設」という。)につき農林省令で定める変更をしようとする者は、農林省令で定める手続により、農林大臣の承認を受けなければならない。

2 第十三條第二項の規定は、前項の承認について準用する。

(承認の条件)

第十六條 第十三條第一項及び前条第一項の承認には、条件を附することができる。

2 前項の条件は、当該承認に係る指定製造施設の適確な設置及び当該指定製造施設による当該事業の適正な運営を確保するため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該承認を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(事業開始等の届出)

第十七條 地域内指定製造施設につき、当該事業を開始し、当該事業を休止し、又は農林省令で定める一定期間以上継続して当該事業を休止する者は、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

(地域内国内産糖製造事業者に対する指示及び勧告)

第十八條 農林大臣は、生産振興地域の区域内における農業経営の改善と農家所得の安定を図るため必要があるときは、地域内指定製造施設により当該生産振興地域の区域内において生産される当該甘味資源作物を原料として国内産糖を製造する事業(以下「地域内国内産糖製造事業」という。)を行なう者(以下「地域内国内産糖製造事業者」という。)に対し、当該生産振興地域の区域内において生産される当該甘味資源作物に係るその生産者からの買入れの価格その他その生産者との取引の条件及び方法、

その買入れを行なう区域並びにこれを原料とする国内産糖の製造及びその貯蔵に關し、必要な指示をすることができる。

第十九條 農林大臣は、地域内国内産糖製造事業の合理化を促進するため必要があるときは、地域内国内産糖製造事業者に対し、当該事業に係る経営の改善、当該事業の休止、当該事業に係る経営の共同化、地域内指定製造施設の譲渡その他の措置を講ずべき旨を勧告することができる。

2 農林大臣は、前項の規定による勧告に従ひ必要な措置を講ずる者に対し、資金の融通のあつせんその他必要な援助を行なうよう努めるものとする。

第四章 国内産糖の政府買入れ

(政府買入れをする場合)

第二十條 政府は、砂糖の価格が著しく低落した場合において、必要があるときは、農林省令で定めるところにより、地域内国内産糖製造事業者から、その製造する国内産糖の買入れをすることができ

(政府買入れの対象となる国内産糖の種類等)

第二十一條 前条の規定により政府が買入れる国内産糖は、生産振興地域の区域内において生産された当該甘味資源作物で、てん菜及びさとうきびごとにその生産者販売価格の最低基準となるものとして農林大臣が定める価格(以下「最低生産者価格」という。)を下らな

い価格でその生産者から買入れられたものを原料として当該地域内指定製造施設により製造された国内産糖であつて、農林省令で定める種類、規格及び生産年のものに限りとする。

2 前項の場合において、国内産糖が、生産振興地域の区域内において生産された当該甘味資源作物で最低生産者価格を下らない価格でその生産者から買入れられたものを原料として製造されたものかどうかの認定の手續は、前条の農林省令で定めるものとする。
(最低生産者価格)
第二十二条 最低生産者価格は、政令で定めるところにより、農業パリティ指数に基づき算出される価格を基準とし、物価その他の経済事情を参酌して定めるものとする。

2 最低生産者価格は、てん菜にあつては毎年一月一日から十二月三十一日までには種されるもの、さとうきびにあつては毎年十月一日から翌年九月三十日までには収穫されるものにつき、その種又は収穫が開始される時期を基準として政令で定める期日までに告示しなければならぬ。

3 最低生産者価格は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があるときは、改定することができる。この場合には、農林大臣は、遅滞なく、改定

後の最低生産者価格を告示しなければならぬ。

(政府買入れの価格)

第二十三条 第二十条の規定による政府の買入れの価格は、その原料たる甘味資源作物の最低生産者価格に、当該甘味資源作物の買入れ並びにこれを原料とする国内産糖の製造及びその政府への売渡しに要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準として、農林大臣が定める。

2 前項の政府の買入れの価格は、毎年、政令で定める期日までに告示しなければならぬ。
3 前条第三項の規定は、第一項の政府の買入れの価格について準用する。

第五章 国内産ぶどう糖の政府買入れ等
府買入れ等

(政府買入れをする場合)

第二十四条 政府は、砂糖の価格が著しく低落した場合において、国内産ぶどう糖の生産を維持してその原料でん粉の原料となる国内産の甘しよ及び馬鈴しよの需要の確保を図るため必要があるときは、農林省令で定めるところにより、国内産ぶどう糖の製造事業を行なう者(以下「ぶどう糖製造事業者」という。)から、その製造する国内産ぶどう糖の買入れをすることが出来る。

(政府買入れの対象となる国内産ぶどう糖の種類等)

第二十五条 前条の規定により政府が買入れられる国内産ぶどう糖は、

農林省令で定める種類、規格及び生産年のものに限りとする。

(政府買入れの価格)

第二十六条 第二十四条の規定による政府の買入れの価格は、政令で定めるところにより、農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二百二十五号)第五条第一項(農産物等の買入れ価格の算定方法)の甘しよでん粉の買入れ基準価格に運賃その他の諸掛りを加え、これに甘しよでん粉を原料とする国内産ぶどう糖の製造及びその政府への売渡しに要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準として、農林大臣が定める。

2 前項の政府の買入れの価格は、毎年、政令で定める期日までに告示しなければならぬ。
3 第二十二条第三項の規定は、第一項の政府の買入れの価格について準用する。

(政府買入れに係る国内産ぶどう糖の売渡し)

第二十七条 政府は、第二十四条の規定により買入れた国内産ぶどう糖を、政令で定めるところにより、隨意契約により売り渡すことができる。

2 前項の規定により国内産ぶどう糖を隨意契約により売り渡す場合における予定価格は、政令で定めるところにより、ぶどう糖の市価、砂糖の市価及び物価その他の経済事情を参酌して、農林大臣が定める。

(ぶどう糖製造事業者に対する勧告)

第二十八条 農林大臣は、国内産ぶどう糖の製造事業の合理化を促進するため必要があるときは、ぶどう糖製造事業者に対し、当該事業に係る経営の改善、当該事業の休止、当該事業に係る経営の共同化、国内産ぶどう糖製造施設の譲渡その他の措置を講ずべき旨を勧告することができる。

2 農林大臣は、前項の規定による勧告に従い必要な措置を講ずる者に対し、資金の融通のあつせんその他必要な援助を行なうよう努めるものとする。

第六章 甘味資源審議会
(設置)

第二十九条 農林省に、甘味資源審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)

第三十条 審議会は、農林大臣の諮問に応じ、甘味資源作物の生産の振興、砂糖類の製造事業の合理化、でん粉の原料となる甘しよ及び馬鈴しよの需要の確保その他この法律の施行に關する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に關し、農林大臣及び関係各大臣に意見を述べることが出来る。

(組織)

第三十一条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。
2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

3 委員及び専門委員は、前条第一項に規定する事項に關し学識経験を有する者のうちから、農林大臣が任命する。
4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第三十二条 審議会に、会長を置く。
2 会長は、委員が互選する。
3 会長は、会務を總理する。
4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(部会)

第三十三条 審議会に、部会を置くことができる。
2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

(農林省令への委任)

第三十四条 この章に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、農林省令で定める。

第七章 雜則
(報告及び検査)

第三十五条 農林大臣は、甘味資源作物の生産費の調査に必要な限度において、甘味資源作物の生産者から必要な事項に關する報告をさせることができる。

第三十六条 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、地域内国内産糖製造事業者若しくはぶどう糖製造事業者に対し、必要な事項に關する報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳

簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(事業の停止命令)

第三十七条 農林大臣は、第十三条第一項又は第十五条第一項の承認を受けた者(その者の一般承継人その他の承継人で、農林省令で定めるものを含む。)が第十六条第一項の規定により当該承認に附された条件に違反したときは、その者に對し、一年以内の期間を定め、その承認に係る地域内指定製造施設による当該事業の全部又は一部の停止を命ずることができ

第八章 罰則

第三十八条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第一項の規定に違反して指定製造施設を新たに設置した者
- 二 第十五条第一項の規定に違反して地域内指定製造施設につき同項の農林省令で定める変更をした者
- 三 前条の規定による事業の停止の命令に違反した者

第三十九条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十五条若しくは第三十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第三十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第四十一条 第十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(国内産糖の政府買入れに係る特例)
第二条 政府は、当分の間、第二十条の規定による買入れのほか、地域内指定製造施設の新設の当初においてその新設をした者が当該甘味資源作物の集荷等の面を受ける著しい不利を補正する必要がある場合その他政令で定める特別の事由がある場合において、特に必要があるときは、農林省令で定めるところにより、当該地域内国内産糖製造事業者(農林省令で定める

特別の事由がある国内産糖の製造事業者を含む。)から、その製造する国内産糖の買入れをすることができ

2 前項の規定による政府の買入れの価格は、その原料たる甘味資源作物の最低生産者価格に、当該甘味資源作物の買入れ並びにこれを原料とする国内産糖の製造及びその政府への充渡しに要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準とし、当該甘味資源作物の生産事情、集荷事情その他の経済事情を参酌して、農林大臣が定める。

3 農林大臣は、前項の政府の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

4 第二十一条の規定は第一項の規定により政府が買入れる国内産糖について、第二十二条第三項の規定は第二項の政府の買入れの価格について、それぞれ、準用する。この場合において、第二十一条第一項中「生産振興地域の区域内」とあるのは、「生産振興地域の区域(農林大臣が指定する区域を含む。以下この条において同じ。)」と、「当該地域内指定製造施設」とあるのは、「当該地域内指定製造施設(農林大臣が指定する指定製造施設を含む。)」と読み替えるものとする。

(国内産ぶどう糖の政府買入れに係る特例)

第三条 政府は、当分の間、第二十条の規定による買入れのほか、国内産ぶどう糖の製造事業者の合理

化を促進するため特に必要があるときは、農林省令で定めるところにより、ぶどう糖製造業者から、その製造する国内産ぶどう糖の買入れをすることができ

2 前項の規定による政府の買入れの価格は、政令で定めるところにより、農産物価格安定法第五条第一項の甘しよでん粉の買入基準価格に運賃その他の諸掛りを加え、これに甘しよでん粉を原料とする国内産ぶどう糖の製造及びその政府への充渡しに要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準とし、その額を参酌して、農林大臣が定める。

3 農林大臣は、前項の政府の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

4 第二十五条の規定は第一項の規定により政府が買入れる国内産ぶどう糖について、第二十六条第三項の規定は第二項の政府の買入れの価格について、第二十七条の規定は第一項の規定により政府が買入れた国内産ぶどう糖について、それぞれ、準用する。

(奄美群島復興実施計画との関係)

第四条 奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島の区域が生産振興地域の区域の全部又は一部となつた場合においては、鹿児島県知事は、同法第四条第一項の規定により作成する復興実施計画と第九条第一項の規定により当

該生産振興地域についてたてる生産振興計画とが相互に矛盾するところがないように配慮するものとする。

(経過規定)

第五条 昭和三十三年においては種されるてん菜に係る最低生産者価格は、第二十二條第二項の規定にかかわらず、政令で定める期日までに告示するものとする。

(食糧管理特別会計法の一部改正)

第六条 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「食糧及」を「食糧、」に改め、「(以下農産物等ト謂フ)」の下に「並甘味資源特別措置法(昭和三十三年法律第 号)第二十條及第二十四條ノ規定ニ依リ政府ノ買入ルル国内産糖及国内産葡萄酒(以下砂糖類ト謂フ)」を加える。

第一条ノ二中「農産物等安定勸定」の下に、「砂糖類勸定」を加える。

第二条、第三条及び第四条ノ三中「及農産物等」を、「農産物等及砂糖類」に改める。

第六条ノ二の次に次の一条を加える。

第六条ノ二ノ二 砂糖類勸定ニ於テハ砂糖類ノ売渡代金、調整勸定ヨリノ受入金、一般會計ヨリノ受入金其ノ他附屬雜収入ヲ以テ其ノ歳入トシ砂糖類ノ買入代金、砂糖類ノ買入及売渡ニ關スル諸費、業務勸定及調整勸定ヘノ繰入金其ノ他附屬諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

前項ノ一般會計ヨリノ受入金ハ砂糖類勘定ノ決算上ノ損失ヲ補填スル為算ノ定ムル所ニ依リ一般會計ヨリ之ヲ繰入ルルモノトス

第六條ノ三及び第六條ノ五第一項中「農産物等安定勘定」の下に「砂糖類勘定」を加える。

第六條ノ九中「及農産物等」を「農産物等及砂糖類」に改める。

第八條ノ四の次に次の一条を加える。

第八條ノ四ノ二 砂糖類勘定ニ付テハ前條ノ規定ヲ準用ス

附則第五項中「及てん菜生産振興臨時措置法(昭和二十八年法律第二号)ノ規定ニ依ル甜菜糖」を削り、「保管又ハ検査並飼料供給安定法ノ規定ニ依ル飼料ノ交換」を「交換又ハ保管」に、「ハ当分ノ間」を「及甘味資源特別措置法附則第二條第一項又ハ第三條第一項ノ規定ニ依ル国内産糖又ハ国内産葡萄糖ノ買入、売渡又ハ保管ニ関スル一切ノ歳入歳出ハ当分ノ間夫」に改め、「農産物等安定勘定」の下に「及砂糖類勘定」を加え、「第二條」を「第二條中「食糧、農産物等及砂糖類ノ買入代金」トアルハ「食糧、農産物等、砂糖類(甘味資源特別措置法附則第二條第一項及第三條第一項ノ規定ニ依リ政府ノ買入ルル国内産糖及国内産葡萄糖ヲ含ム以下同ジ)及飼料ノ買入代金並飼料ノ交換ニ伴フ支出」ト、」に、「食糧及農産物等」を「食糧、農産物等及砂糖類」に、「飼料及甜菜糖ノ買入代金並」を「飼料ノ買入代金並」に、「飼料ノ買入代金」を「飼料ノ買入代金、」に、「飼料及甜菜糖ノ買入」を「及飼料ノ買入」に、「飼料及甜菜糖」を「砂糖類及飼料」に改める。

附則第五項の次に次の一項を加える。

政府ハ当分ノ間第六條ノ二ノ二第二項ノ規定ニ拘ラス甘味資源特別措置法附則第二條第一項又ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ買入レタル砂糖類ニ係ル砂糖類勘定ニ生ズル損失ヲ補填スル為算ノ定ムル所ニ依リ一般會計ヨリ砂糖類勘定ニ繰入金ヲ為スコトヲ得

(食糧管理特別會計法の一部改正に伴フ経過規定)

第七條 改正後の食糧管理特別會計法の規定は、次項に定めるものを除くほか、昭和三十一年度分以降の予算について適用し、昭和三十一年度分以前の予算については、なお従前の例による。ただし、昭和三十一年度分以前の予算については、は、改正前の食糧管理特別會計法附則第五項中「及てん菜生産振興臨時措置法(昭和二十八年法律第二号)ノ規定ニ依ル甜菜糖」とあるのは、てん菜生産振興臨時措置法(昭和二十八年法律第二号)ノ規定ニ依ル甜菜糖及甘味資源特別措置

法(昭和三十一年法律第 号)ノ規定ニ依ル国内産糖又ハ国内産葡萄糖」と、「当分ノ間本會計」とあるのは「本會計」と、「及甜菜糖」とあるのは「甜菜糖及甘味資源特別措置法ノ規定ニ依リ政府ノ買入ルル国内産糖又ハ国内産葡萄糖」とする。

2 食糧管理特別會計法第六條ノ八第二項第二号又は第三号の規定により食糧管理特別會計の予算に添附すべき前年度又は前年度に係る書類については、昭和三十一年度分(前前年度に係る当該書類については、昭和四十年年度分を含む)の予算に限り、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 昭和三十一年三月三十一日における食糧管理特別會計の農産物等安定勘定の資産及び負債は、政令で定めるところにより、同會計の農産物等安定勘定又は砂糖類勘定にそれぞれ帰属するものとする。

(農林省設置法の一部改正)

第八條 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五十條第四号中「及びてん菜糖」を、「国内産糖(甘味資源特別措置法(昭和三十一年法律第 号)第二條第二項の国内産糖をいう。及び国内産ぶどう糖(同条第三項の国内産ぶどう糖をいう。))」に改める。

第五十一條第一項中「第五十四條」を「次条」に改め、第五十二條及び第五十三條を削り、第五十一條の次に次の一条を加える。

(米価審議会及び甘味資源審議会)

第五十二條 食糧庁に、附屬機關として、米価審議会及び甘味資源審議会を置く。

第五十四條の見出しを削り、同条第一項中「食糧庁の附屬機關として、米価審議会を置く。」を削り、同条を第五十三條とし、同条の次に次の一条を加える。

第五十四條 甘味資源審議会は、甘味資源特別措置法によりその権限に属させた事項を行なうことを目的とする機關とする。

2 前項に定めるもののほか、甘味資源審議会については、甘味資源特別措置法の定めるところによる。

理由

適地における甘味資源作物の生産の振興を図るための生産振興地域の指定の制度、当該地域における国内産糖製造事業施設の建設の承認の制度、国内産糖及び国内産ぶどう糖に係る政府買入れの制度等を定めて、当該地域における農業経営の改善と農家所得の安定及び甘味資源に係る国際競争力の強化に資するとともに、農林省に甘味資源審議会を設置して甘味資源に関する重要事項を調査審議する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法案

右 國會に提出する。

昭和三十一年六月八日 内閣總理大臣 池田勇人

1 沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法

1 政府は、当分の間砂糖の価格が著しく低落した場合において、必要があるときは、農林省令で定めるところにより、沖繩産糖を製造する事業を行なう者(以下「沖繩産糖製造事業者」といふ。)又は沖繩産糖製造事業者からの委託を受けて当該沖繩産糖製造事業者が製造した沖繩産糖を本邦に輸入した者から、当該沖繩産糖製造事業者が製造した沖繩産糖で本邦に輸入されたものの買入れをすることができ。

2 前項の規定により政府が買入れられる沖繩産糖は、農林省令で定める種類、規格及び生産年のものに限るものとする。

3 第一項の規定による政府の買入れの価格は、甘味資源特別措置法(昭和三十一年法律第 号)第二十三條第一項の規定により定められている国内産のさとうきびを原料として製造される砂糖の政府の買入れの価格及び沖繩におけるさとうきび生産事情、沖繩産糖の製

造事情その他の経済事情を参酌して、農林大臣が定める。

4 この法律において「沖繩」とは、硫黄島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む)の地域をいい、「沖繩産糖」とは、沖繩において生産されるさとうきびを原料として沖繩に設置されている砂糖の製造施設により製造される砂糖をいい、「本邦」とは、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第一号に規定する本邦をいうものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「及甘味資源特別措置法」を「並甘味資源特別措置法」に改め、「国内産葡萄糖ノ買入、充渡又ハ保管」の下に「及沖繩産糖の政府買入れに關する特別措置法(昭和三十八年法律第 号) 第一項ノ規定ニ依ル沖繩産糖ノ買入、赤渡又ハ保管」を、「及国内産葡萄糖」の下に「並沖繩産糖の政府買入れに關する特別措置法第一項ノ規定ニ依リ政府ノ買入ルル沖繩産糖」を加える。

3 改正後の食糧管理特別会計法の規定は、昭和三十九年度分以降の予算について適用し、昭和三十八年度分の予算については、甘味資源特別措置法附則第六条の規定による改正前の食糧管理特別会計法附則第五項の規定の例による。ただし、昭和三十八年度分の予算については、甘味資源特別措置法附則第六條の規定による改正前の食糧管理特別会計法附則第五項の規定の例による。

4 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五十条第四号中(同条第三項の国内産さとう糖をいう。)の下に「並びに沖繩産糖(沖繩産糖の政府買入れに關する特別措置法(昭和

和三十一年法律第 号)第四項の沖繩産糖をいう。)を加える。

理由

沖繩に対する援助措置の一部として、国内産糖の政府買入れの措置に準じ、輸入に係る沖繩産糖につき、政府買入れのみを開く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員長長谷川四郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔長谷川四郎君登壇〕

○長谷川四郎君 ただいま議題となりました二法案について、農林水産委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、内閣提出、甘味資源特別措置法案について申し上げます。

甘味資源の生産の振興につきまして、昭和二十八年以来、てん菜生産振興臨時措置法により、寒地農業の確立のため多大の効果をあげてまいりましたが、この法律が本年三月末日をもって失効することに伴い、今後は、適地における甘味資源作物の生産の振興及び砂糖類製造工業の健全な発展をはか

り、農業経営の改善と農家所得の安定及び甘味資源にかかる国際競争力の強化に資することを目的とし、ここに本案が提出されることになったのであります。

以下、本案のおもな内容を申し上げます。

第一に、甘味資源作物の生産振興につき、需要及び生産の長期見通しの樹立と公表、生産振興地域の指定及びこれに対する国の助成措置を講ずること、第二に、国内産砂糖の製造事業につき、生産振興地域内の施設の設置または変更につき農林大臣の承認を要することとし、また、所要の報告を行なうことができること、第三に、国内産砂糖類の政府買入れにつき、砂糖の価格が低落した場合において、国内産糖及びさとう糖の政府買入れを行なうこととし、これに伴うてん菜及びさとうきびの最低生産者価格、砂糖類の政府の買入れ価格の決定につき規定していること、第四に、甘味資源作物の生産の振興等につき調査審議させるため、農林省に甘味資源審議会を設置すること、第五に、本法の附則で、食糧管理特別会計法の一部を改正し、同会計に砂糖類勘定を設け、その損益を明確にすること等をその骨子といたしております。

本案は、三月二十二日内閣から提出、三月二十六日の本会議において趣旨説明、農林水産委員会におきまして

は、翌二十七日政府から提案理由の説明を聴取し、六月十一日には参考人から意見を聴取する等、審査に慎重を期し、六月二十日、一切の審査を終了し、なお、本案に対し、目的に自給度の向上に資することを加えること、また、政府は、砂糖の価格が政府買入れ価格を下って低落した場合に、国内産糖の政府買入れを行なうこと等について修正を加え、討論を省略し、採決に付したところ、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

次に、内閣提出、沖繩産糖の政府買入れに關する特別措置法案について申し上げます。

本案は、六月八日内閣から提出されたものでありまして、そのおもな内容は、第一に、政府は、当分の間、砂糖の価格が著しく低落した場合において、必要があるときは沖繩産糖で本邦に輸入したものを買入れすることができること、第二に、沖繩産糖の政府買入れの場合の買入れの価格は、農林大臣が定めること、第三に、沖繩産糖の政府買入れは食糧管理特別会計において行なうこと等を骨子といたしております。

農林水産委員会におきましては、六月十一日政府から提案理由の説明を聴取し、六月二十日、審査を終了し、直ちに採決に付したところ、本案は

全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決した次第でございます。以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

甘味資源特別措置法案に対する修正案(委員金修正)

甘味資源特別措置法案の一部を次のように修正する。

第一条中「農家所得の安定」の下に、「砂糖類の自給度の向上」を加える。

第十八条中「必要があるときは」を削り、同条に次の一項を加える。

2 農林大臣は、前項の規定による指示をしたときは、その旨を公表するものとする。

第二十条中「著しく低落した場合」を「第二十三条第一項の規定により定められている国内産糖の政府の買入れの価格より低落した場合」に改める。

第二十一条第一項中「参酌して」を「参酌し、甘味資源作物の再生産を確保することを旨として」に改める。

第二十三条第一項中「基準として」を「基準とし、第十八条第一項の規定による甘味資源作物に係るその生産者からの買入れの価格についての指示をした場合には当該指示に係る事項を参酌して」に改める。

第二十八条第一項中「必要があるとき」を「特に必要があるとき」に改め、「当該事業の休止」を削る。

○副議長(原健三郎君) 質疑の通告があります。順次これを許します。永井勝次郎君。

〔永井勝次郎君登壇〕

○永井勝次郎君 ただいま議題となりました甘味資源特別措置法案について、私は、日本社会党を代表して、若干の質疑をいたしたいと存じます。

(拍手)御答弁は、総括については総理大臣から承りたいと存じます。農林大臣、大蔵大臣からはそれぞれ所管の事項について、その部分についてお答えをいただきたいと思っております。

第一にお尋ねいたしたいのは、本法案の性格についてであります。この法律の目的には、農業経営についての若干のこと及び意味が連ねてありますけれども、内容は製糖工業を重点に安定させる、そうして原料生産である農業関係はこれに付随させるということが一貫して流れておる性格であると思っております。したがって、国の製糖工業に対する施策は、製糖工業に重点的に注入され、あるいは価格等の問題もこの部分に重点を置いている、そうしてこの部分を安定させるための原料をてん菜として、この価格を算定し、農家の生産費が補償される、所得が補償されるということは第二に置いておるのであります。このような製糖

工業重点の施設によって、原料生産の上に重要な農業経営の実態を安定させ、振興させることになるとか、この点について明確にお答えをいただきたいと思っております。

第二点は、原料ビートの価格についてであります。この法案では、政府が買い上げるための砂糖の最低価格をきめることになっております。砂糖が最低価格でありますから、したがってこれの原料であるビートについても最低の価格が指定されるわけでありまして、告示されるわけでありまして、農家の生産費がまかなわれる、あるいは所得が補償されるということは第二に取

り扱われておるのであります。このようになことで農業の振興、原料ビート生産の振興がはかれるのかどうか、この点について伺いたないのであります。もしこのような方式でまいりますならば、去年の暮れのように、原料ビートの価格は最低でありますから、秋口にこれを一括して工場に売り渡します。工場はこの原料に基づいて生産をいたします。砂糖に変わります。砂糖を手

持ちたいいたします。昨年の十月から国際価格が暴騰いたしましたして、現在非常な砂糖の暴騰になっておりますことは、皆さんが御承知であります。しかし、この今日暴騰している砂糖は、昨年農家がつくった原料で生産されたものであります。しかし、この原料は最低価格で昨年の暮れに会社に売り渡してし

まったのでありますから、この会社との関係は、現在の砂糖の価格の暴騰とは無関係に、最低価格で打ち切りされおるのであります。このような状態で、毎年同じような形において、常に最低で打ち切られてしまう。その後における相場の値上がりによるもうけは、全部会社の利益になってしまふ、こ

ろいろいろ仕組みでいいのかわるか、この間の調整を、何らかの他の合理的な方法によって調整することを考えておるのかわるか、この点をお伺いいたすわけでありまして。(拍手)

現在原料ビートの価格は、昭和二十九年から三十六年まで八年間にわたって、トン五千二百五十円に据え置かれておるわけでありまして。昨年になって、ようやく農民の強い要求によって若干の値上げが行なわれました。若干の値上げは行なわれませんでしたけれども、それはトン六千五百円ということ、その間には、従来現物で給与していたものを実際は名目の金を値上げしたり、いろいろなことがありまして、実際に現在農家が手取りいたしておりますビートの価格は、一トン当たり五千四百円から五千七百五十円にすぎないのであります。このような原料価格と

今日の砂糖価格の暴騰しておるこの価格とを比較いたしましたときに、いかにビート砂糖の生産計画が、農民の犠牲において、砂糖業者の利益だけがはかられておるかということがはつきりわ

かるわけでありまして、ことに従来の場合に基き農家が作付する前にその年度の価格を発表するといふ、その価格がいまだに発表されておりません。もちろん法律がなくなつたということもその一つの原因として考えられるのであります。しかし、大体の価格の見直しというものは、農家に、耕作農民に明示されてしかるべきである、予告されてしかるべきであると思つておるわけでありまして、これがされておりません。このような過去の状況からいたしまして、またこの法律に書いてあります砂糖の価格を最低の価格できめるという、この現状からいたしまして、原料ビート価格の値上がりは、多くを期待できない現状であると思つておるわけでありまして。これについて政府は、原料価格についてどのような基準で、どのような時期に、どのような方法でこれを発表されるか、これを明確にしたいと思つておるのであります。

ことに本年は、春先非常な天候の異変によりまして、ビート耕作地帯が非常な風害を受けております。風害を受けました面積が一万五千ヘクタール内外、そのうちビート耕作面積の被害が九千ヘクタール、再度まきつけいたしました分が五千ヘクタールであります。これらについてビート原料価格を決定いたします場合、これらの災害、これらの被害状況をどのように織り込まれるのか、織り込まれる考えがある

か、織り込まれる考えがある

のかどうか、これを明確にしたい。また、ききたいと思つてあります。

その次にお尋ねいたしますのは、今日ビート作付面積は、北海道全体で四万四千町歩内外であります。三十八年も四万四千町歩で、大体横すべりです。ビートのことはかりじやないか」と呼ぶ者あり)ビートの法案でありますから、ビートのことを聞いています。このような作付面積は、大体横すべりの現状に推移いたしております。これを政府が立てました長期計画に照らしますと、三十七年度におきましては八四%、三十八年度におきましては……

○副議長(原健三郎君) 永井君、問もなく制限時間がまいりますので、結論をお急ぎ願います。
○永井勝次郎君(純) 三十八年度におきましては、これは七五%内外より実現をいたしておらないのであります。収獲高におきましては、三十七年度は七九%、三十八年度はさらに七〇%内外より達成しておらないのであります。このような生産の実情が横すべりの実情でありますことは、単純な生産の停滞であるとお考えになるのか。あるいは実質的には、北海道畑作農業再編過程における必然的な動向としてあらわれたものである、したがって、従来の計画は実効性を失った、あるいは計画は根底からくずれした、こういう立場においてこの長期計画を再検討し、

実情に合うような生産計画を立てていく必要があるのではないかと思つておりますが、この点についてお伺いいたします。

さらに、このように原料が不足しておるにもかかわらず、工場だけはやたらに建てておる。そうして現在九工場、この九工場のうち、大日本製糖はわずかに五万四千六百トン内外、能力の三分の一より操業いたしております。年間二十日周より操業しております。年周七億内外の赤字を出すというような状態であります。そのほかの工場も、能力が……
○副議長(原健三郎君) 永井君、制限時間がまいりましたから、発言の中止を命じます。
〔発言する者多し〕
〔永井勝次郎君発言を継続〕
○副議長(原健三郎君) 永井君、発言の中止を命じます。
〔永井勝次郎君なお発言を継続〕
○副議長(原健三郎君) 発言の中止を命じましたので、降壇を願います。
〔永井勝次郎君なお発言を継続〕
〔降壇〕

の向上と製糖事業の合理化をはかつて、できるだけ適正な価格で国民に砂糖を消費してもらおうというのが本案の趣旨でございます。その他につきましては関係大臣よりお答えいたします。(拍手)

〔國務大臣重政誠之君登壇〕
○國務大臣(重政誠之君) いろいろ御質疑がございましたが、おおむね詳細委員会において答弁をいたしましたところでありますから、きわめて簡単に申し上げます。
第一の、今回の法律の性格については、ただいま総理から御答弁せられたとおりでありまして、製糖工業を主に考え、原料生産のほうを従って考えるなどということとは、どこを見ればそういうことになるのか、御質問の趣旨を疑うものであります。断じてそういうこととはございません。
それから第二の、原料の最低価格についていろいろ御意見がございましたが、ビートの最低価格を政府がきめますのは、これは政府の買入れの場合の価格であるということをお承知願いたいのでありまして、取引価格はそれ以上に置きまして、この法案が成立いたしますと、法第十八条によりまして、政府がいろいろ原料についてあるいは製品について指示をいたします。その指示を製造会社にいたしまして、適正な価格で取引ができるようにいたしたいと考えておる次第であります。

それからさらに、それに続きまして、どういふふうにしてビートの最低生産者価格をきめるかということでありますが、これはこの法律が成立いたしますれば、前年度を生産者の手取り及び工場採算等を考慮いたしましたきめたいと考えます。その時期は、法律が通りますればできるだけすみやかにやりたいと考えておる次第であります。

それからビート工場の問題についての御質問がございましたが、これは原料を増産することが第一義でありまして、原料の生産に見合つて工場の問題は考える、こういう方針にいたしております。(拍手)
○副議長(原健三郎君) 片島港君。
〔片島港君登壇〕
○片島港君 この法案が、質疑が打ち切られ、また採決をせられたその日に、私は委員会を質問することに予定しておつたのであります。残念ながら、社会党の代議士会開会中に社会党欠席のまま質疑が打ち切られ、採決せられたのであります。この機会に、総理大臣及び農林大臣、大蔵大臣に質問をいたしたいと存じます。
まず、第一点は、甘味資源の国内自給度の向上と需要及び生産の長期見通しについてであります。御承知のように、現在わが国の砂糖の年間需要は約百六十五万トン、うち国内生産は約二五%、約四十二万トンであります。わ

が国の甘味資源作物のうち、てん菜につきましては、特に寒冷地北海道の畑作農業経営において重要な地位を占めており、今後畜産との有機的結合による輪作体系の合理化によつて一そう発展する可能性を持っており、またさとうきびにつきましても、奄美及び沖縄における重要作物として農家所得の中で大きな比重を占めております。したがって、わが国農家の経営の改善と所得の向上をはかる上にも、また国際収支の改善をはかる上からも、甘味資源の国内自給度の向上をはかることはきわめて重要な意義を持っており、本法案も農林水産委員会にてこの点を目的の中に明記する修正が行なわれておるようでありまして、したがって、甘味資源の需要及び生産の長期見通しにおきましては、当然この国内自給度をどの程度まで高めるか、その目標をどこに置くかということがきわめて重要であります。政府は昭和三十四年に甘味資源自給力強化総合対策を立て、十年後に国内自給度を五〇%に高めるといふ計画を立てたのであります。この計画は不振をきわめて、生産農民に大きな不安を与えたわけでありまして、私はこの点を考えますときに、本法案による需要及び生産の長期見通しを立てるにあつて、再びかかるあやまちを繰り返さないよう、政府が自給度向上の目標を責任をもって明確に示すべきであると考えております。

甘味資源の国内自給度の向上と需要及び生産の長期見通しについて、政府は昭和三十四年に甘味資源自給力強化総合対策を立て、十年後に国内自給度を五〇%に高めるといふ計画を立てたのであります。この計画は不振をきわめて、生産農民に大きな不安を与えたわけでありまして、私はこの点を考えますときに、本法案による需要及び生産の長期見通しを立てるにあつて、再びかかるあやまちを繰り返さないよう、政府が自給度向上の目標を責任をもって明確に示すべきであると考えております。

總理及び農相のお考えを承りたいのであります。(拍手)

政府は、輸入糖について、従来の外貨割り当て制を関税割り当て制に改めるようであり、今後砂糖については自由化する意思があるのか、ないのか。国内産糖の生産を振興し、自給度を高めるといふことと、自由化の方向とは、相反するものと思うのであります。総理並びに農林大臣のお考えを承りたいのであります。

生産を振興するといつても、今後何年間にどのくらい、てん菜は幾ら、甘蔗は幾ら、ぶどう糖は幾らという目標を示すと同時に、さらに重要なことは、てん菜及びぶどう糖の生産者価格についてであります。国内甘味資源の自給度向上を前提として、甘味資源作物を選択的拡大の重要作物とするからには、生産者価格を補償することであり、幾ら生産すればどのくらいの所得が補償されるのか、それが明らかでない、生産農家の意欲を盛り上げることはできないと思つてあります。ここに農林大臣のお考えを承りたいのであります。私も、生産者価格については、少なくとも当分の間は、米価の算定と同様に、生産費及び所得補償方式に基づいて生産者価格を算定すべきであると考へるのであります。農相のお考えを承りたいのであります。

第三点は、砂糖の管理についてであります。私も、別途砂糖の管理方式について法案を提出してあるのであります。砂糖の関税及び消費税について世にいろいろと論議があることは、御承知のとおりであります。この際、関税及び消費税を廃止して、輸入糖はすべて食糧特別会計にて買入れ、消費者に対しては、一定の標準価格、たとえば輸入糖についてキロ当たり百円程度をもつて売り渡しをすることすれば、輸入糖年間百三十万トンとしても約四百億円の赤字となり、国内産の甘味の生産者の赤字約五十億円としても、差し引き三百五十億円は食糧の利益となり、このような国家管理方式をとることによつて、初めて国内産の自給度を高めることもできると同時に、世界一の高い砂糖を押しつけられておるわが国の消費者も、安い価格で購入することができると思つてあります。大蔵大臣及び農林大臣の御所見を承りたいと存じます。

第四点は、生産振興地域内において生産されたてん菜またはぶどう糖の集荷及び販売については、生産者団体を通じて一元的に行なわれるようにすべきであると考へるのであります。この点について農林大臣の御見解を承りたいと存じます。

最後に、甘味資源作物に対する生産振興対策についてであります。現在欧米諸国の砂糖政策の状況を見ますと、砂糖の輸入が完全に自由化されておる事例は皆無でありまして、いずれも政府輸入の方式あるいは輸入割り当て制、高率関税の採用、国内甘味資源に対する補助金制度等、強力な保護政策を講じつつ、生産振興につとめております。これに対して、特に零細経営の多いわが国におきましては、土地改良等生産基盤の整備をはじめ、生産の振興を強力な国の助成によつて進めることが必要であります。また、都道府県の単位にも甘味資源生産振興審議会を設け、甘味資源の生産振興、集荷販売等が円滑に運用されるようにすべきであると考へるのであります。これらにつき農林大臣の御所見を承りたいと存じます。

以上五点について質問をいたします。(拍手)

〔國務大臣(池田勇人君) 甘味資源の国内自給度は、高きに越したことはございません。しこうして、この法案は、国内甘味資源の自給度を高める法案でございますので、御賛成を得たいと私は考へておるのであります。なお、砂糖の自由化につきましては、適正な価格で国民が消費せられることを期するならば、自由化が理想でありますので、われわれは自由化に向かつて歩を進めていきたいと考へております。(拍手) 〔國務大臣重政誠之君登壇〕

〔國務大臣(池田勇人君) 甘味資源の国内自給度は、高きに越したことはございません。しこうして、この法案は、国内甘味資源の自給度を高める法案でございますので、御賛成を得たいと私は考へておるのであります。なお、砂糖の自由化につきましては、適正な価格で国民が消費せられることを期するならば、自由化が理想でありますので、われわれは自由化に向かつて歩を進めていきたいと考へております。(拍手) 〔國務大臣重政誠之君登壇〕

○國務大臣(重政誠之君) 需給の長期見通しについての御質問でございますが、これはなかなか簡単ではございませんが、本法案が成立いたしますれば、審議会等を設けて、それによつて十分審議いたすことになつております。

それから、ビートの生産者価格につきまして、生産費・所得補償方式を採用する考へはないかという御質問でございますが、ビート糖も商品でありま

す。したがつて、その原料たるビート糖については、生産費・所得補償方式をとる考へはございません。それから、国内産の砂糖の国家管理の制度を採用してはどうかという御意見でございますが、さういふ考へは持つておりません。さういふことによつて、砂糖が安くなり、あるいは農家の生産する原料が高く買入れられるというふうな、うまい趣向にはいかないはずであると思つております。それから、生産振興の対策について、いろいろ御意見をお述べになりましたが、私も御承知のとおり、本年度の予算におきまして、土地改良、あるいは省力栽培の技術の指導その他生産対策については、助成金も二十億足らず計上いたしておるやうなわけでありまして、これには全力をあげて生産の増強をはかりたい、さういふふう

○國務大臣(田中角榮君) 砂糖問題の抜本解決策は、輸入糖及び国内産糖が標準価格を上回つたとき、食糧特別会計で買入れたほうがよろしいということと、関税及び消費税の全廃によるべしということでございますが、御承知のとおり、食糧管理特別会計で輸入糖及び国内産糖の全量を買入れを行ないますことは、自由主義経済のためま

えをとる限り、現今の糖価問題の解決策としては、適當でないと思へるわけでありまして、したがつて、従来どおり砂糖関税及び消費税の運用によつてはかつてまいるべきだと考へておるのであります。(拍手)

質疑終局の動議(竹山祐太郎君外二十二名提出) ○副議長(原健三郎君) 竹山祐太郎君外二十二名より、質疑終局の動議が提出されました。本動議を採決いたします。この採決は記名投票をもつて行ないます。竹山祐太郎君外二十二名提出の質疑終局の動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉議。〔議場閉鎖〕 ○副議長(原健三郎君) 氏名点呼を命じます。〔参事氏名を点呼〕 〔各員投票〕

○副議長(原健三郎君) すみやかに御投票願います。

〔投票継続〕

○副議長(原健三郎君) ただいまから三分以内に投票せられるように望みます。その時間内に投票されない方は棄権とみなします。

〔投票継続〕

○副議長(原健三郎君) 間もなく制限時間がまいります。投票漏れはございませぬか。――投票箱閉鎖。開扉。――開鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(原健三郎君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○副議長(原健三郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 二百九十九

可とする者(白票) 百九十三

否とする者(青票) 百六

○副議長(原健三郎君) 右の結果、實疑は終局するに決しました。(拍手)

竹山祐太郎君外二十二名提出質疑続続局の動議を可とする議員の氏名

- 安倍晋太郎君 安藤 覺君
- 逢澤 寛君 愛知 探一君
- 青木 正君 赤城 宗徳君
- 赤澤 正道君 秋山 利恭君
- 足立 徳郎君 天野 公義君
- 綾部健太郎君 荒木萬壽夫君

- 荒松清十郎君 有田 喜一君
- 井出一太郎君 井原 岸高君
- 井村 重雄君 伊藤 五郎君
- 伊能繁次郎君 飯塚 定輔君
- 生田 安一君 池田 清志君
- 石田 博英君 今松 治郎君
- 宇田 國榮君 上村千一郎君
- 植木庚子郎君 白井 莊一君
- 内田 常雄君 内海 安吉君
- 浦野 幸男君 江崎 眞澄君
- 小笠 公昭君 小川 半次君
- 小澤佐重喜君 小沢 辰男君
- 大石 武一君 尾関 義一君
- 大久保武雄君 大上 司君
- 大沢 雄一君 大倉 三郎君
- 大橋 武夫君 大高 康君
- 大森 玉木君 大平 正芳君
- 岡本 茂君 岡田 修一君
- 加藤常太郎君 加藤 高藏君
- 賀屋 興宜君 加藤録五郎君
- 金丸 信君 金子 岩三君
- 嶋田 宗一君 神田 博君
- 川野 芳滿君 川島正次郎君
- 木村 公平君 菅 太郎君
- 久野 忠治君 北澤 直吉君
- 草野一郎平君 久保田四次君
- 藏内 修治君 倉成 正君
- 小泉 純也君 黒金 泰美君
- 小金 義照君 小枝 一雄君
- 小島 徹三君 小坂善太郎君
- 小山 長規君 小平 久雄君
- 佐々木秀世君 額綱 彌三君
- 佐藤 榮作君

- 佐藤洋之助君 齋藤 憲三君
- 坂田 英一君 坂田 道太君
- 櫻内 義雄君 薩摩 雄次君
- 志賀健次郎君 始関 伊平君
- 権熊 三郎君 椎名悦三郎君
- 重政 誠之君 澁谷 直藏君
- 島村 一郎君 正示啓次郎君
- 白濱 仁吉君 周東 英雄君
- 鈴木 正吾君 鈴木 善幸君
- 砂原 格君 瀬戸山三男君
- 園田 直君 田川 誠一君
- 田澤 吉郎君 田中伊三次君
- 田中 角榮君 田中 龍夫君
- 高田 富興君 高橋清一郎君
- 高橋 等君 高見 三郎君
- 竹下 登君 竹山祐太郎君
- 谷垣 專一君 千葉 三郎君
- 中馬 辰猪君 津雲 國利君
- 津島 文治君 塚原 俊郎君
- 辻 寛一君 綱島 正興君
- 寺島隆太郎君 渡海元三郎君
- 徳安 實藏君 床次 徳二君
- 中野 四郎君 中村 幸八君
- 中村 寅太郎君 中村庸一郎君
- 灘尾 弘吉君 南條 徳男君
- 二階堂 進君 丹羽喬四郎君
- 丹羽 兵助君 西村 英一君
- 西村 直己君 野田 武夫君
- 野原 正勝君 羽田武嗣郎君
- 長谷川四郎君 八田 貞義君
- 原田 憲君 廣瀬 正雄君
- 福田 篤泰君 福永 一臣君
- 福永 健司君 藤井 勝志君

- 藤枝 泉介君 藤原 節夫君
- 藤本 捨助君 藤山愛一郎君
- 船田 中君 古川 丈吉君
- 保科善四郎君 保利 茂君
- 坊 秀男君 細田 吉藏君
- 堀内 一雄君 本名 武君
- 前尾繁三郎君 前田 正男君
- 前田 義雄君 益谷 秀次君
- 増田甲子七君 松田 鐵藏君
- 松永 東君 松本 一郎君
- 松山千恵子君 三池 信君
- 水田三喜男君 南 好雄君
- 宮澤 胤勇君 村上 勇君
- 毛利 松平君 森 清君
- 森下 國雄君 森田重次郎君
- 八木 徹雄君 保岡 武久君
- 山口 好一君 山田 彌一君
- 山手 満男君 山中 貞則君
- 山村新治郎君 吉田 重延君
- 米田 吉盛君 井堀 繁男君
- 稻富 稜人君 内海 清君
- 春日 一幸君 佐々木良作君
- 田中幾三郎君 玉置 一徳君
- 西尾 末廣君 門司 亮君
- 本島百合子君
- 赤松 勇君 足鹿 覺君
- 有馬 輝武君 淡谷 悠藏君
- 井伊 誠一君 井手 以誠君
- 猪俣 浩三君 石川 次夫君
- 石田 有全君 石橋 政嗣君
- 石山 權作君 板川 正吾君
- 大柴 滋夫君 大原 亨君

- 太田 一夫君 岡田 利春君
- 岡田 春夫君 岡本 隆一君
- 片島 港君 勝澤 芳雄君
- 角屋堅次郎君 川俣 清吾君
- 川村 總義君 河上丈太郎君
- 河野 正君 木原津與志君
- 久保 三郎君 久保田鶴松君
- 栗林 三郎君 黒田 壽男君
- 小林 信一君 小松 幹君
- 兒玉 末男君 五島 虎雄君
- 河野 密君 佐々木更三君
- 佐藤觀次郎君 佐野 憲治君
- 坂本 泰良君 阪上安太郎君
- 實川 清之君 島上善五郎君
- 島本 虎三君 下平 正一君
- 東海林 稔君 杉山元治郎君
- 鈴木茂三郎君 田口 誠治君
- 田中織之進君 田中 武夫君
- 田邊 誠君 多賀谷眞稔君
- 高田 富之君 高津 正道君
- 滝井 義高君 橋 兼次郎君
- 辻原 弘市君 坪野 米男君
- 堂森 芳夫君 中澤 茂一君
- 中島 巖君 中村 英男君
- 永井勝次郎君 楠崎弥之助君
- 成田 知巳君 二宮 武夫君
- 西村 関一君 野口 忠夫君
- 野原 覺君 長谷川 保君
- 原 茂君 日野 吉夫君
- 肥田 次郎君 平岡忠次郎君
- 広瀬 秀吉君 細迫 兼光君
- 堀 昌雄君 前田榮之助君
- 松井 政吉君 松井 誠君

昭和三十三年六月二十八日 衆議院會議録第四十二号 甘味資源特別措置法案外一案

- 松原喜之次君 三木 喜夫君
- 三宅 正一君 武藤 山治君
- 村山 喜一君 森島 守人君
- 八木 一男君 矢尾喜三郎君
- 安井 吉典君 安平 鹿一君
- 柳田 秀一君 山内 広君
- 山口丈太郎君 山口 鶴男君
- 山田 長司君 山中日露史君
- 山花 秀雄君 山本 幸一君
- 湯山 勇君 横路 節雄君
- 横山 利秋君 和田 博雄君
- 渡辺 惣蔵君 川上 貫一君
- 志賀 義雄君 谷口善太郎君

○副議長(原健三郎君) これより討論に入ります。

両案に対する討論を一括して行ないます。順次これを許します。野口忠夫君。

〔野口忠夫君登壇〕

○野口忠夫君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、ただいま議題となりました甘味資源特別措置法案に対し、賛成の討論を行ないたいと思っております。

本法案は、今後における甘味資源対策の基本として、適地における甘味資源の生産を振興し、農業経営の改善と農家所得の安定をはかるとともに、国内甘味資源の国際競争力の強化に資するよう措置するためのものであります。

わが国における甘味資源は、てん菜を原料とするてん菜糖、甘蔗を原料とする甘蔗糖、及び馬鈴しょを原料とするでん粉から製造するぶどう糖等であり、その生産量は国内の砂糖類総需要量の約四分の一程度であり、その他は輸入に依存しているという状況であります。甘味自給体制に欠け、他国依存の政策に終始してまいったものであります。このような他国依存を脱却し、自給体制確立をはかるために、特にこの法律案が立てられる等の対策が進められなければならないものであります。(拍手)国内の甘味資源のうち、てん菜につきましては、特に寒冷地北海道の畑作農業経営においてすでに重要な地位を占め、昭和二十七年には、てん菜生産振興臨時措置法が制定されました。将来は府県の知作あるいは早期水稲あと作への導入も検討されているところであります。

わめまして、全面的に改定しなければならぬ事態に立ち至ったのであります。これは計画の策定に欠陥があったため、計画達成のための政策に積極性を欠いていたためであるといわざるを得ないのであります。今日、かかる結果を招いたことに対して強く反省をし、わが国農家経営の改善と所得の向上をはかるために、国内甘味資源に対する保護と生産振興のための施策を講ずることはきわめて重要であります。

以上の観点から見ますと、本法律案は、国内甘味資源の保護と、それを通じて生産農家の経営改善、所得安定をはかりとするものであり、私どもは本法律案に基本的に賛成をするものであります。しかしながら、その内容においてさらに改善を必要とする点は少なくありません。したがって、この際それらの点を若干指摘しておきたいと思ふのであります。

○副議長(原健三郎君) 野口君、間もなく制限時間がまいりますので、結論をお急ぎください。

○野口忠夫君(続) 特に寒地てん菜については、その耐寒性作物であることと、畜産との有機的結合による輪作体系の合理化等によって、将来有利な作物として発展させていくべきであり、また府県ビートの場合も、これからの畑作経営に、あるいは水田あと作に導入する可能性があるものであります。これらにつきましては、国の試験研究の拡充、技術指導体制の整備強化、そして強力な融資助成の措置が必要となるのであります。

政府は、昭和三十四年に甘味資源自給力総合対策を決定し、十年後には甘味資源の国内自給度を五〇%に高めるという目標を立てたのであります。その後のこの長期計画の進行は不振をき

第一は、甘味資源作物を選択的拡大の重要作物とみなす以上、国内自給度の向上を目標とし、生産費と所得を補償する価格支持によってさらに生産意欲を高揚させるべきであり、国内自給度の向上につきましても、政府原案に對する修正を行ない、これを本法案の目的に明記したのであります。生産者価格及び買入れ価格につきましても、決定要素として甘味資源作物の再生産確保を旨とするという点を修正で加えたのであります。いまだ不十分

第二は、てん菜糖原料の集荷販売につきましても、生産者団体を通じて一元的に行なえるようにすべきであらうと考へるのであります。農業生産物は、常に営々として働ながら、その営々と努力した価値に報いるだけの価格は常に生まれてこないものであります。農民の知らざるところで価格が決定され、その価格の決定の中で、原価計算等という及ぶべくもないような価格の中で常に苦しまされておりますのは、この集荷販売等を通じて行なう流通機構の問題であらうと思ふので、こゝした中に、生産者団体を通じて二元的に行なえるようなそういう点を考へなければならぬと思ふのであります。

最後に、甘味資源の需要及び生産の長期見通しについてであります。政府は、昭和三十四年に立てました甘味資源自給力強化総合対策が、その後計画の半ばにも進まぬうちに、その計画進行が不振をきわめ、生産者に大きな不安を与えたことを反省し、本法案に基づき長期見通しの策定にあたっては、特に国内自給度向上の目標を明確

その後のこの長期計画の進行は不振をき

いまだ不十分

明確

明確

に示し、生産農民が生産増強の目標として安心して取り組める根拠となるよう、責任をもって策定すべきであると考えるのであります。

以上の諸点を特に今後の注文として強調いたしまして、ここに農林水産委員長より報告のありました甘味資源特別措置法案に対し賛成をされるものであります。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 湯山勇君。

〔湯山勇君登壇〕

○湯山勇君 私、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法案、並びに甘味資源特別措置法案に対し、賛成の討論をいたします。(拍手)なお、賛成にあたりまして、特に政府に対しまして二点について強く要望いたしたいと存じます。

その第一点は、私どもは、国内産の糖類を政府が買上げまして甘味資源の生産を確保しようとするこの甘味資源特別措置法、及び沖繩産の砂糖を政府が買入れることによつて、価格の低落を防止する、沖繩における糖類の生産を守つていく、こういう措置法のそれぞれに精神についてはもちろん賛成でございます。一つ一つを見てまいりましたときには、それぞれにわれわれ賛成するものでございますけれども、この二つの法律を並べてみますときに、そこに新たな問題が起つてくるのでございます。それは何かと申し

ますと、この二つの法律は、そもそも二つの法律として出されるべき性質のものではなくて、本来ならば、甘味資源に対する特別措置法、つまり一本の法律であるべきものでございます。それを今日の国会において、沖繩に対する法律と日本国内の法律と二つに分けて出さなければならぬという、この日本の政治の基本的な姿勢に私どもは問題があると思つてござります。(拍手)

このようにいろいろ日本の国が沖繩産の砂糖について施策を講じ、対策を立ててまいりまして、残念ながら沖繩に日本の施政権は及んでおりません。もしも米軍が一たび日本のこういう施策を、こういうやり方を拒否したならば、一朝にして日本の甘味資源の需給計画はこれされてしまいます。日本に帰してしまふのでござります。こういうこととござりますから、沖繩に対してこのような政策を実施するのであれば、あるいはまた、進んで沖繩の産業を保護していく、こういう立場をとるのであれば、つまり日本と沖繩と一体の政策を立てていく、こういうこととであれば、その前提として、まず沖繩の施政権の回復、沖繩の日本復帰をやらなければならぬわけでござります。(拍手)それができない限り、日本の

施策は沖繩においては常に不安定であり、砂上の楼閣、こういう危険性をはらんでおることを指摘してまいりたいのでござります。

以上のような観点から、本法実施にあたりまして、政府は、まず、沖繩の同胞の皆さんの積年の悲願であり、また、わが党が多年要請し続けておりました沖繩の祖国日本への復帰をすみやかに実現するために、さらに格段の努力を要請する次第でござります。これがこの法案の通過に対しての第一の要請でござります。

第二の要請は、さきに述べました甘味資源自給の立場から、てん菜糖、ぶどう糖の増産が取り上げられております。その中に暖地ビートの問題がござります。本でやれるかどうかについては、二度にわたつてイタリアに調査団が派遣され、その結論もこれなら大丈夫というので、踏み切つたはずでござります。ところが、今日どのようになつておるかとお申しますと、大分にできた新光甜菜糖工業株式会社はついに操業停止のやむなきに至りました。九州地区でてん菜をつくつておつた農民たちに一大打撃を与えておるのでござります。また、同じように岡山県でも暖地ビートをつくつておりましたが、せっかく技術の研究をいたしましたして、成果があがるようになった今日、農民たちはつくりたいのだけれども、見通しが

立てないために、それをつくることをとめなければならぬ、こういう状態になつておるのが今日の実情でござります。さらに北海道のてん菜につきましても、三十九年度にはてん菜の処理工場を四工場新設する、こういう計画を立てまして、昨年二つの工場が発足をいたしました。その二つの工場の中には、本別工場と申しまして、三十五億の投資を行つて近代的な設備ができておる、一日二十万トン程度処理できる工場がござりますが、この本別の工場で、三十七年度には、わずかに六万トン程度しか処理ができておりません。原料不足のために行き詰まつておるのが実情でござります。この上、新しい工場をつくつて、はたしてそれがやつていけるものかどうか、こういう点についても政府は十分配慮しなければならぬと思つてござります。

なおまた、いま指摘されましたとおり、日本の国民が世界で一番高い砂糖を食べていることは、あまりにも有名でございます。砂糖の値段は、御存じのように、関税、消費税、つまり、税が非常に大きな部分を占めておりますから、これを政府が下げようと思えば下がるはずでござりますけれども、それが行なわれておりません。しかも、税だけから申せば、イタリアは、国税、消費税合わせまして、一キロについて七十二円七十七銭、日本のは、それに次いで六十四円六十八銭、日本のは

たてないために、それをつくることをとめなければならぬ、こういう状態になつておるのが今日の実情でござります。さらに北海道のてん菜につきましても、三十九年度にはてん菜の処理工場を四工場新設する、こういう計画を立てまして、昨年二つの工場が発足をいたしました。その二つの工場の中には、本別工場と申しまして、三十五億の投資を行つて近代的な設備ができておる、一日二十万トン程度処理できる工場がござりますが、この本別の工場で、三十七年度には、わずかに六万トン程度しか処理ができておりません。原料不足のために行き詰まつておるのが実情でござります。この上、新しい工場をつくつて、はたしてそれがやつていけるものかどうか、こういう点についても政府は十分配慮しなければならぬと思つてござります。

なおまた、いま指摘されましたとおり、日本の国民が世界で一番高い砂糖を食べていることは、あまりにも有名でございます。砂糖の値段は、御存じのように、関税、消費税、つまり、税が非常に大きな部分を占めておりますから、これを政府が下げようと思えば下がるはずでござりますけれども、それが行なわれておりません。しかも、税だけから申せば、イタリアは、国税、消費税合わせまして、一キロについて七十二円七十七銭、日本のは、それに次いで六十四円六十八銭、日本のは

が税はわずかに安いのですけれども、しかし小売り価格は、イタリヤの百二十円六十銭に対して、日本は、それよりも二十五円も高い百四十五円二十五銭の小売り価格になっております。これは全く政治の責任であるとは断ぜざるを得ないのでございませぬ。(拍手) 政府は、しかしながら、ついに今日、このままではいけないというので、ようやく砂糖の価格引き下げに踏み切りました。その内容につきましては……

○副議長(原健三郎君) 間もなく制限時間がまいりますので、簡単に願います。

○湯山勇君(統) 関税の引き下げという事でございましてけれども、メーカーや商社の圧力に屈してふらふらいたしまして、結局、どちらへも顔を立てるために、どちらからも少しずつ減す、こりいり全く自信のない態度でございませぬ。ことに、本法の重要な柱になっております政府の砂糖買入れ価格につきましては、「砂糖の価格が著しく低落した場合において、必要があるときは、買入れをすることができ、」非常にあいまいな規定でございませぬ。著しく低落するとはどういふことなのか、必要があるとはどういふことなのか、買入れをすることができるといふのはどういふことなのか、これらの点、非常にあいまいな規定になっております。買入れの価格もまた、生産を確保するための生産費及び所得補償

方式にはなっていないのでございませぬ。このように考えてまいりますと、今日まで政府のとってきた政策は誠意がないとしか断ぜざるを得ません。私は、この討論の終結にあたりまして、政府に、沖繩の一日も早い本國復帰を実現されることを、さらに砂糖政策に、甘味政策に誠意をもって取り組むことを強く要請して、賛成の討論を終わります。(拍手)

討論終局の動議(竹山祐太郎君外二十二名提出)

○副議長(原健三郎君) 竹山祐太郎君外二十二名より、討論終局の動議が提出されました。

本動議を採決いたします。この採決は記名投票をもって行ないます。竹山祐太郎君外二十二名提出の討論終局の動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

○副議長(原健三郎君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

○副議長(原健三郎君) すみやかに投票せられんことを望みます。

〔投票継続〕

○副議長(原健三郎君) ただいまより三分以内に投票せられるように望みます。

す。その時間内に投票せられない方は棄権とみなします。

〔投票継続〕

○副議長(原健三郎君) 間もなく制限時間がまいりますので、投票箱閉鎖。開閉。——開鎖。

○副議長(原健三郎君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○副議長(原健三郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 二百九十五
可とする者(白票) 百九十
否とする者(青票) 百五

○副議長(原健三郎君) 右の結果、討論は終局するに決しました。(拍手)

竹山祐太郎君外二十二名提出討論終局の動議を可とする議員の氏名

- | | |
|--------|--------|
| 安倍晋太郎君 | 安藤 覺君 |
| 相川 勝六君 | 逢澤 寛君 |
| 愛知 揆一君 | 青木 正君 |
| 赤城 宗徳君 | 秋田 大助君 |
| 秋山 利恭君 | 天野 公義君 |
| 綾部健太郎君 | 荒木萬壽夫君 |
| 荒松清十郎君 | 有田 喜一君 |
| 井川一太郎君 | 井原 岸高君 |
| 井村 重雄君 | 伊藤 五郎君 |
| 伊藤宗一郎君 | 飯塚 定輔君 |
| 池田 清志君 | 池田正之輔君 |

- | | | | |
|--------|---------|--------|--------|
| 今松 治郎君 | 上村千一郎君 | 正示啓次郎君 | 白濱 仁吉君 |
| 白井 莊一君 | 内田 常雄君 | 周東 英雄君 | 鈴木 正吾君 |
| 内海 安吉君 | 浦野 幸男君 | 鈴木 善幸君 | 園田 直君 |
| 小笠 公昭君 | 小川 半次君 | 田川 誠一君 | 田口長治郎君 |
| 小川 平二君 | 小沢 辰男君 | 田中 榮一君 | 田中 龍夫君 |
| 小澤佐重喜君 | 小澤 太郎君 | 田中 正巳君 | 田中 國男君 |
| 尾関 義一君 | 大久保武雄君 | 高田 富興君 | 高橋清一郎君 |
| 大倉 三郎君 | 大沢 雄一君 | 高橋 等君 | 高見 三郎君 |
| 大高 康君 | 大橋 武夫君 | 竹下 登君 | 竹山祐太郎君 |
| 大平 正芳君 | 大森 玉木君 | 谷垣 專一君 | 千葉 三郎君 |
| 岡崎 英城君 | 岡本 茂君 | 津雲 國利君 | 津島 文治君 |
| 加藤 高蔵君 | 加藤常太郎君 | 塚原 俊郎君 | 辻 寛一君 |
| 賀屋 興宣君 | 金子 一平君 | 網島 正興君 | 寺島隆太郎君 |
| 金子 岩三君 | 金丸 信君 | 渡海元三郎君 | 徳安 實蔵君 |
| 上林山榮吉君 | 神田 博君 | 床次 徳二君 | 内藤 隆君 |
| 鴨田 宗一君 | 唐澤 俊樹君 | 中野 四郎君 | 中村 幸八君 |
| 川島正次郎君 | 川野 芳満君 | 中村 直己君 | 永田 亮一君 |
| 菅 太郎君 | 木村 公平君 | 二階堂 進君 | 丹羽喬四郎君 |
| 木村 俊夫君 | 久野 忠治君 | 丹羽 兵助君 | 西村 英一君 |
| 久保田四次君 | 草野 一郎平君 | 西村 直己君 | 野田 卯一君 |
| 倉成 正君 | 藏内 修治君 | 野田 武夫君 | 羽田武嗣郎君 |
| 黒金 泰美君 | 小泉 純也君 | 長谷川四郎君 | 長谷川 峻君 |
| 小坂善太郎君 | 小島 徹三君 | 八田 貞義君 | 原田 憲君 |
| 小平 久雄君 | 小山 長規君 | 廣瀬 正雄君 | 福家 俊一君 |
| 綱嶺 彌三君 | 佐々木秀世君 | 福田 正雄君 | 福田 一君 |
| 佐々木義武君 | 佐藤 榮作君 | 福田 起夫君 | 福永 健司君 |
| 佐藤洋之助君 | 齋藤 憲三君 | 藤井 勝志君 | 藤永 泉介君 |
| 坂田 道太君 | 櫻内 義雄君 | 藤原 節夫君 | 藤本 捨助君 |
| 笹本 一雄君 | 薩摩 雄次君 | 藤山愛一郎君 | 船田 中君 |
| 志賀健次郎君 | 始関 伊平君 | 古井 喜實君 | 古川 丈吉君 |
| 権照 三郎君 | 椎名悦三郎君 | 保科善四郎君 | 保利 茂君 |
| 重政 誠之君 | 篠田 弘作君 | | |
| 澁谷 直蔵君 | 島村 一郎君 | | |

昭和三十八年六月二十八日 衆議院會議録第四十二号 甘味資源特別措置法案外一案

否とする議員の氏名

- 坊 秀男君
- 堀内 一雄君
- 前田 正男君
- 牧野 寛索君
- 増田甲子七君
- 松田 鐵藏君
- 松野 頼三君
- 三池 信君
- 南 好雄君
- 森 清君
- 八木 徹雄君
- 山口 好一君
- 山村新治郎君
- 米山 恒治君
- 井堀 繁男君
- 内海 清君
- 田中幾三郎君
- 門司 亮君
- 安宅 常彦君
- 有馬 輝武君
- 井伊 誠一君
- 猪俣 浩三君
- 石田 宥全君
- 石山 權作君
- 稻村 隆一君
- 大柴 滋夫君
- 岡田 利春君
- 岡本 隆一君
- 片島 港君
- 勝岡田清一君
- 川俣 清音君
- 河上丈太郎君
- 細田 吉藏君
- 前尾繁三郎君
- 前田 義雄君
- 益谷 秀次君
- 松浦周太郎君
- 松永 東君
- 松山千恵子君
- 水田三喜男君
- 宮澤 胤勇君
- 森下 國雄君
- 保岡 武久君
- 山田 彌一君
- 米田 吉盛君
- 早稲田柳右衛門君
- 稻富 稜人君
- 春日 一幸君
- 玉置 一徳君
- 本島百合子君
- 足鹿 覺君
- 淡谷 悠藏君
- 井手 以誠君
- 石川 次夫君
- 板川 政嗣君
- 石橋 正吾君
- 緒方 孝男君
- 太田 一夫君
- 岡田 春夫君
- 加藤 清二君
- 勝澤 芳雄君
- 角屋堅次郎君
- 川村 継義君
- 木原津與志君

- 北山 愛郎君
- 久保田鶴松君
- 栗林 三郎君
- 小林 信一君
- 小松 幹君
- 五島 虎雄君
- 佐藤觀次郎君
- 阪上安太郎君
- 東海林 稔君
- 鈴木茂三郎君
- 田中纈之進君
- 田邊 誠君
- 多賀谷眞稔君
- 高津 正道君
- 橋 兼次郎君
- 坪野 米男君
- 堂森 芳夫君
- 中村 英男君
- 楢崎弥之助君
- 西村 関一君
- 野口 忠夫君
- 芳賀 貫君
- 畑 和君
- 日野 吉夫君
- 広瀬 秀吉君
- 細迫 兼光君
- 前田榮之助君
- 松井 誠君
- 三宅 正一君
- 村山 喜一君
- 安井 吉典君
- 山口 広君
- 山口 鶴男君
- 久保 三郎君
- 栗原 俊夫君
- 黒田 壽男君
- 小林 進君
- 兒玉 末男君
- 佐々木更三君
- 佐野 憲治君
- 下平 正一君
- 杉山元治郎君
- 田口 誠治君
- 田中 武夫君
- 田原 春次君
- 高田 富之君
- 滝井 義高君
- 辻原 弘市君
- 戸叶 里子君
- 中澤 茂一君
- 永井勝次郎君
- 二宮 武夫君
- 西村 力弥君
- 野原 覺君
- 長谷川 保君
- 原 茂君
- 肥田 次郎君
- 穂積 七郎君
- 堀 昌雄君
- 松井 政吉君
- 松原喜之次君
- 武藤 山治君
- 森島 守人君
- 山口丈太郎君
- 山崎 始男君

○副議長(原健三郎君) 甘味資源特別措置法案及び沖繩産糖の政府買入れに關する特別措置法案の両案を一括して採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行ないます。甘味資源特別措置法案の委員長の報告は修正、沖繩産糖の政府買入れに關する特別措置法案の委員長の報告は可決であります。両案を委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(原健三郎君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○副議長(原健三郎君) 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開閉。開鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(原健三郎君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

山田 長司君 山中 吾郎君
 山中日露史君 山花 秀雄君
 湯山 勇君 横路 節雄君
 横山 利秋君 和田 博雄君
 渡辺 惣蔵君 川上 貫一君
 志賀 義雄君

○副議長(原健三郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百五

可とする者(白票) 三百三

否とする者(青票) 二

○副議長(原健三郎君) 右の結果、甘味資源特別措置法案、及び沖繩産糖の政府買入れに關する特別措置法案は、両案とも委員長報告のとおり決しました。(拍手)

甘味資源特別措置法案外一件を委員長報告の通り決するを可とする議員の氏名

安藤 覺君 相川 勝六君
 逢澤 寛君 愛知 揆一君
 青木 正君 赤城 宗徳君
 赤澤 正道君 秋田 大助君
 秋山 利恭君 天野 公義君
 綾部健太郎君 荒木萬壽夫君
 荒松清十郎君 有田 喜一君
 井出一太郎君 井原 岸高君
 井村 重雄君 伊藤 五郎君
 伊藤宗一郎君 飯塚 定輔君
 池田 清志君 池田正之輔君
 今松 治郎君 上村千一郎君
 植木庚子郎君 白井 莊一君
 内田 常雄君 内海 安吉君
 浦野 幸男君 江崎 典澄君
 小笠 公韶君 小川 半次君
 小川 平二君 小沢 辰男君
 小澤佐重君 小澤 太郎君

尾関 義一君 大久保武雄君
 大倉 三郎君 大沢 雄一君
 大野 伴陸君 大橋 武夫君
 大平 正芳君 大森 玉木君
 岡崎 英城君 岡本 茂君
 加藤 高藏君 加藤常太郎君
 賀屋 興宜君 金子 一平君
 金子 岩三君 金丸 信君
 上林山榮吉君 神田 博君
 鴨田 宗一君 唐澤 俊樹君
 飯谷 忠男君 川島正次郎君
 川野 芳満君 菅 太郎君
 木村 公平君 木村 俊夫君
 木村 守江君 北澤 直吉君
 久野 忠治君 久保田円次君
 草野一郎平君 倉成 正君
 藏内 修治君 黒金 泰美君
 小泉 純也君 小坂善太郎君
 小島 徹三君 小平 久雄君
 小山 長規君 細織 彌三君
 佐々木秀世君 佐々木義武君
 佐藤 榮作君 佐藤洋之助君
 齋藤 憲三君 坂田 道太君
 櫻内 義雄君 笹本 一雄君
 蔭摩 雄次君 志賀健次郎君
 始関 伊平君 椎熊 三郎君
 椎名悦三郎君 重政 誠之君
 篠田 弘作君 濑谷 直藏君
 島村 一郎君 正示啓次郎君
 白濱 仁吉君 周東 英雄君
 鈴木 正吾君 鈴木 善幸君
 園田 直君 田川 誠一君
 田口長治郎君 田澤 吉郎君

昭和三十八年六月二十八日 衆議院會議録第四十二号 甘味資源特別措置法案外一案 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案外四案

田中伊三次君	田中 策一君	牧野 寛索君	益谷 秀次君	杉山元治郎君	鈴木茂三郎君
田中 正巳君	田邊 國男君	増田甲子七君	松浦周太郎君	田口 誠治君	田中織之進君
高田 富與君	高橋清一郎君	松田 鐵藏君	松永 東君	田中 武夫君	田邊 誠君
高橋 等君	高見 三郎君	松野 頼三君	松山千恵子君	田原 春次君	多賀谷眞稔君
竹下 登君	竹山祐太郎君	三池 信君	水田三喜男君	高田 富之君	高津 正道君
谷垣 專一君	千葉 三郎君	宮澤 胤勇君	村上 勇君	滝井 義高君	稲 兼次郎君
津雲 國利君	津島 文治君	森 清君	森下 國雄君	辻原 弘市君	坪野 米男君
塚原 俊郎君	辻 寛一君	保岡 武久君	山口 好一君	戸叶 里子君	堂森 芳夫君
網島 正興君	寺島隆太郎君	山田 彌一君	山村新治郎君	中澤 茂一君	中島 巖君
渡海元三郎君	徳安 實藏君	米田 吉盛君	米山 恒治君	中村 重光君	永井勝次郎君
床次 徳二君	内藤 隆君	早稲田柳右衛門君	安宅 常彦君	中村 重光君	二宮 武夫君
中垣 國男君	中島 茂喜君	足鹿 覺君	有馬 輝武君	櫛崎弥之助君	西村 力弥君
中野 四郎君	中村 幸八君	井手 以誠君	井伊 誠一君	西村 闕一君	野原 覺君
中村庸一郎君	永田 亮一君	淡谷 悠藏君	猪俣 浩三君	野口 忠夫君	長谷川 保君
瀧尾 弘吉君	南條 徳男君	石川 次夫君	石田 有全君	芳賀 貢君	原 茂君
二階堂 進君	丹羽喬四郎君	石橋 政嗣君	石山 權作君	如 和君	肥田 次郎君
丹羽 兵助君	西村 英一君	板川 正吾君	石山 權作君	日野 吉夫君	広瀬 秀吉君
西村 直己君	野田 卯一君	緒方 孝男君	石山 權作君	藤積 七郎君	細迫 兼光君
野田 武夫君	羽田武嗣郎君	太田 一夫君	岡田 隆一君	堀 昌雄君	前田榮之助君
長谷川四郎君	長谷川 峻君	岡田 春夫君	加藤 清二君	松井 政吉君	松井 誠君
八田 貞義君	早川 崇君	片島 港君	勝澤 芳雄君	松原喜之次君	松前 重義君
林 博君	原田 憲君	勝岡田清一君	角屋堅次郎君	三宅 正一君	武藤 山治君
廣瀬 正雄君	福家 俊一君	川保 清吾君	河上丈太郎君	村山 喜一君	森島 守人君
福田 起夫君	福田 一君	木原津與志君	北山 愛郎君	安井 吉典君	柳田 秀一君
福永 一臣君	福永 健司君	久保 三郎君	久保田鶴松君	山内 広君	山口丈太郎君
藤井 勝志君	藤枝 泉介君	栗原 俊夫君	栗林 三郎君	山口 鶴男君	山崎 始男君
藤原 節夫君	藤本 捨助君	黒田 壽男君	小林 信一君	山田 長司君	山中 吾郎君
藤山愛一郎君	船田 中君	小林 進君	小松 幹君	山中日露史君	山花 秀雄君
古井 喜實君	古川 丈吉君	兒玉 末男君	五島 虎雄君	湯山 勇君	横路 節雄君
保科善四郎君	保利 茂君	河野 密君	佐々木更三君	横山 利秋君	渡辺 徳藏君
坊 秀男君	細田 吉蔵君	佐藤観次郎君	佐野 憲治君	井堀 繁男君	稻富 稔人君
堀内 一雄君	前尾繁三郎君	阪上安太郎君	島上善五郎君	内海 清君	春日 一幸君
前田 正男君	前田 義雄君	下平 正一君	東海林 稔君	佐々木良作君	田中幾三郎君

玉置 一徳君 門司 亮君
 本島百合子君
 否とする議員の氏名
 川上 貫一君 志賀 義雄君

日程第四 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出)
 日程第五 電力用炭代金精算株式会社法案 (内閣提出)
 日程第六 石炭鉱業経理規制臨時措置法案 (内閣提出)
 日程第七 重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出)
 日程第八 産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律案 (内閣提出)

○副議長(原健三郎君) 日程第四、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、日程第五、電力用炭代金精算株式会社法案、日程第六、石炭鉱業経理規制臨時措置法案、日程第七、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案、日程第八、産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律案、右五案を一括して議題といたします。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案
 右
 国会に提出する。
 昭和三十八年二月十四日
 内閣総理大臣 池田 勇人

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律
 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五百十六号)の一部を次のように改正する。
 目次中「第五十三條の二」第五十三條の六を「第五十三條の二」に、「第五十七條」を「第五十七條の三」に、「第五五條の二」未開発炭田の開発(第六十八條の二)第六十八條の十五を「第五五條の三 未開発炭田の開発(第六十八條の二)第六十八條の十六(第六十八條の九)第六十八條の十五」に改め、「第六五條の二 石炭鉱業調整協議会(第七十六條の二)第七十六條の六」を削り、「第八十三條」を「第八十三條の二」に改める。
 第一条中「促進することにより、石炭鉱業の合理化」を「促進すること等により、石炭鉱業の合理化及び安定」に改める。
 第四条第二項第二号を次のように改める。

二 石炭坑の近代化に關する事項

第四條第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 石炭鉱業の整備に關する事項

第四條中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 石炭鉱業合理化実施計画のうち前項第三号に掲げる事項に係る部分(以下「整備計画」という。)は、地域別に定めるものとする。

第四條の次に次の一條を加える。

(再就職計画)

第四條の二 労働大臣は、毎年、前條第一項の規定により通商産業大臣が意見をきくに際し石炭鉱業審議会の意見をきいて、整備計画の実施に伴い離職を余儀なくされる鉱山労働者の再就職に關する計画(以下「再就職計画」という。)を定めなければならない。

2 第三條第四項の規定は、前項の場合に準用する。

第五條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 労働大臣は、前項の規定により通商産業大臣が第四條第二項第三号に掲げる事項について石炭鉱業合理化実施計画を変更する場合には、必要があるときは、前項の規定により通商産業大臣が意見をき

きくに際し石炭鉱業審議会の意見をきいて、雇用事情の著しい変動がある場合において整備計画の円滑な実施を図るため特に必要があるときは、石炭鉱業審議会の意見をきいて、再就職計画を変更しなければならない。

第九條の二第三項中「第二十六條の三第一項各号」を「第二十六條の二第一項各号」に改め、同條第四項及び第五項を削る。

第二十五條第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 石炭鉱業の再建に必要な資金の貸付け

第二十六條第二項に次の一号を加える。

十三 前條第一項第十二号の二に規定する資金の貸付け及び償還の方法

第二十六條の二を削る。

第三十六條の十二を次のように改める。

第三十六條の十二 削除

第三十六條の十四中「第二十六條の三第一項第一号」を「第二十六條の二第一項第一号」に改める。

第三十六條の二十二の次に次の一條を加える。

(再建資金の貸付け)

第三十六條の二十三 第二十五條第一項第十二号の二に規定する資金の貸付けは、採掘権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに対し、その事業を再建するために必要な資金設備資金を除く。について行なうものとする。

2 前項の貸付けは、通商産業大臣が石炭鉱業審議会の意見をきいて、その貸付けを行なうことが石炭鉱業の合理化の円滑な実施を図るため必要と認められた場合に限り、行なうものとする。

第五十三條の二第三号中「第二十七條第三項」を「第二十六條の二第二項、第二十七條第三項」に改め、「第三十六條の二十一」の下に、「第三十六條の二十三第一項」を加える。

第五十三條の三から第五十三條の六までを削る。

第四四章中第五十七條の次に次の二條を加える。

(請負夫の使用の承認)

第五十七條の二 鉱業権者又は租鉱権者は、石炭鉱山の坑内における作業であつて通商産業省令で定める種類のものにその使用人以外の者(以下「請負夫」という。)を従事させようとするときは、その作業の種類、従事させようとする期間その他の通商産業省令で定める事項を定めて通商産業大臣の承認を受けなければならない。ただし、当該鉱山における保安を確保するため緊急の必要があるときは、この限りでない。

(承認の基準)

第五十七條の三 通商産業大臣は、前條の承認の申請があつた場合において、その申請に係る期間が作業の種類別に通商産業省令で定める期間をこえず、かつ、その申請に係る作業に請負夫を従事させることにより石炭鉱業合理化基本計画の実施に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、同條の承認をしなければならない。

第五十八條の前の見出し中「標準額」を「基準額」に改め、同條第一項中「生産費を基準とし」を「生産費」に、「参照して」を「考慮して」に、又は租鉱権者を若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者」に、「標準額」を「基準額」に改め、同條第二項中「標準額」を「基準額」に改める。

第五十九條第一項中「石炭の生産費又は」を削り、「標準額(以下「標準炭価」という。))」を「基準額(以下「基準炭価」という。))」に改める。

第六十條の前の見出しを「販売価格に關する勧告」に改め、同條第一項を次のように改める。

通商産業大臣は、鉱業権者若しくは租鉱権者又は販売業者の石炭の販売価格が基準炭価をこえていることにより、石炭の販売価格が基準炭価をこえ、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあると認めるときは、その鉱業権者若しくは租鉱権者又は販売業者に対し、石炭を販売するに当たつては基準炭価によるべきことを勧告することができる。

第六十一條第一項を次のように改める。

通商産業大臣は、鉱業権者若しくは租鉱権者又は販売業者の石炭の販売価格が石炭の平均生産費を下り、かつ、基準炭価を下つていることにより、石炭の販売価格が基準炭価を下り、鉱業権者及び租鉱権者の相当部分の事業の継続が困難となるに至るおそれがあるため、石炭鉱業合理化基本計画の実施に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その鉱業権者若しくは租鉱権者又は販売業者に対し、石炭を販売するに当たつては基準炭価によるべきことを勧告することができる。

第六十二條第一項中「失した場合において、石炭の販売価格が標準炭

価を超過するときは、同條第一項の規定により通商産業大臣が意見をき

きくに際し石炭鉱業審議会の意見をきいて、雇用事情の著しい変動がある場合において整備計画の円滑な実施を図るため特に必要があるときは、石炭鉱業審議会の意見をきいて、再就職計画を変更しなければならない。

第九條の二第三項中「第二十六條の三第一項各号」を「第二十六條の二第一項各号」に改め、同條第四項及び第五項を削る。

第二十五條第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 石炭鉱業の再建に必要な資金の貸付け

第二十六條第二項に次の一号を加える。

十三 前條第一項第十二号の二に規定する資金の貸付け及び償還の方法

第二十六條の二を削る。

第五十三條の二第三号中「第二十七條第三項」を「第二十六條の二第二項、第二十七條第三項」に改め、「第三十六條の二十一」の下に、「第三十六條の二十三第一項」を加える。

第五十三條の三から第五十三條の六までを削る。

第四四章中第五十七條の次に次の二條を加える。

(請負夫の使用の承認)

第五十七條の二 鉱業権者又は租鉱権者は、石炭鉱山の坑内における作業であつて通商産業省令で定める種類のものにその使用人以外の者(以下「請負夫」という。)を従事させようとするときは、その作業の種類、従事させようとする期間その他の通商産業省令で定める事項を定めて通商産業大臣の承認を受けなければならない。ただし、当該鉱山における保安を確保するため緊急の必要があるときは、この限りでない。

(承認の基準)

第五十七條の三 通商産業大臣は、前條の承認の申請があつた場合において、その申請に係る期間が作業の種類別に通商産業省令で定める期間をこえず、かつ、その申請に係る作業に請負夫を従事させることにより石炭鉱業合理化基本計画の実施に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、同條の承認をしなければならない。

昭和三十八年六月二十八日 衆議院會議録第四十二号 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案外四案

価を著しく下り」を失し、かつ、石炭の販売価格がその平均生産費を下つていている場合において、石炭の販売価格が基準炭価を下り」に改める。
第六十三条第一項を次のように改める。

通商産業大臣は、前条第一項の場合において、石炭の販売価格が基準炭価を下り、鉱業権者及び租鉱権者の相当部分の事業の継続が困難となるに至るおそれがあるため、石炭鉱業合理化基本計画の実施に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、

鉱業権者又は租鉱権者に対し、同項の規定による指示をすることともに、販売価格の制限に係る共同行為を実施すべきことを指示するることができる。
第六十八條の十四及び第六十八條の十五を削り、第六十八條の十三中「第六十八條の十一第一項」を「第六十八條の十三第一項」に改め、同条を第六十八條の十五とし、第六十八條の十二を第六十八條の十四とし、第六十八條の十一第二項中「石炭鉱業調整協議会」を「石炭鉱業審議会」に改め、同条を第六十八條の十三とし、第六十八條の十中「第六十八條の八第一項」を「第六十八條の十第一項」に、「第六十八條の十二第二項」を「第六十八條の十四第二項」に、「第六十八條の十三第二項」を

「第六十八條の十五第二項」に改め、同条を第六十八條の十二とし、第六十八條の九を第六十八條の十一とし、第六十八條の八を第六十八條の十とし、第六十八條の七中「指定地域内の」を削り、同条を第六十八條の九とし、同条の前に次の章名を附する。

「第六十八條の十五第二項」に改め、同条を第六十八條の十二とし、第六十八條の九を第六十八條の十一とし、第六十八條の八を第六十八條の十とし、第六十八條の七中「指定地域内の」を削り、同条を第六十八條の九とし、同条の前に次の章名を附する。
第五章の三 鉱区の調整
第五章の二中第六十八條の六の次に次の二条を加える。
(事業計画)
第六十八條の七 前条第三項において準用する第三条第四項の規定により開発計画が告示されたときは、当該指定地域内の採掘鉱区の採掘権者は、その告示の日から三月以内に、開発計画に準拠して当該採掘鉱区における石炭資源の開発に関する事業計画を定め、通商産業大臣に届け出なければならぬ。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の事業計画には、次の事項を定めなければならない。
一 工事の種類、費用の額その他石炭資源の開発のため実施すべき工事に関する事項
二 前号の工事が完了した場合における石炭の生産数量、生産能力及び生産費の見込み
三 その他通商産業省令で定める事項

第六十八條の八 通商産業大臣は、開発計画の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、採掘権者に対し、前条第一項の事業計画を變更すべきことを指示することができる。
第七十條中「合理化」の下に「及び安定」を加える。
第七十一條第一項中「四十人」を「四十五人」に改める。
第六十條の二を削る。
第八十三條中「第六十八條の十一第一項」を「第六十八條の十三第一項」に改める。
第七十條中第八十三條の次に次の一条を加える。
(権限の委任)
第八十三條の二 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長に委任することができる。

第八十四條に次の一号を加える。
三 第五十七條の二の規定による通商産業大臣の承認を受けず、又はその承認を受けたところに於いて請負夫を作業に従事させた者
第八十六條第一号中「第六十八條の十四第一項」を「第六十八條の七第一項」に改める。

附則第二條中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。
附則第二條の二第二号中「交付」の下に「雇用促進事業団に対する交付金の交付、近代化資金の貸付け」を加え、「及び石炭鉱業の整備に必要な資金の貸付け」を、石炭鉱業の整備に必要な資金の貸付け及び石炭鉱業の再建に必要な資金の貸付け」に、「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改め、同条第三号を削る。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行の際現に第五十七條の二に規定する作業に請負夫に従事させている鉱業権者又は租鉱権者が引き続き当該作業に当該請負夫に従事させる場合には、この法律の施行の日から六月間は、同条の規定は、適用しない。その者がその期間内に当該作業に当該請負夫に従事させることについて同条の承認の申請をした場合において、承認又は承認の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。
3 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。
第二十五條第一項の表石炭鉱業審議会の項中「合理化」の下に「及び安定」を加える。

4 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。
附則第八項を削る。

理由
石炭鉱業の最近の事情にかんがみ、石炭鉱業の合理化及び安定を図るため、石炭鉱業合理化実施計画の一部として整備計画を定めるとともに、これに伴い再就職計画を定めることとし、請負夫の使用を制限し、標準炭価の制度に代えて基準炭価の制度を設け、鉱区の調整を広く行ない、この法律案を提出する理由である。

電力用炭代金精算株式会社法
右
国会に提出する。
昭和三十八年二月十四日
内閣総理大臣 池田 勇人

電力用炭代金精算株式会社法
(会社の目的)
第一条 電力用炭代金精算株式会社は、電力用炭の価格の安定に資するためその代金の受渡しに關する

事業を行ない、あわせて石炭の流通の合理化に資する事業を行なうことを目的とする株式会社とする。

(株式)

第二条 電力用炭代金精算株式会社(以下「会社」という。)の株式は、額面株式とする。

2 政府は、一億円を限り、会社に対して出資することができる。

3 会社は、新株を発行しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(商号の使用制限)

第三条 会社以外の者は、その商号中に電力用炭代金精算株式会社という文字を使用してはならない。

(取締役及び監査役の人數)

第四条 会社の取締役は、五人以内、監査役は、二人以内とする。

(取締役及び監査役の選任等の決議)

第五条 会社の取締役、代表取締役及び監査役の選任、選定及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

(取締役の兼職制限)

第六条 会社の取締役は、他の報酬のある職務又は営業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(事業の範圍)

第七条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

- 一 電気事業者であつて政令で定めるもの(以下「電気事業者」という。)が購入した発電の用に供する石炭(以下「電力用炭」という。)の代金の受渡しに關する事業
- 二 石炭の銘柄の整理及び輸送の共同化についての調査、あつせんその他の事業
- 三 石炭の販売業者、石炭の購入者その他の關係者から委託を受けて行なう石炭を輸送する船舶の配船の調整
- 四 他の者から委託又は貸付けを受けて行なう石炭の流通の合理化に必要な設備の管理及び運営

(事業に關する規程)

第八条 会社は、業務開始の際、その営む事業に關する規程を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない、これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規程で定めるべき事項

は、通商産業省令で定める。
(事業計画等)
第九条 会社は、毎營業年度の開始前に、その營業年度の事業計画、資金計画及び取支予算を定め、通

商産業大臣の認可を受けなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。
(重要な財産の譲渡等)

第十条 会社は、通商産業省令で定める重要な財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(社債及び借入金)

第十一条 会社は、社債を募集し、又は弁済期限が一年をこえる資金を借入れようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。
(定款の変更等)

第十二条 会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。
(財産目録等の提出)

第十三条 会社は、毎營業年度経過後三月以内に、その營業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに營業報告書を通商産業大臣に提出しなければならない。
(電力用炭の代金の受渡しに係る制限)

第十四条 電気事業者(その者が購入した電力用炭の代金に係る債務の引受人その他の承継人を含む。以下この条から第十七条までにおいて同じ。)は、石炭の販売業者

(その者が販売した電力用炭の代金に係る債権の譲受人その他の承継人を含む。以下この条から第十七条までにおいて同じ。)に対し、

電力用炭の代金に係る債務を弁済し、又は当該債務につき相殺の意思表示をする場合には、会社に対してしなければならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 石炭の販売業者は、電気事業者から電力用炭の代金に係る債務の弁済を受領する場合には、前項ただし書に規定する場合を除き、会社にこれをさせなければならない。

3 電気事業者が会社に対し第一項に規定する行為をしたときは、その行為は、石炭の販売業者に対してしたものと同みなす。

(電力用炭の代金の受渡手續等)
第十五条 会社は、電気事業者から電力用炭の代金に係る債務の弁済の申出を受けたときは、遅滞なく、これを受領し、かつ、その受領した金銭その他の物を当該電力用炭の販売に係る石炭の販売業者に引き渡さなければならない。

2 会社は、電気事業者から電力用炭の代金に係る債務につき相殺の意思表示を受けたときは、遅滞なく、その旨を当該電力用炭の販売

に係る石炭の販売業者に通知しなければならない。
(民法の準用)

第十六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百四十四条から第六百四十七条まで(受任者の注意義務等)の規定は、石炭の販売業者のため前条に規定する行為をする会社に準用する。
(電力用炭の代金債権を消滅させる場合等の届出)

第十七条 石炭の販売業者は、更改、代物弁済その他第十四条第二項に規定する事由以外の事由によつて電力用炭の代金に係る債権を消滅させようとする場合、電力用炭の販売に關し電気事業者に割戻金を支払おうとする場合その他通商産業省令で定める場合には、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ、会社に届け出なければならない。

(電力用炭の販売に關する契約書等の送付)

第十八条 石炭の販売業者は、通商産業省令で定めるところにより、電力用炭の販売に關する契約書の写しその他の書類を会社に送付しなければならない。

(通商産業大臣に対する報告)
第十九条 会社は、第七条第一号に掲げる事業を行なうに当たり、電力用炭の販売価格が、その品位に

応じ、石炭鉱業合理化臨時措置法

(昭和三十年法律第百五十六号)第五十八条第一項の規定による石炭の販売価格の基準額に準拠して通商産業大臣が電力用炭につき定めた品位別の価格と異なつてゐることを知つたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に報告しなければならない。

(帳簿の記載)

第二十条 会社は、帳簿を備え、第七号に掲げる事業に関し通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

(監督)

第二十一条 会社は、通商産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができ

(協議)

第二十二条 通商産業大臣は、第二条第三項、第八条第一項、第九条から第十一条まで、又は第十二条(会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。)の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(報告及び検査)

第二十三条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(手数料)

第二十四条 電気事業者が電力用炭を販売した石炭の販売業者は、会社に対し、第七号に掲げる事業の執行に必要な費用に充てるため、政令で定めるところにより、当該電力用炭につき政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前項の政令で定める手数料の額は、当該電力用炭の数量一トンにつき三円をこえてはならない。

(罰則)

第二十五条 会社の取締役、監査役又は職員が、その職務に関し、わいろを受取し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以

下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が取受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができなるときは、その価額を追徴する。

第二十六条 前条第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第二十七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第一項又は第二項の規定に違反して、債務を弁済し、若しくは相殺の意思表示をし、又は債務の弁済を受領したとき。
- 二 第十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第二十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第二十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第二十九条 第十八条の規定に違反して、同条に規定する書類を送付せず、又は不実の記載をした当該書類を送付した者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の役員又は職員は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 第二条第三項の規定に違反して、新株を発行したとき。
- 二 第八条第一項の規定に違反して、事業に関する規程の認可を受けなかつたとき。
- 三 第九条の規定に違反して、事業計画、資金計画又は収支予算の認可を受けなかつたとき。

四 第十条の規定に違反して、財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得したとき。

五 第十一条の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

六 第十三条の規定に違反して、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

七 第二十条の規定に違反して、同条に規定する事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

八 第二十一条第二項の規定による命令に違反したとき。

第三十二条 第三条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 この法律は、昭和四十六年三月三十一日までに廃止するものとする。

(廃止)

(会社の設立)

3 通商産業大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に關して発起人の職務を行なわせる。

4 設立委員は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。

5 通商産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

6 設立委員は、附則第四項の認可を受けたときは、遅滞なく、会社の設立に際し発行する株式の総数のうち、政府が引き受けない株式につき、株主を募集しなければならない。

7 株式申込証には、定款の認可の年月日を記載しなければならない。

8 商法第六十七条、第八十一条及び第八十五条の規定は、会社の設立については、適用しない。

9 この法律による会社の設立に伴い必要な登記については、登録税を免除する。ただし、資本の金額のうち政府の出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。

10 (商号) 第三條の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に電力用炭

代金精算株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

(事業計画等) 11 会社の成立の日の属する営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第九条中「毎営業年度の開始前」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

理由 電力用炭の価格の安定及び石炭の流通の合理化に資するため、電力用炭代金精算株式会社を設立し、これに電力用炭の代金の受渡しに關する事業等を行なわせる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

石炭鉱業経理規制臨時措置法案

右 石炭鉱業経理規制臨時措置法案 昭和三十八年三月二日 内閣総理大臣 池田 勇人

(目的) 石炭鉱業経理規制臨時措置法の施行の円滑な実施に資するため、石炭鉱業を営む会社の経理の適正化を図ることを目的とする。

第一条 この法律は、石炭鉱業の合理化の円滑な実施に資するため、石炭鉱業を営む会社の経理の適正化を図ることを目的とする。

第二条 通商産業大臣は、この法律の施行の日から二月以内に、石炭鉱業を営む会社がこの法律の施行の日現在において次の各号に該当するときは、その会社を指定しなければならない。

一 石炭鉱業合理化事業団から借り入れた資金の借入残高があり、かつ、その借入残高又はその借入残高と日本開発銀行から借り入れた石炭鉱業に關する資金の借入残高との合計額が五億円以上において政令で定める額をこえていること。
二 前一年間に採掘した石炭の数量が十五万トン以上において政令で定める数量をこえていること。

2 通商産業大臣は、昭和三十九年以後毎年二月末日までに、石炭鉱業を営む会社(前項又はこの項の規定による指定を受けている会社(以下「指定会社」という。)を除く。)が毎年一月一日現在において前項各号に該当するときは、その会社を指定し、指定会社が同日現在において同項各号に該当しないときは、同項又はこの項の規定による指定を取り消さなければならない。

(利益金の処分) 第三条 指定会社の利益金の処分に關する決議(前条の規定による指定を受けた日の属する営業年度以後の営業年度に係るものに限る。)は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、その申請に係る利益金の処分が次の各号に適合すると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
一 その申請に係る営業年度において、政令で定めるところにより、減価償却その他の費用について必要な経理を行なつた後に行なうものであること。
二 石炭鉱業の合理化の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(事業計画及び資金計画の届出) 第四条 指定会社は、第二条の規定による指定を受けた日の属する営業年度の翌営業年度以後の毎営業年度の開始の日から起算して一月を経過する日までに、その営業年度の事業計画及び資金計画を定め、通商産業大臣に届け出なければならない。

2 指定会社は、前項の事業計画又は資金計画を変更したとき(通商産業省令で定める事項を変更したときに限る。)は、その変更の日から一月以内に、変更後の事業計画又は資金計画を通商産業大臣に届け出なければならない。

(報告) 第五条 通商産業大臣は、前条の規定による届出があつた場合において、その事業計画又は資金計画(前条第二項の規定による届出の場合にあつては、変更後の事業計画又は資金計画)が石炭鉱業の合理化の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該指定会社に対し、これらの計画の改善に關する報告をすることができる。
(監査) 第六条 通商産業大臣は、毎年、指定会社の業務及び経理の監査をしなければならない。
(監査の実施) 第七条 通商産業大臣は、前条の規定による監査を行なうため必要があると認めるときは、当該指定会社からその業務若しくは経理に關し報告をさせ、又はその職員に当該指定会社の事務所若しくは事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第八条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 前条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第九条 指定会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その指定会社の業務又は経理に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その指定会社に対して同条の刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律は、昭和四十三年三月三十一日までに廃止するものとする。

理由

石炭鉱業に關する施策の進展に伴い、指定会社の利益金の処分の制限、その事業計画及び資金計画の改善の勧告等石炭鉱業の經理の適正化を図るための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案

右

昭和三十八年三月三十日

内閣総理大臣 池田 勇人

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に關する法律の一部を改正する法律

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に關する法律(昭和三十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「五十平方メートルを」百平方メートル(事務所、店舗、興行場、住居その他の通商産業省令で定める用途に供する建築物の暖房又は飲食物の調理の用に主として供するボイラーにあつては、五十平方メートル)に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近の經濟事情にかんがみ、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に關する法律の有効期間を昭和四十二年三月三十一日まで延長するとともに、同法の適用対象から除外される小型ボイラーの範囲を拡大する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に關する法律案

右

昭和三十八年六月十日

内閣総理大臣 池田 勇人

産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に關する法律(趣旨)

第一条 この法律は、産炭地域内に事業所を有する中小企業者及びその従業員に關し、当該事業所の移転等に必要資金に係る中小企業信用保険に關する特別措置並びにこれらの者の職業及び生活の安定に資するための措置について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「産炭地域」とは、石炭鉱業の整備による

疲弊の著しい石炭産出地域及びこれに隣接し、当該整備による影響の著しい地域であつて、政令で定めるものをいう。

2 この法律において「産炭地域関係中小企業者」とは、産炭地域内に事業所を有する中小企業者であつて、次の各号の一に該当することについて当該事業所の所在地を管轄する市町村長の認定を受けたものをいう。

一 産炭地域内における石炭鉱山が次のイ又はロのいずれかに該当するものとなつたため、当該事業所において事業を継続することが困難となり、当該事業所を移転し、又は当該事業所における事業を転換する必要があると認められること。

イ 昭和三十五年四月一日以後において事業の全部又は一部が休止され、又は廃止された石炭鉱山であつて、その所在地を管轄する通商産業局長が指定したものをいう。

ロ 昭和三十五年四月一日以後において石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)第三条第一項の石炭鉱業合理化基本計画に基づき事業の整備に伴つて鉱山労働者の数が著しく減少した石炭鉱山であつて、その所在地

を管轄する通商産業局長が指定したものをいう。

二 産炭地域内における石炭鉱山が前号イ又はロのいずれかに該当するものとなつたため、当該石炭鉱山に係る鉱業権者、租鉱権者、鉱業権者若しくは租鉱権者であつた者又はこれらの者と密接な関係がある消費生活協同組合その他通商産業省令で定める団体に対する売掛金債権その他通商産業省令で定める債権の回収が著しく困難となり、当該中小企業者の經濟の安定に支障を生じていると認められること。

3 この法律において「産炭地域関係保証」とは、中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号。以下「法」という。)第三条第一項に規定する債務の保証であつて、産炭地域関係中小企業者の前項の認定に係る同項第一号に規定する事業所の移転若しくは事業の転換又は同項第二号に規定する支障の除去に必要な資金に係るものをいう。

(中小企業信用保険法の特例)

第三条 法第三条第一項の保険関係であつて、産炭地域関係保証を受けた産炭地域関係中小企業者に係るものについては、同条第一項、第五項、第六項及び第七項の規定の適用については、同条第一項中

「小企業者一人についての保険価額の合計額が」とあるのは、「小企業者一人についての産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律第二条第三項に規定する産炭地域関係保証(以下この条において「産炭地域関係保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、「中小企業者一人についての保険価額の合計額が」とあるのは、「中小企業者一人についての産炭地域関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、「その合計額が」とあるのは、「産炭地域関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第五項中「債務の保証をしたときは」とあるのは、「債務の保証をしたときは、産炭地域関係保証及びその他の保証」と、「同条第六項中「当該保証をした」とあるのは、「産炭地域関係保証及びその他の保証」と、それぞれ当該保証をした」と、同条第七項中「債務の保証をした場合において」とあるのは、「債務の保証をした場合において、産炭地域関係保証及びその他の保証」とする。

第四条 法第三条第一項の保険関係であつて、産炭地域関係保証に係るものについての同条第二項及び法第五条の規定の適用については、これらの規定中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十」とする。

第五条 法第三条第一項の保険関係であつて、産炭地域関係保証に係るものについての保険料の額は、法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(資料の提供等の依頼)

第六条 市町村長は、第二条第二項の認定をするため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長、商工会議所、商工会その他の関係者に対し、資料の提供その他必要な協力を依頼することができる。

(国等の責務)

第七条 国及び地方公共団体は、産炭地域関係保証が円滑に行なわれるよう努めるものとする。

第八条 国は、産炭地域内に事業所を有する中小企業者であつて当該事業所において事業を継続することが困難となつたもの及びその従業員に対して、これらの者の職業及び生活の安定に資するため、職業訓練の実施、就職のあつせんその他の措置を講ずるよう努めるものとする。

他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

- この法律は、公布の日から施行する。
- この法律は、昭和四十四年三月三十一日までに廃止するものとする。

理由

産炭地域内に事業所を有する中小企業者の事業所の移転等に必要なる資金に係る中小企業信用保険に関する特別措置を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員長上林山榮吉君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔上林山榮吉君登壇〕

○上林山榮吉君 たい、議題となりました石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案外四法案について、石炭対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回提案された五法案は、石炭鉱業の深刻な事態に対して、さきに今国会

において成立した石炭鉱業合理化臨時措置法外三法律の改正に引き続き、合理化計画に伴う再就職計画、電力用炭の代金精算、石炭会社の経理規制及び重油ボイラー制限法の延長等、石炭対策全般について所要の施策を講じ、昭和四十二年度までに石炭鉱業の自立と安定をはかるほか、産炭地域の中小企業者について中小企業信用保険の特別措置等を定めるものであります。

次に、各案の内容を簡潔に申し上げます。

最初に、石炭鉱業合理化臨時措置法改正案は、第一に、石炭鉱業の合理化及び安定をはかり、合理化実施計画には石炭坑の近代化に関する事項、石炭鉱業の整備に関する事項を定めるものとし、整備計画とともに再就職計画を定めなければならないこと、第二に、石炭鉱業合理化事業団の業務に再建資金の貸し付けを加えること、第三に、省令で定める坑内作業に請負夫を従事させようとする場合は、通商産業大臣の承認を受けなければならないこと、第四に、従来の標準炭価を基準炭価に改め、通商産業大臣の販売価格に関する勧告並びに共同行為の指示についてその要件を改めること、その他鉱区の調整、石炭鉱業審議会について定め、本法の有効期間を昭和五十二年三月三十一日まで延長すること等であり、

次に、電力用炭代金精算株式会社法案は、政府出資一億円、民間出資二億円の株式会社を創設すること、会社は、電力用炭の代金の受け渡しに関する事業、石炭の銘柄の整備及び輸送の共同化についての調査、あつせん、その他の事業等を行なうこと、電力用炭を販売した石炭販売業者は、会社に対し、トン当たり三円以内の手数料を納めること、本法は、昭和四十六年三月三十一日までに廃止すること等であり、

第三に、石炭鉱業経理規制臨時措置法案は、石炭会社のうち、石炭鉱業合理化事業団または日本開発銀行からの借り入れ残高が合計五億円以上で政令で定める額をこえ、かつ前一年間の石炭採掘量が十五万トン以上で政令で定める数量をこえているものを通商産業大臣が指定すること、指定を受けた会社は、毎営業年度事業計画及び資金計画を通商産業大臣に届け出ること、利益金の処分については、通商産業大臣の認可を要すること、本法は、昭和四十三年三月三十一日までに廃止すること等であり、

第四に、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置法改正案は、伝熱面積百平方メートル未満の小型ボイラーを本法の適用対象から除外すること、本法の有効期間を昭和四十二年三月三十一日まで延長すること等であり、

最後に、産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する

る特別措置等に關する法律案は、産炭地域關係中小企業者が中小企業信用保険制度を利用する場合、産炭地域關係保証については、そのものの付保限度上別ワク扱いとし、保険のてん補率を百分の八十に引き上げ、保険料率を年百分の二以内で、政令で定める率まで引き下げるものとし、本法は昭和四十四年三月三十一日までに廢止する等がその要旨であります。

五法案は、去る三月二十六日、同月三十日及び六月十日、それぞれ本委員会に付託され、石炭鉱業合理化臨時措置法改正案外三法案は五月十四日、産炭地域の中小企業者についての法律案は六月十一日、それぞれ政府より提案理由の説明を聴取し、六月十三日には稲葉秀三氏を参考人として意見を聴取する等、慎重な審議を行ない、六月二十四日質疑を終了いたしました。引き続き石炭鉱業合理化臨時措置法改正案について、岡田委員の反対討論の後、採決いたしましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。次いで、電力用炭代金精算株式会社法案外三法案について採決の結果、四法案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、電力用炭代金精算株式会社法案に対して、長期引き取り契約の履行の確保をはかること、会社が将来流通面の改革推進の母体となるより育成す

ること等、石炭鉱業經理規制臨時措置法案に対して、指定会社の社外投資は石炭需要の確保並びに雇用増大に資するよう指導すること、重油ポイラー制限法改正案に対して、石炭需要の確保と増大に努力すること等、最後に、産炭地域の中小企業者についての法律案に対して、政府關係金融機關からの融資の確保をはかるとともに、市中金融機關の中小企業者に対する融資の円滑化をはかること等を内容とする附帯決議をそれぞれ付することに決しました。

なお、石炭鉱業合理化臨時措置法改正案については、社会党の岡田利春委員から少数意見を留保する旨の発言があったことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 五案中、日程第四、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案に対しては、岡田利春君より、成規の賛成を得て、少数意見報告書が提出されております。この際、少数意見の報告を求めます。岡田利春君。

〔少数意見報告書は本号末尾に掲載〕

〔岡田利春君登壇〕

○岡田利春君 ただいま議題となりました石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案に対して、去る六月二十四日の石炭対策特別委員会における少数意見の留保につきまして、委員会における経過並びにその内容について御報告申し上げます。

本法案の採決にあたり、日本社会党を代表して岡田利春より、次の反対討論が行なわれました。

去る四月に開かれました石炭鉱業合理化審議会において、当初政府は閉山規模に対する予算要求として買上げ四百二十万トンに、さらに保安買上げ三十万トンを要求いたしましたのであります。しかしながら審議会に政府原案として提出されましたものは六百七十一万トンであり、しかもこの六百七十一万トンの閉山規模の審議に際して、九州の地域において百万トン加えて、北海道地域において十八万トンの閉山規模を縮小して五百五十三万トンの閉山規模を確定いたしました。しかもこれに見合う再就職計画が労働省から同様に提出されておりますけれども、昭和三十七年度の三月末で、すでに一万八千四百人の炭鉱労働者が依然としてその職を得ていないわけであり、加えて今年には三万四千二百人の人々が就職するとしても、今年度五万二千八百人の人々が離職するのでありますから、結局二万八千六百人の

人々が昭和三十九年度に持ち越されることになるのであります。再就職計画は、少なくとも有沢調査団の答申、あるいはまた、石炭問題が多くの人の関心を集めて、発生する離職者がスムーズに雇用の転換できることを願っておることから考えてみましても、非常にこの計画は当初計画よりも遊離いたしておるわけであり、さらにはまたこの閉山規模を確定するにあたって、特に九州における百万トンの縮小については、三井の田川並びに山野と想定される二山の企業の方について意見書が付けられておるわけであり、これはいわゆる当該会社の再建のために、この二山は第二会社として存続を認めるべきであるというものであります。いわゆる企業の変更について、鉱業審議会がその意見を付するということには、あくまでも鉱業審議会の権限以上の問題であり、行き過ぎであると思ひます。このような企業形態を変更することに介入できる権限がはたして審議会にあるではありませんか。審議会にはこういう権限はないのであります。この点明らかでないのであります。当であると考えられるわけではあります。さらにはまた、政府が当初四百五十万トンの予算を要求しておるのにかかわらず、六百七十一万トンという、予算を大幅に上回る閉山規模を

原案として審議会に提出いたしましたことは、政府の合理化計画のずさんな明らかに物語っていると考えるのであります。しかも六百七十一万トンというのは、一体どういふ根拠に基づいた閉山規模であるか、これに検討してまいりますと、これは明らかに、石炭資本が希望している閉山規模がすなわち六百七十一万トンであります。それをそのまま政府が原案として審議会にかけたとするならば、一体それらの石炭鉱業の整備計画が、単なる企業の希望のみによつて、それを政府が受け売りするといふ形態をたどることは間違いないと考えるわけではあります。

私どもが承知いたしておるところによりますと、有沢調査団の答申に基づいて、いわゆる閉山規模の毎年度の計画は、一応その骨格が定められておると考えるわけではあります。したがって、昭和三十八年度閉山の四百二十万トン及び三十三万トンは、この有沢調査団の答申に基づき、しかも四十二年までを想定した年次閉山計画によつてこの予算が要求されておると考えるわけではあります。ですから今日、政府の石炭鉱業の整備というものは、有沢調査団の計画を上回つて、当初の昭和三十八年度計画を通り越し、昭和三十九年度もしくは昭和四十年計画に及ぶ石炭鉱業の

整備を行なっていることを明確に指摘をしなければなりません。

さらにまた、ただいま議題になりました法律案の改正中、特に労働大臣が再就職計画を定める点についてであります。さきに、石炭鉱業審議会において再就職計画を確定しましたのは、現行合理化法に基づく審議会のその他の重要事項で審議の対象になるとい判断で、現行合理化法を拡大解釈してこの審議会を強行したところに問題があると思っております。もし重要事項がすべて石炭鉱業審議会で審議ができるとするならば、何もあらためてこのように、労働大臣の責任として再就職計画を定めてこれを義務づけるという必要は全然ないと考えられるわけであり、私どもはこの審議会の最終結論はとうてい了承できないわけであり、しかもこのような本法の運用については強く反対せざるを得ません。

特に具体的な改正点についての反対理由の第一点は、本法の一部を改正する法律案の第五条の二項中、石炭鉱業合理化整備計画と再就職計画との関連において、再就職計画が実行困難な場合には、有沢調査団の答申によると、合理化整備計画を調整することが、明らかに委員会におい

ても述べられております。しかし、通産大臣の答弁によりますと、あくまでも、これは再就職計画を変更させて、合理化計画がスムーズに進展できるようにする、したがって、基本になる整備計画を変える意思がない、変える場合は、現行法にもあるように、著しい経済情勢の変動があつた場合にのみ限るといふ答弁がなされておるわけであり、このことは、明らかに調査団の答申の趣旨と違ひますし、有沢団長が委員会において説明した調査団の構想とは大きく食い違つて重要な問題点であり、このように、調査団の答申を取り入れないで、整備計画を優先させ、あくまでも再就職計画は机上のプランであつても、これに合わせるという行き方がとられるといふことになり、私どもは強い反対の意思を表明する次第です。

第二点は、第五十七条の二でございます。すなわち、請負夫の使用承認の問題であります。この請負夫の使用承認は、坑内にあつては、一応原則として起業工事のみに限るといふ方向が出されております。しかしながら、省令案等を検討してまいりますと、この運用については、起業工事のみに限定することは非常に困難であると私どもは理解せざるを得ないわけであり、坑内組夫の使用は、

当該炭鉱企業における一時的な起業工事のみに限ると、明確に法文化すべきであると考えます。それと同時に、最近の坑外における炭鉱の請負夫の使用は、漸次増大してまいりました。

副議長(原健三郎君) 岡田君、問もなく制限時間がまいりますので、結論を急いでください。

岡田利春君(統)

石炭産業は、御存じのように、一面運搬産業であるといわれております。石炭を掘りくずして、それが坑内から坑外へ、そして商品となつて、消費者の手に渡るまでの重量物運搬という性格をこのように表現しておると考へるのであります。今日坑口を出た石炭を坑外の選炭機に運ぶ。さらにまた、坑口から出るボタを坑外の捨て場に搬出をする。あるいはまた、選炭した結果として出る黒いボタは、同様にボタ捨て場に運搬される。これはいずれも、石炭の販売に至るまでの運搬工程に含まれる一貫した職場であると私どもは考へるわけであり、しかるに、今日、石炭合理化を急速に推し進めている結果、坑外におけるこれらの職場は、ほとんど組夫に転換されつつあります。白ズリの捨て場、あるいはまた選炭の結果として出る黒ズリの捨て場への運搬作業のみならず、その捨て

ます。あるいはまた、これに要する石炭炭車の恒常的な修理についても、組夫がすべて直轄と切りかえられておるのでありますから、これは明らかに行き過ぎであり、この坑外組夫については、当然坑内組夫と同様に規制されるべきであると考えられるわけであり、以上の討論がなされました。採決が行なわれた直後、岡田利春より少数意見の留保について発言がありました。ただいま議題となりました法案が原案のまま可決されましたが、私も反対討論で申し上げましたとおり、一年間にわたる調査団の調査の結果その答申がされて、本法案の改正となつて提出されてまいつたわけであり、第一点として……

副議長(原健三郎君) 岡田君、制限の時間がまいりましたから、発言の中止を命じます。

発言する者多し

岡田利春君発言を継続

副議長(原健三郎君) 岡田君、発言の中止を命じます。

岡田利春君なお発言を継続、降壇

日程第四乃至第八の五案に対する質疑及び討論は五案を一括して行なうべしとの動議(竹山祐太郎君外二十二名提出)

副議長(原健三郎君) 竹山祐太郎君外二十二名から、日程第四乃至第八の

五案に対する質疑及び討論は五案を一括して行なうべしとの動議が提出されました。

本動議は記名投票をもつて採決いたします。

本動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

議場閉鎖

副議長(原健三郎君) 氏名点呼を命じます。

参事氏名を点呼

各員投票

副議長(原健三郎君) 投票者の通路をふさがないように願います。急ぎ投票願います。——投票者の通路を妨害しないように願います。

投票継続

副議長(原健三郎君) 通路を押えないようにすみやかに投票を願います。——通路を妨害しないように願います。

投票継続

副議長(原健三郎君) すみやかに御投票願います。通路に立ちどまらないように願います。——立ちどまらないように、すみやかに投票を願います。

投票継続

副議長(原健三郎君) 立ちどまらないように、急いで投票してください。——通路に立ちどまって通路の

投票継続

投票継続

投票継続

昭和三十三年六月二十八日 衆議院會議録第四十二号 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案外四案

○副議長(原健三郎君) ただいまから三分以内に投票されるよう望みます。その時間内に投票されない方は棄権とみなします。

〔投票継続〕

○副議長(原健三郎君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。――開鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(原健三郎君) 投票を計算いたします。

〔参事投票を計算〕

○副議長(原健三郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

〔事務総長報告〕

投票総数 二百七十九
可とする者(白票) 百八十二
否とする者(青票) 九十七

○副議長(原健三郎君) 右の結果、竹山君外二十二名提出の動議は可決せられました。

竹山祐太郎君外二十二名提出の動議を可とする議員の氏名

- 安倍晋太郎君 安藤 覺君
- 逢澤 寛君 愛知 揆一君
- 青木 正君 秋山 利恭君
- 天野 公義君 綾部健太郎君
- 荒木萬壽夫君 有田 喜一君
- 井出一太郎君 井原 岸高君
- 井村 重雄君 伊藤 五郎君
- 伊藤宗一郎君 伊能繁次郎君

- 飯塚 定輔君 池田 清志君
- 池田 勇人君 池田正之輔君
- 上村千一郎君 植木庚子郎君
- 白井 莊一君 内田 常雄君
- 内海 安吉君 浦野 幸男君
- 小笠 公昭君 小川 半次君
- 小川 平二君 小沢 辰男君
- 小澤佐重喜君 小澤 太郎君
- 尾関 義一君 大上 司君
- 大久保武雄君 大倉 三郎君
- 大沢 雄一君 大高 康君
- 大野 伴陸君 大橋 武夫君
- 大平 正芳君 大森 玉木君
- 岡本 茂君 加藤 高蔵君
- 加藤常太郎君 賀屋 興宣君
- 海部 俊樹君 金子 一平君
- 金子 岩三君 上林山榮吉君
- 鳴田 宗一君 唐澤 俊樹君
- 飯谷 忠男君 川島正次郎君
- 川野 芳満君 菅 太郎君
- 木村 公平君 木村 俊夫君
- 木村 守江君 北澤 直吉君
- 久野 忠治君 久保田四次君
- 草野一郎平君 倉成 正君
- 藏内 修治君 小枝 一雄君
- 小島 徹三君 小平 久雄君
- 小山 長規君 河野 一郎君
- 瀬瀬 彌三君 佐々木秀世君
- 佐々木義武君 佐藤洋之助君
- 齋藤 憲三君 坂田 英一君
- 坂田 道太君 櫻内 義雄君
- 笹本 一雄君 藤本 雄次君
- 志賀健次郎君 始関 伊平君

- 椎熊 三郎君 椎名悦三郎君
- 重政 誠之君 篠田 弘作君
- 島村 一郎君 正示啓次郎君
- 白濱 仁吉君 周東 英雄君
- 壽原 正一君 鈴木 正吾君
- 鈴木 善幸君 瀬戸山三男君
- 園田 直君 田川 誠一君
- 田口長治郎君 田中伊三次君
- 田中 榮一君 田中 角榮君
- 田中 正巳君 田邊 國男君
- 高田 富興君 高橋清一郎君
- 高橋 等君 高見 三郎君
- 竹下 登君 竹山祐太郎君
- 千葉 三郎君 津雲 國利君
- 津島 文治君 辻 寛一君
- 網島 正興君 渡海元三郎君
- 徳安 實蔵君 床次 徳二君
- 富田 健治君 内藤 隆君
- 中垣 國男君 中島 茂喜君
- 中野 四郎君 中村 幸八君
- 中村 寅太君 中村庸一郎君
- 灘尾 弘吉君 二階堂 進君
- 西村 英一君 野田 卯一君
- 野田 武夫君 野原 正勝君
- 羽田武嗣郎君 長谷川四郎君
- 長谷川 峻君 八田 貞義君
- 早川 崇君 林 博君
- 原田 憲君 廣瀬 正雄君
- 福田 一君 福永 健司君
- 藤井 勝志君 藤枝 泉介君
- 藤原 節夫君 藤本 捨助君
- 藤山愛一郎君 古川 丈吉君
- 保科善四郎君 保利 茂君

否とする議員の氏名

- 堀内 一雄君 前尾繁三郎君
- 前田 正男君 前田 義雄君
- 牧野 寛索君 益谷 秀次君
- 増田甲子七君 松浦周太郎君
- 松澤 雄蔵君 松永 東君
- 松野 頼三君 松山千恵子君
- 宮澤 胤勇君 村上 勇君
- 毛利 松平君 森下 國雄君
- 森田重次郎君 八木 徹雄君
- 保岡 武久君 山崎 敏君
- 山田 彌一君 山手 満男君
- 山村新治郎君 吉田 重延君
- 米田 吉蔵君 米山 恒治君
- 早稲田柳右三君 井堀 繁男君
- 内海 清君 佐々木良作君
- 田中幾三郎君 西村 榮一君
- 門司 亮君 本島百合子君
- 安宅 常彦君 赤松 勇君
- 足鹿 覺君 有馬 輝武君
- 渋谷 悠蔵君 井伊 誠一君
- 井手 以誠君 石川 次夫君
- 石田 宥全君 石橋 政嗣君
- 石山 權作君 板川 正吾君
- 緒方 孝男君 大柴 滋夫君
- 太田 一夫君 岡田 利春君
- 岡本 隆一君 加藤 清二君
- 片島 港君 勝澤 芳雄君
- 角屋堅次郎君 川村 継義君
- 河上丈太郎君 木原津與志君
- 北山 愛郎君 久保 三郎君
- 久保田 豊君 栗林 三郎君
- 黒田 壽男君 小林 信一君

- 小松 幹君 兒玉 末男君
- 佐々木更三君 佐野 憲治君
- 坂本 泰良君 阪上安太郎君
- 島上善五郎君 下平 正一君
- 東海林 稔君 杉山元治郎君
- 鈴木茂三郎君 田口 誠治君
- 田中織之進君 田中 武夫君
- 田邊 誠君 田原 春次君
- 多賀谷眞稔君 高津 正道君
- 滝井 義高君 橋 兼次郎君
- 辻原 弘市君 坪野 米男君
- 戸叶 里子君 堂森 芳夫君
- 中澤 茂一君 中村 重光君
- 中村 高一君 中村 英男君
- 権崎弥之助君 二宮 武夫君
- 西村 力弥君 野口 忠夫君
- 野原 覺君 芳賀 貢君
- 長谷川 保君 畑 和君
- 原 茂君 日野 吉夫君
- 肥田 次郎君 平岡忠次郎君
- 広瀬 秀吉君 堀 昌雄君
- 前田榮之助君 松井 政吉君
- 松井 誠君 松原喜之次君
- 松前 重義君 三宅 正一君
- 武藤 山治君 村山 喜一君
- 森島 守人君 安井 吉典君
- 柳田 秀一君 山内 広君
- 山口丈太郎君 山口 鶴男君
- 山崎 始男君 山田 長司君
- 山中 吾郎君 山中日露史君
- 山花 秀雄君 湯山 勇君
- 横路 節雄君 吉村 吉雄君

和田 博雄君 渡辺 惣蔵君
志賀 義雄君

○副議長(原健三郎君) これより五案を一括して質疑を行ないます。順次これを許します。橋崎弥之助君。

〔発言する者あり〕

○副議長(原健三郎君) 橋崎君、質疑を行なうて下さい。——橋崎君、質疑をやつて下さい。

○橋崎弥之助君 私は、ただいま議題になつております石炭関係五法案に対する委員長報告、並びに岡田議員から報告されました少数意見につきまして、池田総理はじめ、それぞれの関係者に順次御質問をいたしたいと存じます。

そもそも日本の石炭鉱業は、その発生以来、目にあまるほどの手厚い国家庇護のもとに低賃金の労働力を大量に投入することによりまして大きな繁栄を遂げ、ばく大な利益を上げてまいりました。かくして炭鉱こそは、各財閥の大きな下箱となつていたのであります。しかも、このよ様な劣悪な労働条件と低賃金のもとでひねり出されてきた利益は、再び炭鉱に投入すべきであるにもかかわらず、それをせず、その利益は各財閥の本社を通じて高度に蓄積され、その系列産業である重化学工業部門に投下されていったのであります。これがわが国石炭鉱業の

歴史的な事実であります。日本の石炭資本は、採掘に必要な新技術、たとえは斜坑技術よりも明らかに能率の高い立て坑技術も戦前はほとんど採用せず、ひたすら炭鉱労働者をこき使い、その骨をしゃぶるることによつておのれが奢侈と繁栄の道を求めてまいつたのであります。能率の上昇という名の労働強化、合理化という名の首切りによる石炭資本の取奪体制は、今日この瞬間におきましても、その本質を全然変えていないといふことを、私はあえて強調いたしたいのであります。(拍手)

石炭資本は、好況のときにはもうけはた分は黙つてふところにしまい込みながら、一たん不況になりますと、今度は労働を強化する、首はかつてに切る、カルテルは結成する、それでもあきたらずに国の保護を求めて、とにもかくにももうけだけは絶対に手放さない。これが明治、大正、昭和の三代にわたる日本炭鉱資本のどん欲きわまりない真実の姿であります。そうしてその炭鉱資本の繁栄の陰に、去るも地獄、残るも地獄、壁破れ軒傾く炭住の片すみに、飢えに泣く妻子をかかえて生死の境をさまよう炭鉱労働者の去就こそは、石炭危機の深刻化と相まって、まさに重大なる社会問題と相なつております。(拍手)しかも最近に至る政府の一連の石炭政策は、この搾取機構にこそメスを入れるべきであるにもかかわらず、故意に目をおおつて

全然問題の核心に手を触れようとしないのであります。ただいま提案されております石炭関係五法案も、はたして問題の焦点に触れているかどうか、きわめて多くの矛盾点と疑問点を持つていふと思つておりますが、ただいま岡田議員よりはからずも少数意見の報告をお聞きし、問題の所在がいよいよはつきりしてまいりましたので、さらに問題点を掘り上げるために、以下、具体的に質問に入りたいと思つております。質問をいたします大臣の順序は不同がございしますので、適当にお願いをいたします。まず、総理大臣。一昨年の臨時国会におきまして、本院は、石炭産業界機打開に関する決議を可決いたしました。その際、総合エネルギー政策の確立を強く要求してしたのであります。が、一体総理大臣は、このためにいかなる措置をとつておられますか、これをお伺いいたします。

全然問題の核心に手を触れようとしないのであります。

ただいま提案されております石炭関係五法案も、はたして問題の焦点に触れているかどうか、きわめて多くの矛盾点と疑問点を持つていふと思つておりますが、ただいま岡田議員よりはからずも少数意見の報告をお聞きし、問題の所在がいよいよはつきりしてまいりましたので、さらに問題点を掘り上げるために、以下、具体的に質問に入りたいと思つております。質問をいたします大臣の順序は不同がございしますので、適当にお願いをいたします。

まず、総理大臣。一昨年の臨時国会におきまして、本院は、石炭産業界機打開に関する決議を可決いたしました。その際、総合エネルギー政策の確立を強く要求してしたのであります。が、一体総理大臣は、このためにいかなる措置をとつておられますか、これをお伺いいたします。次、大蔵大臣。産炭地域に造幣局及びたばこのフィルター工場を設置する計画が進んでいると聞きますが、その内容はどうでありましようか。また、今年度の二百二十億を上回る資金不足についてどう対処されるのでありますか、これをお伺いいたします。次、通産大臣。有沢調査団の答申に基づきまして、石炭鉱業合理化臨時措置法の改正になつたといわれておりますが、再雇用計画、鉱区の調整、組夫

の規制、基準炭価等、答申のとおりになつておるかどうか。整備計画と再就職計画の調整、組夫の規制もあいまになつておると思いますが、いかがお考えでありましようか、お伺いをいたします。

次、労働大臣。昭和三十年に石炭鉱業合理化臨時措置法が成立して以来、今日まで炭鉱から排除された離職者数は何人に達してございましようか。また、これらの再就職状況はどうなつておりますか、お伺いをいたします。さらに、総理は、昨年四月五日、炭鉱労働者の代表に対しまして、石炭対策の確立は、雇用の安定が第一であると約束されております。再就職計画の中に次年度繰り越し分として一万八千人を予定しておるのでありますが、この一万八千人は明らかに完全失業であり、総理は労働者への約束を破つていられると思つておられますか、この点労働大臣のお考えをお伺いいたします。

次、建設大臣。今日、道路、工場用地、港湾、ダム等、あらゆる建設部門で巨額の投資が行なわれております。この場合、建設労働者のうちで特に建設機械のオペレーターが不足しておると聞いておりますけれども、これらのオペレーターを、大規模、大量に訓練する機関を設置し、炭鉱離職者を吸収する必要があると思つておられますか、この点をお伺いをいたします。次、外務大臣。従来複雑をきわめて

おりました海外移住業務をこの際一本化したしまして能率をあげるために、御承知のとおり先般海外移住事業団法が本院を通過したわけでありまして、炭鉱離職者の海外移住問題は、こつうう際でありますから特別の意義を持つておると思つてございしますけれども、この炭鉱離職者の海外移住振興策につきまして、外務省関係で特に配慮を払われておる具体策がございしますならば、この際これを明らかにしていただきたいと存じます。

次、自治大臣。産炭地域の地方自治体は疲弊のどん底におちいつております。炭鉱整備の影響を受けて減少した税金に対しまして特別交付税を交付する必要があると思つておられますか、大臣の御見解はいかがでありましようか。

次、運輸大臣。大臣も御承知のように、産炭地域における産業振興はきわめて困難であります。大臣は、こうした産炭地域に対しまして、たとえは国鉄車両の整備工場とか、あるいは国鉄工機部のような工場を設置する計画はないのでございませうか、これをお伺いいたします。次、農林大臣。現在の産炭地振興策の中には、特に農業面の施策が全然ないといつても過言ではありません。構造改善事業を推進するにあたりまして、特に産炭地に対しまして、酪農とか畜産、果樹等、適地適産の主産地地形

成を指導する具体的施策がこの際必要であると思えますけれども、農林大臣

副議長(原健三郎君) 榎崎君、問もなく制限時間がまいりますので、結論を急いでください。

○榎崎弥之助君(続) 次、文部大臣。炭鉱離職者が産炭地以外に職を求めた場合、その子弟の教育に困難を感じておられます。すなわち、中学生までは義務教育でございますけれども、しかし高校では公立への転入が非常に困難になつております。特に大都市ではこの点著しいものがあると思われまが、具体的な解決策を持つておられましたら、この際お伺いをいたします。

次、郵政大臣。急激な整備計画の推進によつて離職する炭鉱労働者のうち、特に中高年齢者の再就職はきわめて困難であります。この人々の再就職先として郵政事業は最もよい雇用市場のように思われまが、現在予定されております以上に雇用できないものでございませうか、この点をお伺いいたします。

次、科学技術庁長官。今日の科学技術の進歩は著しいものがありますが、核エネルギー利用化の見通し、及び諸外国における他のエネルギーとの発電コストの比較についてお伺いいたします。

次、北海道開発庁長官。北海道開発と北海道における産炭地振興策を、ど

う結びつけて推進するのか、具体策をお伺いいたします。

最後に、少数意見の報告をされました岡田利春議員にお伺いいたします。有沢調査団の答申に基づく、昭和四十二年度を目標とする石炭鉱業の安定時期まで、各年次に、増強、維持、その他の群別の推移については、どのように理解されておるのでございませうか。

○副議長(原健三郎君) 榎崎君、制限の時間がまいりましたから、発言の中止を命じます。

〔発言する者多し〕

○榎崎弥之助君(続) 降壇

○国務大臣(池田勇人君) 石炭の総合対策につきましては、すでに御承知のとおり、石炭鉱業調査団の答申並びに昨年十一月閣議決定の石炭対策大綱によりまして、いろいろの施策を講じております。いま御審議願つて居る法案も、その一連の対策でございます。(拍手)

○国務大臣(田中角榮君) 産炭地振興のため、さしあたり専売公社関係のフィルター製造工場の設置につきまして、具体的に準備中であります。第二の、資金については、支障のないよう、通産省とも連絡の上、適切に処置いたしたいと存じます。(拍手)

○国務大臣(福田一君) 政府といたしましては、有沢調査団の答申の大綱を尊重いたしまして、整備計画と再雇用計画、組夫の問題、鉱区調整、基準炭価の問題、その他、いずれも五法案のうちこれを盛り込んでおりますし、また、行政措置によつてこれを補充する方針をとつておるわけでございます。(拍手)

○国務大臣(大橋武夫君) 昭和三十四年四月以降本年三月までに、約十二万三千七百人の炭鉱労働者の減少を見ております。しこうして、本年三月まで

に公共職業安定所の職業紹介により再就職いたしました者は五万三千人、石炭各社の就職あつせん、自己就職等により再就職した者は四万一千人に達しております。このほかにも、帰農あるいは自己営業についた者等が約一万二千人あると見込まれております。なお、現在公共職業安定所に求職中の者は約一万八千人であります。転換職場の確保につとめる所存であります。

離職者の再就職の時期が若干ずれまことは、実際上やむを得ないことと考へます。本年度の再就職計画によれば、約一万八千人の離職者を次年度に持ち越すこととしておりますが、この大半は年度後半に離職する人たちであり、また職業訓練所に入所し、現に訓練受講中の人たち、あるいは雇用予約制度により就職先の内定し

ている人たちをも含めた数であります。これらの人々に対しては、失業保険、就職促進手当により生活の安定を期するほか、集中的な職業指導を加え、早期に安定した職場へ再就職できるように、十分な措置を講ずる考へであります。(拍手)

○国務大臣(河野一郎君) お答えをいたします。

建設省といたしましては、労働省と十分協議をいたしまして、善処いたしたいと考へております。(拍手)

○国務大臣(大平正芳君) 炭鉱離職者の海外移住につきましては、今日まで、ブラジル等に五百四十一家族、二千七百名の渡航が実現してございまして、現地における営農等の成績はきわめて良好でございます。したがしまして、今後、私どもといたしましては、雇用促進事業団と協力いたしまして、訓練の充実等、ことしから増額になりまして海外移住加算金の制度の運用に

○国務大臣(藤田弘作君) 産炭地における財政需要の増高及び財政収入の減少に對しましては、お説のとおり特別交付税の増額はもちろん、地方交付税の概算払い、つなぎ資金の融資及び起

債等によりまして、万全を期しておる次第でございます。(拍手)

○国務大臣(藤部健太郎君) お答えいたします。

運輸省といたしましては極力車両工場、修理工場等について目下検討しまして、国策に沿う石炭対策に寄与したいと考へております。(拍手)

○国務大臣(重政誠之君) 産炭地の農業振興事業につきましては、各産炭地の実情に即応いたしましてやらなければならぬと考へております。産炭地の特殊事情を考慮いたしまして、指導の濃密化をはかり、構造改善事業の実施につかましても、実施基準を弾力的に運営いたしまして、農業の振興をはかるつもりでございます。(拍手)

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答えいたします。

高等学校生徒の転入学につきまして、校長が、欠員等を考慮して善処できることになっておりますが、数が少ない場合はそれでよろしゅうございませうが、ある程度までまっておりますに問題かと思ひます。さような場合は、都道府県教育委員会に適時適切な指導を行ないまして、善処いたしたいと思つております。(拍手)

○国務大臣(川島正次郎君) 産炭地

○国務大臣(川島正次郎君) 北海道開発局の施行します公共事業につきましても、なるべく炭鉱職者を使うように指導いたしております。(拍手)

○国務大臣(小沢久太郎君) お答えいたします。

郵政関係といたしまして、炭鉱職者は本年度は千名予定しております。労働省と連絡いたしまして、ただいま第一回を募集中でございますが、本年度の千名に對しましては極力消化する所存で努力中でございます。(拍手)

○政府委員(内田常雄君登壇)

○政府委員(内田常雄君) 主要各国の原子力発電の現状は、現に稼働中のものに計画中のものを加えますと、米國が約二百万キロワット、英國が三百万キロワット等でございます。わが國におきましては、現に建設中の東海発電所が十六万六千キロでございますけれども、昭和四十五年までには百万キロワットをこえる設備が完成する見込みでございます。

なお原子力発電のコストは、現状におきましては、日本ばかりでなしに、各国におきまして、重油専焼火力のコストよりも若干劣りますけれども、昭和四十五年くらいまでは重油専焼火力と大体匹敵するくらいに低下するこ

とが見込まれております。(拍手)

○岡田利春君 榑崎議員にお答えいたします。

各大臣の答弁は非常に不親切でありますから、私は親切に御答弁申し上げますかと思ひます。(拍手)

まず昭和三十三年以来、炭鉱労働者の整理の状況は、昭和三十三年に對し昭和三十四年は二万六千八百八十一人が解雇されております。三十四年から三十五年にかけて、同様二万五千五百六十六人、三十五年から三十六年にかけて三万三千三百三十人、三十六年から三十七年にかけて三万八千七百七十九人、さらに今年度三万四千四百人が予定されておりますから、この五カ年で十五万八千三百四十人の炭鉱労働者がその職場を追われるということになるわけですが、特にこれを炭鉱の規模別に見てまいりますと、旧方式による買い上げは、昭和三十六年以前までに買い上げた炭鉱数は二百十炭鉱で四百二十二万トン、昭和三十六年度には三十二炭鉱で百一十トン、昭和三十七年度は二十六炭鉱で七十八万二千トンで、合計二百六十八炭鉱、六百一十トンであります。さらに、昭和三十七年度の新方式では、五十三炭鉱二百六十七万トンが買い上げられております。したがって、合理化事業関係だけで三百二十一炭鉱で、八百六十九万トンの炭鉱が整理をされております。加えて、石炭鉱山保安臨時措置法による買い上げ炭

鉱は、今日まで四十炭鉱で六十六万七千トンでございます。したがって、これらを総計いたしますと三百六十一の炭鉱がつぶされ、出炭数で見ますと九百三十五万トンであります。今年度これに加えまして、実に一千四百六十六万トンの炭鉱が昭和三十八年度末までにつぶされるという結果に相なります。

なお、組夫の実情でございますが、昭和三十八年の三月末で組夫総数は二万六千四百八十八人でございます。このうち坑内組夫は一万八千五百六十一人でありまして、坑外における組夫は七千五百八十七人あります。しかしながら、炭鉱においても、坑外に臨時夫が四千六百八十三人おりますから、実に坑外組夫並びに臨時夫は一万二千二百七十人に相なるわけです。実に、これは、今日の炭鉱在籍者の二割を占める数字でございます。

さらに、未亡人並びに身体障害者のお尋ねであります。炭鉱における死亡者は、昭和三十三年で六百三十二人、さらにまた、昭和三十四年で五百七十四人、三十六年が六百四十二人、三十七年で四百九十一人、このように、毎年炭鉱では多くの人々が死亡いたしております。これを重傷で見ますと、昭和三十六年で二万五千八百七十八人、昭和三十七年で二万六千三百三十一人でありまして、したがって、このように多くの人々が死亡し、その入れか

え作業になった未亡人が今日その職業の転換が得られない状態にございまして、大手十八社だけで千七百九十四人の未亡人が今日存在をいたしておるわけですが、したがって、毎年二万五千人以上の人々が重傷いたすわけでございますから、当然、この中に含まれておる身体障害者は、今日山が閉山になつてもスムーズに雇用の転換ができません悲惨な状態にあることを御報告申し上げます。

最後に、増強群並びに維持群その他の群について、このようなグループに分ける作業は、政府の所得倍増計画を立案するにあたってエネルギー小委員会が開かれ、ここで初めてこのようなわが國の産業構造を三つのグループに分ける、このように公表されておるわけですが、そこで、大体その他の群は暫時、昭和四十二年度までこれを廃山にするというグループであります。維持群につきましては、現状出炭規模を維持する炭鉱並びに縮小維持する二つの性格を持ったグループが含まれておるわけでありまして、増強群につきましては、新炭開採並びに将来に向かつて出炭規模を拡大するグループがこのグループに含まれておるわけです。

そこで、わが國のエネルギーの長期需給見通しは、エネルギー小委員会において昭和四十五年並びに昭和五十五年、約二十年間を見通してこの需給計画が一応想定されました。これがわが

國における初めての長期エネルギーの見通しでございます。しかし、これは、OECCにおけるロビンソン報告を一応お手本にして、日本の実情を若干加味して作文的にこの需給の見通しを立てた、ここに重大な欠陥があると思つております。したがって、わが國の長期エネルギー需給の見通しは、今日まで詳しい作業が行なわれていないのであります。今後発表されるでありましようところの電気事業の審議会、この答申はおそらく八月の末ないし九月に出でまいります。加えて、産業構造調査会におけるエネルギー部会の報告が九月ごろ答申されると聞いております。したがって、今日、政府がこの長期エネルギー政策を打ち立てるためには、まだ相当の日時を要するものと考えておる次第であります。

以上、簡単でございますけれども、答弁にかゝる次第です。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 松井政吉君

○松井政吉君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題になつておりました石炭関係諸法案について、總理並びに閣僚大臣にその所見をお伺いいたしたいと存するのであります。

まず第一に、石炭全体の対策について、政府の基本的姿勢をお伺いいたしたいのであります。日本における石炭関係法案は、その数世界一といわれる

ほど数があるのでありますが、その裏づけとなるべき政策が伴わないのもまた世界一だと思えます。(拍手)そこで、池田さんは、第三十九回臨時国会の予算委員会において、私の質問に対して、「石炭は日本の最も重要な産業の一つであります。地下資源としてこれが第一だと考えておるのであります。」とお答えになっておられますが、その後部分的な解決の方向が見られるのであります。根本的な解決策の熱意を認めることができないのであります。総理が地下資源として最も重要だと考えながら、いまだに国民全体の納得いくような根本策の樹立ができない理由を、まず最初にお伺いしたいのであります。

さらに、政府のエネルギー政策について、その取り組み方には非常に不満を感じるのであります。三十九回国会以来、石炭危機とともに、日本におけるエネルギーに対する総合基本政策の樹立が各界から要望され、一昨年秋季の臨時国会における決議で明確な方向づけをしたにもかかわらず、その後政府は総合的エネルギー政策を忘れて、石炭についても狭い視野からの無理な合理化を進め、労働者にその犠牲を押しつけるのみであります。したがって、総合エネルギーから見た石炭の地位の安定度合いも明らかにされず、五千五百万トンという数字を繰り返して、重油の輸入についての根本的な手も打

たず、エネルギー産業の構造改編も行わず、何を考えているのか理解に苦しむところであり、総理大臣並びに科学技術庁長官に、エネルギーに対する基本策を明らかにしていただきたいと思えます。(拍手)

次に、重油使用の規制についてお伺いいたします。重油ポイラー規制に関する法律は、本年の十月に切れることになっておられると思われ、したがって、期限延長の法案の内容がたまたま最近になっておられるものでありますが、最近における重油の輸入はものすごい勢いで伸びてきています。すなわち、重油専焼火力発電所が関西を中心にごんと設立され、石炭を圧迫する度合いはさらに強まりつつある現状であります。いまヨーロッパでは、重油専焼により発散する亜硫酸ガスが空気をよごし、人体にまで害を及ぼすという学者の意見があると聞いておりますが、もしそうだとするならば、外国資本による謀略的重油の輸入は、日本における唯一のエネルギー資源である石炭産業を麻痺させるのみならず、人体にまでその害を及ぼすことになるが、重油規制に対する総理の見解と、人体に及ぼす影響があるかないか、明確にお答えを願いたいと存じます。(拍手)

相手である国内石炭産業が壊滅の状態になったときには、国際石油資本は必ず重油の値上げを迫ることは火を見るより明らかであります。(拍手)すでに外国ではこの対策を樹立して、自国の石炭を守り、強固な民族的産業基盤と、エネルギー資源確保のために、重油に対し思い切った規制を行なっているといわれるが、外国で行なっている政策がなぜ日本の池田内閣でやれないのか、その基本対策について、総理大臣並びに関係大臣の考え方を伺いたいののであります。

次に、電力用炭代金精算株式会社法案であります。石炭の需要は今後電力に重点を置くことは当然であり、価格の問題を考へても、地域経済等を考慮しても、電力用炭のワックは政策的に考へるべきものであり、したがって、本法案の業務設定の基本に規定すべきだと思えますが、本法案にはその基本となるべき電力用炭確保の方法がないのはどういふわけか、通産大臣にお伺いしたいのであります。

さらにまた、ややもすれば電力用炭をめぐる、大企業と中小企業との間におけるカロリー当たり炭価の高低と価格政策の矛盾等の状態が必ずあらわれると思われ、これについての見解を明らかにしていただきたいと存じます。

さらに、代金の精算会社をつくり、弱肉強食的なこそくな措置よりも一歩

進めて、電力用炭の販売会社を一本化すべきだと思いが、その見解を総理大臣並びに通産大臣に明らかにしていただきたいと思えます。西ドイツ等の現在行なっておる状況等も参考にすべきだと思いますが、あわせてお聞かせ願いたいと思えます。(拍手)

さらに、貯炭の操作、供給の安定、輸入炭の管理等、電力用炭のみならず、需給調整の基本的機関たらしめる必要があると思いが、その見解をお伺いしたいのであります。

次に、石炭鉱業経理規制臨時措置法案についてありますが、経理規制は当然でありまして、むしろおそきに失った感があります。従来の日本の石炭資本家は、石炭の利益で観光事業に投資したり、いわゆる社外投資を行ない、資金的にもみずからの石炭そのものを危機に導いたり、そのしわ寄せを今日労働者に転嫁した等の例は幾らもありますが、本法案で十分に所期の目的を達成し得るかどうか、通産、大蔵両大臣から具体的な規制の方法についてお聞かせ願いたいと存じます。

次に、産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律案についてお伺いをいたします。石炭山が麓山麓出の地域は、山に働いている労働者が失業するのみではなく、その地域の商業者をはじめ、住民全体の生活の問題

であります。特に商業者が売り掛け代金不払いのために店じまいのやむなきに至っている例は数えるにいとまがありません。通産大臣にお伺いいたしますが、全国で売り掛け代金の不払い等の状態になっておる類はどの程度か、また店じまい、転居、移転のやむなきになっておる件数はどのくらいか、この法律程度の措置では足らざるものがあると思いが、さらに処置を考へていかどうか。本法案によると、産炭地域内の業者の事務所の移転、事業の転換が対象になっておるが、さらに近い将来、適用拡大する意思はあるかどうか。これは保険関係、金融関係の問題でありますから、通産、大蔵両大臣からお答え願いたいと存じます。

最後に、私は石炭産業の構造そのものについて、総理大臣並びに関係大臣にお伺いしたいのであります。昭和三十年八月に石炭鉱業合理化法が成立して以来八年、その間三十万人をこえていた炭鉱労働者は、石炭資本の無能と政府の無為無策によって、その半数が山を追われ、具体的な雇用対策のないままにその日の生活に苦しんでいる者すら存在している現状であります。各国のエネルギー政策の基本を見ても、石炭にその重点を置いているにもかかわらず、

○副議長(原健三郎君) 松井君、問もなく制限時間がまいりますので、簡単に願います。

○松井政吉君(続) いまなおわが国ではエネルギー全体の中における石炭の地位も明らかにされず、五千五百万トンの需要の安定も、努力するという段階から一歩も進展せず、あまつさえ電力等は、経済性の名において重抽専続をますます進めて石炭需要を苦しめている現状であります。政府は、この際、イデオロギーにこだわらず、思い切った社会化の方向をとるべきだと思いますが、総理はいかように考えておるか、お答え願いたいと存じます。英

国、フランスは国有であり、イタリヤは電力国有化法案を国会に提出したと聞いております。西ドイツにおいても、総合エネルギーの中における石炭の地位は明確に確保しております。米

国でさえ、一時重油に押された石炭は五億トン合から三億トン合に落ちたが、現在では四億トンをこえているといわれるのであります。諸外国の保守党内閣の行なっている政策を、日本の保守党である池田内閣はなぜやれないのか。この際、イデオロギーにとらわれず、社会化を進め、石炭、電力は国有化の方向をとるべきだと思いが、見解をお伺いしたい。もしやれないとするならば、どういふ理由でやれないのか、その理由を明確に聞かせていただきたいと思ひます。

私の質問を終わります。(拍手)
〔國務大臣池田勇人君登壇〕

○國務大臣(池田勇人君) お答えいたします。

政府の石炭対策は国民が納得していないというお話でございますが、私は、国民は大部分納得してくださっておりますと確信いたしております。(拍手)すなわち、石炭産業調査団の意見を聞き、政府もまた政府の施策として石炭政策大綱を国民に示し、いまだかつてやっていないあらゆる施策を、難業者あるいは合理化あるいは需要確保、石炭産業の近代化あるいは産炭地振興等各種の措置をやっておりますでございます。私は、国民は大多数納得してくださるものと確信を持っております。

次にエネルギー問題。エネルギー問題は、わが国経済活動の基盤をなすものでございます。単に石炭だけから考えるべき問題ではございません。すなわちエネルギーの経済性の問題とか、あるいは供給の安定性、また地域の経済問題、あるいは雇用、国際収支、各般の観点から考えなければならぬのでございまして、私は、この意味において、ただいまの政府の政策は当を得たものと確信いたしております。

なお、重油規制につきましては、従来どおりいま御審議願っておりますので、今後も規制していく考えでございます。また、石炭産業の国有化につきましては、いろいろなお話がございしますが、われわれのとつておる経済体制から申

しても、また、日本の石炭産業を近代化、合理化する上からいっても、私は国有化にも反対でございします。(拍手)

〔國務大臣福田一君登壇〕

○國務大臣(福田一君) お答えをいたします。

重油ボイラー規制の問題につきましては、専焼火力が増大しておる。したがって、今後ますます石炭が圧迫されるのではないかとのお話でございます。けれども、これについては、御承知のように、電力会社に対してはわれわれはいろいろの行政指導あるいは種々の話し合いによりまして、われわれが要望するだけの石炭は十分使ってもらいようにいたしておりますから、そういうおそれはないと信じております。

なお、ばい煙等の問題に關して御質問がございましたけれども、いまだこれははっきりした結果は出ておらないとわれわれは考えておりますが、今後の問題としては十分研究をさしていただきます。

電力の用炭の問題につきまして、一体これを十分に確保することができるといふこととありまして、これは先ほど申し上げましたとおり、われわれは十分予定されたとおる確保する方針でございます。

また、大企業と中小企業との間で炭筒の基準が相違しておるのではないかと、ということとありますが、これは順次さや寄せをするように指導をいたしてまいりたいと存じます。

販売会社をつくつてはどうかというお話でございますが、これはいわゆる石炭国営に相通することに相なりますので、われわれはその必要を認めておらないわけでございます。

經理規制の問題についてお答えをいたしますが、經理規制令はこれで目的を達し得るか、特に社外投資をやった場合にどうするのかということとありますが、これにつきましては十分われわれはその計画を提出させまして、もしをういう弊害が非常に起きるような場合には、これを監督し、また禁止するような場合も考慮いたしながら、この經理規制令を運用いたしてまいりたいと存じておる次第でございます。

なお、産炭地のいわゆる中小企業の売り掛け金の問題でございますが、回収不能の分は二十二億円前後と予定しておるのでございますが、われわれとしては、今度の措置によつて十分目的を達し得るものであると考えておるわけでございます。(拍手)

〔國務大臣田中角榮君登壇〕

○國務大臣(田中角榮君) 通産大臣が申し上げましたとおり、石炭産業の經理規制につきましては、おおむね本臨時措置法をもちまして、その目的が達成できると考えております。

産炭地の地元の商工業者の問題でございますが、もちろん、この振興、救

濟につきましては、政府も意を用いておるところでございます。休閉山等によりまして未収金があります商工業者につきましては徴税延伸、その他の適切な処置をとつております。

〔政府委員内田常雄君登壇〕

○政府委員(内田常雄君) 経済成長に伴いまして、エネルギー需要額が飛躍的に増加いたしておりますことは御承知のとおりでございます。科学技術庁といたしましては、石炭とか原子力に限らず、エネルギー給源の多源性、多様性ということをご考慮に置きまして、原子力発電を適当な地位に置き、また石炭につきましては、その利用技術を開発する等、妥当な計画を検討、開発をいたしておる次第でございます。(拍手)

〔政府委員内田常雄君登壇〕

○政府委員(内田常雄君) 経済成長に伴いまして、エネルギー需要額が飛躍的に増加いたしておりますことは御承知のとおりでございます。科学技術庁といたしましては、石炭とか原子力に限らず、エネルギー給源の多源性、多様性ということをご考慮に置きまして、原子力発電を適当な地位に置き、また石炭につきましては、その利用技術を開発する等、妥当な計画を検討、開発をいたしておる次第でございます。(拍手)

質疑終局の動議(竹山祐太郎君外二十二名提出)

○副議長(原健三郎君) 竹山祐太郎君外二十二名より、質疑終局の動議が提出されました。本動議を採決いたします。この採決は記名投票をもつて行ないます。竹山君外二十二名提出の質疑終局の動議に賛成の諸君は白票、反対の

昭和三十三年六月二十八日 衆議院會議録第四十二号 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案外四案

諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(原健三郎君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○副議長(原健三郎君) 投票者の通路をふさがないようにお願いいたします。——投票者の通路を妨害しないように、すみやかに御投票願います。

〔投票継続〕

○副議長(原健三郎君) 立ちどまらないうちに願います。急ぎ投票してください。通路を妨害しないように。

〔投票継続〕

○副議長(原健三郎君) 立ちどまらないうちに急いで投票をお願いします。急ぎ投票をお願いします。——立ちどまらないうちに急ぎ御投票願います。

〔投票継続〕

○副議長(原健三郎君) ただいまから二分以内に投票されるように望みます。その時間内に投票されない方は棄権とみなします。

〔投票継続〕

○副議長(原健三郎君) 間もなく制限時間がまいります。投票漏れはございませんか。

〔あると呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 間もなく制限時間がまいります。投票漏れはございませんか。

〔あると呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 投票漏れはございませんか。投票箱閉鎖。開閉。——開鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(原健三郎君) 投票を計算いたします。

〔参事投票を計算〕

○副議長(原健三郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百十
可とする者(白票) 百九十八
否とする者(青票) 百十二

○副議長(原健三郎君) 投票漏れはございませんか。投票箱閉鎖。開閉。——開鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(原健三郎君) 投票を計算いたします。

〔参事投票を計算〕

○副議長(原健三郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百十
可とする者(白票) 百九十八
否とする者(青票) 百十二

○副議長(原健三郎君) 右の結果、質疑は終局するに決しました。

竹山祐太郎君外二十二名提出質疑
局の動議を可とする議員の氏名

- 安倍晋太郎君 安藤 寛君
- 相川 勝六君 逢澤 寛君
- 愛知 探一君 青木 正君
- 赤澤 正道君 秋山 利恭君
- 足立 篤郎君 綾部健太郎君
- 荒木萬壽夫君 荒船清十郎君
- 有田 喜一君 井原 岸高君
- 井村 重雄君 伊藤宗一郎君
- 伊能繁次郎君 飯塚 定輔君
- 生田 宏一君 池田 清志君
- 石田 博英君 稲葉 修君
- 宇田 國榮君 上村千一郎君
- 植木庚子郎君 白井 莊一君
- 内田 常雄君 浦野 幸男君

小川 牛次君 小川 平二君

小沢 辰男君 小澤 太郎君

尾関 義一君 大久保武雄君

大沢 雄一君 大高 康君

大野 伴隆君 大橋 武夫君

大平 正芳君 大森 玉木君

岡崎 英城君 岡田 修一君

岡本 茂君 加藤 高藏君

加藤常太郎君 賀屋 興宣君

海部 俊樹君 金子 一平君

金子 岩三君 金子 信君

上林山榮吉君 神田 博君

嶋田 宗一君 唐澤 俊樹君

飯谷 忠男君 川島正次郎君

川野 芳滿君 菅 太郎君

簡牛 九夫君 木村 公平君

木村 俊夫君 木村 守江君

北澤 直吉君 久野 忠治君

草野 一郎平君 倉成 正君

藏内 修治君 黒金 泰美君

小泉 純也君 小枝 一雄君

小金 義照君 小坂善太郎君

小平 久雄君 小山 長規君

額領 彌三君 佐々木秀世君

佐藤洋之助君 坂田 英一君

坂田 道太君 薩摩 雄次君

志賀健次郎君 始関 伊平君

椎名悦三郎君 重政 誠之君

篠田 弘作君 渋谷 直藏君

島村 一郎君 正示啓次郎君

白濱 仁吉君 周東 英雄君

鈴木 正吾君 鈴木 善幸君

砂原 格君 瀬戸山三男君

關谷 勝利君 田川 誠一君

田口長治郎君 田澤 吉郎君

田中伊三次君 田中 榮一君

田中 角榮君 田中 龍夫君

田中 正巳君 田邊 國男君

高橋 英吉君 高橋清一郎君

高橋 等君 高見 三郎君

竹下 登君 竹山祐太郎君

谷垣 專一君 津雲 國利君

津島 文治君 塚原 俊郎君

辻 寛一君 綱島 正興君

寺島隆太郎君 渡海元三郎君

徳安 實藏君 床次 徳二君

富田 健治君 内藤 隆君

中垣 國男君 中島 茂喜君

中野 四郎君 中村 幸八君

中村 寅太君 灘尾 弘吉君

二階堂 進君 丹羽喬四郎君

丹羽 兵助君 西村 英一君

西村 直己君 野田 卯一君

野原 正勝君 羽田武嗣郎君

長谷川四郎君 長谷川 峻君

八田 貞義君 濱地 文平君

濱野 清吾君 早川 崇君

林 博君 原田 憲君

廣瀬 正雄君 福家 俊一君

福田 篤泰君 福田 一君

福永 一臣君 福永 健司君

藤井 勝志君 藤枝 泉介君

藤原 節夫君 藤本 捨助君

藤山愛一郎君 古井 喜實君

古川 丈吉君 保利 茂君

細田 吉藏君 堀内 一雄君

本名 武君 前尾繁三郎君

前田 正男君 前田 義雄君

益谷 秀次君 増田甲子七君

松浦周太郎君 松澤 雄藏君

松田 鏡藏君 松永 東君

松野 頼三君 松山千恵子君

三木 武夫君 水田三喜男君

南 好雄君 毛利 松平君

森下 國雄君 森田重次郎君

森山 欽司君 八木 徹雄君

保岡 武久君 山田 彌一君

山手 滿男君 吉田 重延君

米山 恒治君 横山 利秋君

井堀 繁男君 稻富 穉人君

受田 新吉君 内海 清君

春日 一幸君 佐々木良作君

田中幾三郎君 玉置 一徳君

西尾 末廣君 西村 榮一君

門司 亮君 本島百合子君

安宅 常彦君 有馬 輝武君

淡谷 悠藏君 井伊 誠一君

井手 以誠君 猪俣 浩三君

石川 次夫君 石橋 政嗣君

石山 權作君 坂川 正吾君

緒方 孝男君 大柴 滋夫君

大原 亨君 太田 一夫君

阿田 利春君 岡本 隆一君

加藤 勤十君 加藤 清二君

片島 港君 勝澤 芳雄君

勝岡田清一君 角屋堅次郎君

川俣 清吾君 川村 継義君

河上丈太郎君 河野 正君

木原津與志君	北山 愛郎君	森本 靖君	八木 一男君
久保 三郎君	久保田鶴松君	安井 吉典君	安平 鹿一君
久保田 豊君	栗林 三郎君	柳田 秀一君	山内 広君
黒田 壽男君	小林 信一君	山口丈太郎君	山口 鶴男君
小林 進君	小松 幹君	山崎 始男君	山田 長司君
兒玉 末男君	五島 虎雄君	山中 吾郎君	山中日露史君
佐々木更三君	佐藤觀次郎君	山花 秀雄君	湯山 勇君
佐野 憲治君	坂本 泰良君	横路 節雄君	吉村 吉雄君
阪上安太郎君	實川 清之君	和田 博雄君	渡辺 惣蔵君
島上善五郎君	島本 虎三君	川上 貫一君	谷口善太郎君
下平 正一君	東海林 稔君		
杉山元治郎君	鈴木茂三郎君		
田口 誠治君	田中織之進君		
田中 武夫君	田邊 誠君		
田原 春次君	多賀谷眞稔君		
高田 富之君	高津 正道君		
滝井 義高君	楯 兼次郎君		
辻原 弘市君	戸叶 里子君		
堂森 芳夫君	中村 重光君		
中村 高一君	中村 英男君		
永井勝次郎君	楢崎弥之助君		
成田 知巳君	二宮 武夫君		
西村 関一君	西村 力弥君		
野口 忠夫君	野原 覺君		
長谷川 保君	畑 和君		
原 茂君	日野 吉夫君		
肥田 次郎君	広瀬 秀吉君		
帆足 計君	穂積 七郎君		
細迫 兼光君	堀 昌雄君		
前田榮之助君	松井 政吉君		
松井 誠君	松原喜之次君		
三宅 正一君	武藤 山治君		
村山 喜一君	森島 守人君		

午後六時一分休憩
 午後七時三十一分開議
 ○副議長(原健三郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副議長(原健三郎君) この際、一時間休憩いたします。

午後七時三十一分開議
 ○副議長(原健三郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副議長(原健三郎君) これより五案を一括して討論を行います。順次これを許します。細迫兼光君。
 (細迫兼光君登壇)

○細迫兼光君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、ただいま議題となりました石炭関係の法案中、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正案に対しては反対、その他の法案に対しましては賛成の討論を行なうとするものであります。(拍手)

御承知のように、この石炭鉱業合理化法は、昭和三十年の国会で成立したものであります。以来八年を経過しております。しかるにこの八年間、石炭鉱業は合理化どころか重大な危機に直面し、大きな社会問題となつて居ることは、まさに政府の失政からくるものであり、まことに寒心にたえないところであります。(拍手)

石炭鉱業合理化法は、今回の改正案も含めまして、過去何回か改正されたのであります。この法律の根底にあるものが、合理化という、名前は非常に大ききであります。この名前に値しない、単なる炭鉱の整備法であるのであります。石炭鉱業の根本を立て直すものではなかつたことがいまや明らかであります。本改正案も結局は炭鉱をより急速に整備し、労働者の首を切りやすくするといふ、そのためのこうきくばりのな改正案であります。そうしたねらいを持つておる限り、石炭鉱業の抜本的解決は期し得ないのであります。私は、まず政府に、かようなこそくな場当たり政策的改正案の提出を取り下げて、新たな観点に立つて、石炭鉱業の安定的発展策を提起するようにならうと強く望んでおきます。

次に、私が申し上げたい点は、総合エネルギー政策の確立についてであります。総合エネルギー政策の確立につきましては、一昨年の臨時国会において決議されたところであります。す

なわち、この決議では、「わが国石炭鉱業を安定させるためには、政府はすみやかに総合エネルギー対策を確立して、エネルギー全体の中に占める石炭の地位を明確にし、その恒久的な安定を図るとともに、政府、石炭経営者、労働者、石炭需要者その他関係機関が強い協力体制を確立し、適切な対策を強く推進することが必要である。」と強調いたしましたのであります。特に、この決議は、「総合エネルギー対策の樹立に当たっては、国産エネルギー源を安定供給源として重視する方針を堅持し、輸入エネルギー源については、長期の見通しを慎重に検討する」ということとしておるのであります。この国会決議が行なわれてからでも、すでに約二年が経過しておるのであります。が、それにもかかわらず、いまだに何らの対策もなされておらないのはどういふわけであるか。国会決議は決して儀礼的なものではないはずであります。政府の施策を拘束するものでなければならぬと思つておられます。政府の怠慢は、強く責められなくてはならないと考へるものであります。

私は、この決議にもありますように、総合エネルギー政策の樹立にあつては、まず第一に、国産エネルギー源を安定供給源とし、増大するエネルギー需要の中に第一義的に位置づける、こういうことが必要であると思つておられます。この場合、外国エネ

ルギーは調整的役割りを果たすべきものであります。第二には、エネルギーの長期需給計画及び年次計画を樹立し、その総合調整をはかるためにエネルギー基本法を制定すべきであると思つておられます。(拍手)第三に、エネルギー行政の一元化を推進するため、動力省を設置すべきであると思つておられます。この動力省構想については、すでに諸外国でもとられて居る機構であります。まして、わが国のごとく通産行政の一つとしてのエネルギー行政では、その計画的調整は実現せられないことはきわめて明瞭であります。

最後に私が強調しておきたい点は、石炭鉱業の国有化についてであります。これはさきに松井議員も質問において触れましたように、石炭鉱業の国有化につきまして、いまや問題にせざるを得ない段階にまで立ち至つておると思つておられます。総合エネルギー政策の制度的な確立のないまま、いかに石炭鉱業に対すること葉ばり的な政策を進めても、問題の解決にはなりません。むしろ現実には危機をますます深めておるのであります。石炭調査団の答申は、明らかに石炭の企業自立の政策を提起したものであります。しかし、その答申大綱をしっかりと検討いたしますと、むしろ雇用の安定と石炭の地位を確立する道は、石炭鉱業の生産体制自体にメスを入れる以外にはないといふことを、言外にほのめかし

なわち、この決議では、「わが国石炭鉱業を安定させるためには、政府はすみやかに総合エネルギー対策を確立して、エネルギー全体の中に占める石炭の地位を明確にし、その恒久的な安定を図るとともに、政府、石炭経営者、労働者、石炭需要者その他関係機関が強い協力体制を確立し、適切な対策を強く推進することが必要である。」と強調いたしましたのであります。特に、この決議は、「総合エネルギー対策の樹立に当たっては、国産エネルギー源を安定供給源として重視する方針を堅持し、輸入エネルギー源については、長期の見通しを慎重に検討する」ということとしておるのであります。この国会決議が行なわれてからでも、すでに約二年が経過しておるのであります。が、それにもかかわらず、いまだに何らの対策もなされておらないのはどういふわけであるか。国会決議は決して儀礼的なものではないはずであります。政府の施策を拘束するものでなければならぬと思つておられます。政府の怠慢は、強く責められなくてはならないと考へるものであります。

私は、この決議にもありますように、総合エネルギー政策の樹立にあつては、まず第一に、国産エネルギー源を安定供給源とし、増大するエネルギー需要の中に第一義的に位置づける、こういうことが必要であると思つておられます。この場合、外国エネ

昭和三十八年六月二十八日 衆議院會議録第四十二号 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案外四案

ているものであります。すでに利潤追求を第一義とする資本主義的な私企業では限界にきていていることは、識者の一致する見解と見られるのであります。国民の蓄積である国家資金を大量に投入し、国の手によって労働者の首を切りながら、なおかつ何一つ解決し得ない石炭企業を、これ以上私企業のままに放置しなければならぬ理由はどこにもないのであります。(拍手)抜本的な解決案を求めんとすればするほど、私企業としてのワクがおもしろとなりまして、これが問題解決最大の障害要素となつておるのであります。

○副議長(原健三郎君) 細迫君、問もなく制限時間がまいりますので、簡単に願います。

○細迫兼光君(統) 石炭の国有化は、もはや資本主義国におきましても実現の段階にきておるのであります。御承知のとおり、イギリスにおきましては労働党政権によりましてこれが実現し、保守党におきましてもこれをあえて変更しようとしていないのであります。あるいはフランスにおきましてはすでに公社化されております。キリスト教民主党的指導下にあるイタリアでさえ、最近電力国有化法を国会に提出するといふ、こういう良識を示しておるのであります。エネルギー産業の国有化はもはや世界的な趨勢でありまして、この世界的流れからひとりわが国だけが超然としておることは許され

ない情勢になつてきておるのであります。(拍手)石炭産業の国有化は、まさに総合エネルギー政策確立の主軸となすべきものであり、石炭政策確立が必然的に求める帰結であります。いまこそ政府は勇断をもつて石炭鉱業の国有化を国民の前に明らかに約束し、国民経済発展の基盤を確立するための法的措置をとることをここに強く要望いたします。その他の法案につきましても、過去の経過もありますので、われは賛成をいたします。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 渡辺徳蔵君。渡辺徳蔵君登壇

○渡辺徳蔵君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま議題となつた石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正案に焦点をぼけて、その反対討論を行なうものであります。私がこの改正案に反対する第一の理由は、この改正案では真の石炭鉱業の安定は期し得ないと考えるからであります。昨年の四月五日、池田総理が炭鉱労働者に約束した重要な点は、炭鉱労働者の雇用の安定にあつたはずであります。統いて発足した石炭鉱業調査団も、抜本的な石炭政策を確立する前提は炭鉱労働者の雇用の安定にあることを確認し、この前提に立つて具体的な調査検討がなされたはずであります。しかるに、石炭鉱業調査団は石炭資本及び財界の圧力に屈して、調査検討の過程において、当初の大前提とされて

いた炭鉱労働者の雇用の安定を巧みに石炭産業の安定にすりかえられて、それが石炭政策大綱に盛り込まれて答申されたのであります。政府は、このように雇用の安定という前提をくずした答申大綱に対しては、まずその誤りを正すとともに、はっきりと炭鉱労働者の雇用の安定をはかることを、石炭鉱業合理化臨時措置法の改正案に盛り込んで提案すべきであつたと思つております。

ただいま議題となつておる改正案は、第一の目的を「石炭鉱業の合理化」ではなく、「石炭鉱業の合理化及び安定」と改めているのであります。この「安定」は企業の安定であつて、雇用の安定を何ら明確にはしておらないのであります。炭鉱労働者の雇用の安定のないところに、石炭鉱業の安定を期待することはできません。すなわち、私が本改正案に反対せんとする第一の理由であります。

第二の反対する理由は、本改正案の意図しておる整備計画が、再就職計画の裏づけを伴うよう義務づけられていないという点であります。石炭鉱業調査団の有沢団長は、再就職計画の裏づけのない整備計画はいたさせない、かたに再就職について十分な計画ができていない場合には、整備計画を変更することになる、と言明いたしておいたのであります。しかるに、本改正案は、整備計画の実施に伴つて、新しい職

場に就職を余儀なくされる鉱山労働者について再就職計画を定めることになつておるにもかかわらず、どこまでも整備計画、すなわち首切り計画が主であつて、それに従属して再就職計画が立てられるようになっておるのであります。(拍手)この考え方は、明らかに本末転倒であり、さか立ちしておるものであります。保障すべきものは再就職計画であつて、整備計画ではないのであります。しかしながら、政府の本末転倒した、このさか立ちした考え方は、昭和三十八年度の合理化計画にも、そのまま踏襲されております。去年四月二十四日の石炭鉱業合理化審議会は、昭和三十八年度の閉山規模を五百五十三万トン、離職者数三万二千九百人と定められました。この計画は、昨年年末閣議で決定された石炭政策大綱において示された閉山規模四百四十万トンにさらに百三十三万トンも上回るものであつて、石炭業界のバスに乗りおくれまいとする便乗的な合理化要請をそのままのみにしたものであります。

(拍手)本年度の予算では、対策を必要とする離職者数二万九千六百人と計上されておりますが、今回は、この計画すら三千三百人もオーバーしておるのであります。三十七年度から持ち越されておる一万八千四百人を加えて、今年度は五万一千人の再就職計画が緊急の課題にならうとしておるのであります。しかるに、この再就職計画

は、政府関係機関などへの採用者数二千八百人と、産炭地域振興事業によるボタ山処理に千二百人というのが比較的現実な数字である程度であつて、他の就職予定などに依存しようとするものであつて、全く第三者まかせの不確実な要素がきわめて強いのであります。しかも、問題なのは、整備計画の裏づけとなる再就職計画がこのように不安定なものであるばかりでなく、さらに一万八千六百人が三十九年度の再就職計画に持ち込まれておるという点であります。約二万人の離職者が就職の機会から完全に締め出されることを想定するようなでたらめきわまる計画を、あえて再就職計画として呼ぶことは断じて許すことができないのであります。(拍手)

特に石炭政策大綱が答申されてわずか半年も経たぬのに、九州では百万トン、北海道では十三万トンと、突如閉山規模を増加させてしまいました。したがつて、数年間にわたり九州地方の炭鉱地帯が荒廃にまかされ、数万人の離職者家族が失業者として滞留し、市町村は財政窮乏のため壊滅的打撃を受けておるのに、政府は、産炭地振興対策すら何ら具体化せず、停滞のままに放置されておる、北海道においても美唄市においては、本日の新聞の発表によりますと、ついに美唄は一カ月後に閉山、九州の山野は九月三十日に、田川は来年の三月三十一日に第二会社

にするということが今晚の夕刊に出ておるのであります。こういう状態でございますから、北海道における美唄にいたしまして、あるいは歌志内における北炭神威、空知鉱の閉山問題のために、両市もまた壊滅的打撃に類しておるのであります。池田総理は、本年四月の地方選挙にあたって、各地において産炭地振興策を説き、そして産炭地には国営企業を誘致するということを宣伝しておりながら、今日ましましたのには、わずかに田川にたばこのフィルター工場を設置するということが一昨日の閣議に話題にのぼった程度であつて、美唄市におけるいわゆる国鉄の車両修理工場も、あるいはまた歌志内における、歌志内、赤平を中心とする共同火力の問題その他何ら手がついておらないというのが今日の実情であります。(拍手)このように、離職を余儀なくされている炭鉱労働者について、再就職計画も産炭地振興計画も、一顧だに与えておらないのであります。私は絶対に容認できないところであります。

石炭鉱業の安定と、そこに働く労働者の生活を向上させ、わが国唯一のエネルギ資源を活用して、国民経済の発展に寄与させるためにとるべき第一の任務は、総合エネルギー政策の確立であります。そして、今後急増が予想されるエネルギー需要に対して、国内エネルギー資源を第一義的に位置づけ

し、その供給の安定的拡大策をはかるべきであります。

第二は、私的独占のもとに置かれている石炭鉱区を解放して、石炭鉱業を社会化すべきであるということを考えるのであります。石炭鉱業の安定を名目としているが、結局は石炭資本の利益のみを擁護するために本改正案は提案されておるのであります。かような資本家本位の、独占本位の合理化計画に対しては、断じて反対せざるを得ません。(拍手)しかも、このエネルギー対策については、すでに松井君あるいは細迫君も触れておりますように、欧州各国の例を取り上げるまでもなく、今日エネルギー産業については、社会化、国有化の政策がとられ、公的規制が加えられているのが現状であります。このような世界的な趨勢に對して、ひとり……

討論終局の動議(竹山祐太郎君 外二十二名提出)

○副議長(原健三郎君) 竹山祐太郎君外二十二名より、討論終局の動議が提出されました。本動議を採決いたします。この採決は記名投票をもつて行ないます。竹山祐太郎君外二十二名提出の討論終局の動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

○副議長(原健三郎君) 右の結果、討論は終局するに決しました。

竹山祐太郎君外二十二名提出討論終局の動議を可とする議員の氏名
安倍晋太郎君 安藤 覺君
相川 勝六君 逢澤 寛君
愛知 揆一君 青木 正君
赤城 宗徳君 赤澤 正道君
秋田 大助君 秋山 利恭君
綾部徳太郎君 荒木萬壽夫君
荒松清十郎君 有田 喜一君
井出一太郎君 井原 岸高君
井村 重雄君 伊藤 五郎君
伊藤宗一郎君 飯塚 定輔君
生田 宏一君 池田 清志君
一萬田尙登君 宇田 國榮君
上村千一郎君 植木庚子郎君
白井 莊一君 内田 常雄君
内海 安吉君 浦野 幸男君
小川 半次君 小川 平二君
小沢 辰男君 小澤 佐重喜君
小澤 太郎君 尾関 義一君
大上 司君 大久保武雄君
大高 康君 大野 伴陸君
大平 正芳君 大森 玉木君
岡崎 英城君 岡本 茂君
加藤 高藏君 加藤常太郎君
賀屋 興宣君 海部 俊樹君
金子 一平君 金子 岩三君
金丸 信君 上林山榮吉君
鴨田 宗一君 飯谷 忠男君
川野 芳滿君 菅 太郎君

簡牛 几夫君 木村 公平君
木村 俊夫君 木村 守江君
北澤 直吉君 久野 忠治君
草野一郎平君 倉成 正君
藏内 修治君 黒金 泰美君
小泉 純也君 小枝 一雄君
小金 義照君 小坂善太郎君
小島 徹三君 小平 久雄君
小山 長規君 細織 彌三君
佐々木秀世君 佐々木義武君
佐藤洋之助君 佐伯 宗義君
坂田 道太君 櫻内 義雄君
笹本 一雄君 薩摩 雄次君
始関 伊平君 島村 一郎君
正示啓次郎君 白濱 仁吉君
周東 英雄君 壽原 正一君
鈴木 正吾君 鈴木 善幸君
砂原 格君 瀬戸山三男君
關谷 勝利君 田川 誠一君
田口長治郎君 田澤 吉郎君
田中伊三次君 田中 榮一君
田中 正巳君 田邊 國男君
高田 富與君 高橋 英吉君
高橋清一郎君 高橋 等君
高見 三郎君 竹下 登君
竹山祐太郎君 谷垣 專一君
千葉 三郎君 津雲 國利君
津島 文治君 塚原 俊郎君
辻 寛一君 綱島 正興君
寺島隆太郎君 渡海元三郎君
徳安 實藏君 床次 徳二君
富田 健治君 内藤 隆君
中島 茂喜君 中野 四郎君

昭和三十八年六月二十八日 衆議院会議録第四十二号 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案外四案

昭和三十三年六月二十八日 衆議院會議録第四十二号 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案外四案

江崎 眞澄君	小川 平二君	尾関 義一君	大久保武雄君	大野 伴陸君	大森 玉木君	岡本 茂君	加藤常太郎君	海部 俊樹君	金子 岩三君	上林山榮吉君	飯谷 忠男君	菅 太郎君	木村 公平君	木村 守江君	久野 忠治君	倉成 正君	黒金 泰美君	小枝 一雄君	小坂善太郎君	小平 久雄君	瀧川 彌三君	佐々木義武君	佐伯 宗義君	櫻内 義雄君	藤内 雄次君	島村 一郎君	白濱 仁吉君	壽原 正一君	鈴木 善幸君	瀬戸山三男君	田川 誠一君
小川 半次君	小沢 辰男君	大上 司君	大高 康君	大平 正芳君	岡崎 英城君	加藤 高藏君	賀屋 興宣君	金子 一平君	金丸 信君	嶋田 宗一君	川野 芳滿君	簡牛 九夫君	木村 俊夫君	北澤 直吉君	草野 一郎平君	蔵内 修治君	小泉 純也君	小金 義照君	小島 徹三君	小山 長規君	佐々木秀世君	佐藤洋之助君	坂田 道太君	笹本 一雄君	始関 伊平君	正示啓次郎君	周東 英雄君	鈴木 正吾君	砂原 格君	關谷 勝利君	田口長治郎君

田澤 吉郎君	田中 榮一君	田邊 國男君	高橋 英吉君	高橋 等君	竹下 登君	谷垣 專一君	津雲 國利君	塚原 俊郎君	網島 正興君	渡海元三郎君	床次 徳二君	内藤 隆君	中島 茂喜君	中村 梅吉君	中村 寅太君	永田 亮一君	丹羽喬四郎君	野田 武夫君	羽田武嗣郎君	長谷川四郎君	濱田 幸雄君	濱野 清吾君	林 博君	廣瀬 正雄君	福田 篤泰君	福田 一臣君	藤井 勝志君	藤原 節夫君	古井 喜實君	保科善四郎君	細田 吉藏君
田中伊三次君	田中 正巳君	高田 富興君	高橋清一郎君	高見 三郎君	竹山祐太郎君	千葉 三郎君	津島 文治君	辻 寛一君	寺島隆太郎君	徳安 實藏君	富田 健治君	中垣 國男君	中野 四郎君	中村 幸八君	中山 榮一君	二階堂 進君	丹羽 兵助君	野田 卯一君	野原 正勝君	楠本登美三郎君	八田 貞義君	濱地 文平君	早川 崇君	原田 憲君	福田 勉夫君	福田 一君	藤永 健司君	藤本 捨助君	古川 丈吉君	保利 茂君	堀内 一雄君

本名 武君	前田 正男君	増田甲子七君	松永 東君	三池 信君	南 好雄君	毛利 松平君	森下 國雄君	森山 欽司君	保岡 武久君	山手 滿男君	吉田 重延君	米山 恒治君	否とする議員の氏名	安宅 常彦君	淡谷 悠藏君	井手 以誠君	石川 次夫君	石橋 政嗣君	板川 正吾君	緒方 孝男君	大原 亨君	岡田 利春君	加藤 勤十君	片島 港君	勝間田清一君	川俣 清吾君	河上丈太郎君	北山 愛郎君	久保田 豊君	黒田 壽男君	小松 幹君	五島 虎雄君
前尾繁三郎君	前田 義雄君	松浦周太郎君	松山千恵子君	水田三喜男君	二宮澤 胤男君	森 清君	森田重次郎君	八木 徹雄君	山田 彌一君	山中 貞則君	米田 吉盛君	早稲田柳右高君	有馬 輝武君	井伊 誠一君	猪俣 浩三君	石田 宥全君	石山 權作君	稻村 隆一君	大柴 滋夫君	太田 一夫君	岡田 春夫君	加藤 清二君	勝澤 芳雄君	角屋堅次郎君	川村 慈義君	河野 正君	久保 三郎君	栗林 三郎君	小林 信一君	兒玉 末男君	河野 密君	

佐々木東三君	坂本 泰良君	實川 清之君	島本 虎三君	東海林 稔君	鈴木茂三郎君	田中 武夫君	田原 春次君	高田 富之君	滝井 義高君	辻原 弘市君	堂森 芳夫君	中村 重光君	永井勝次郎君	二宮 武夫君	西村 力弥君	野原 覺君	畑 和君	原 彰君	肥田 次郎君	広瀬 秀吉君	細迫 兼光君	前田榮之助君	松井 誠君	三木 喜夫君	武藤 山治君	森島 守人君	安平 鹿一君	山口 鶴男君	山中日露史君	湯山 勇君	横山 利秋君
佐野 憲治君	阪上安太郎君	島上善五郎君	下平 正一君	杉山元治郎君	田口 誠治君	多賀谷眞慈君	高津 正道君	橋 兼次郎君	坪野 米男君	中澤 茂一君	中村 高一君	橋崎弥之助君	西村 関一君	野口 忠夫君	芳賀 賢君	原 茂君	日野 吉夫君	平岡忠次郎君	穂積 七郎君	堀 昌雄君	松前 重義君	三宅 正一君	村山 喜一君	八木 一男君	山口丈太郎君	山口 長司君	山花 秀雄君	横路 節雄君	吉村 吉雄君		

波辺 徳藏君 井堀 繁男君
 稻富 稔人君 受田 新吉君
 内海 清君 佐々木良作君
 田中幾三郎君 玉置 一徳君
 西尾 末廣君 門司 亮君
 本島百合子君 谷口善太郎君

○副議長(原健三郎君) 次に、電力用炭代金精算株式会社法案につき採決いたします。

この採決は記名投票をもって行ないます。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉鎖。

○副議長(原健三郎君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○副議長(原健三郎君) 通路に立ちどまらないように願います。

〔投票継続〕

○副議長(原健三郎君) 通路を妨害しないように、急ぎ御投票をお願いします。急ぎ御投票願います。

〔投票継続〕

○副議長(原健三郎君) ただいまから二分以内に投票せられるように望みます。

昭和三十三年六月二十八日 衆議院會議録第四十二号 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案外四案

す。その時間内に投票されない方は棄権とみなします。

〔投票継続〕

○副議長(原健三郎君) 尚もなく制限時間がまわりますが、投票漏れはございませんか。

〔投票継続〕

○副議長(原健三郎君) 投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開閉。――開鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(原健三郎君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○副議長(原健三郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百十二

可とする者(白票) 三百十一

否とする者(青票) 一

○副議長(原健三郎君) 右の結果、電力用炭代金精算株式会社法案は委員長報告のとおり可決いたしました。

電力用炭代金精算株式会社法案を委員長報告の通り決するを可とする議員の氏名

- 安倍晋太郎君 安藤 覺君
- 相川 勝六君 逢澤 寛君
- 愛知 揆一君 青木 正君
- 赤城 宗徳君 赤澤 正道君
- 秋田 大助君 秋山 利恭君
- 天野 公義君 綾部健太郎君

- 荒木萬壽夫君 荒松清十郎君
- 有田 喜一君 井出一太郎君
- 井原 岸高君 井村 重雄君
- 伊藤 五郎君 伊藤宗一郎君
- 飯塚 定輔君 生田 宏一君
- 池田 清志君 池田 勇人君
- 石井光次郎君 今松 治郎君
- 宇田 國榮君 宇野 宗佑君
- 上村千一郎君 植木庚子郎君
- 臼井 莊一君 内田 常雄君
- 内海 安吉君 浦野 幸男君
- 江崎 眞澄君 小笠 公昭君
- 小川 半次君 小川 平二君
- 小沢 辰男君 小澤佐重喜君
- 小澤 太郎君 尾関 義一君
- 大上 司君 大久保武雄君
- 大高 康君 大野 伴陸君
- 大平 正芳君 大森 玉木君
- 岡崎 英城君 岡本 茂君
- 加藤 高蔵君 加藤常太郎君
- 賀屋 興宜君 海部 俊樹君
- 金子 一平君 金子 岩三君
- 金丸 信君 上林山榮吉君
- 神田 博君 嶋田 宗一君
- 唐澤 俊樹君 飯谷 忠男君
- 菅 太郎君 簡牛 九夫君
- 木村 公平君 木村 俊夫君
- 北澤 直吉君 久野 忠治君
- 草野一郎平君 倉成 正君
- 藏内 修治君 黒金 泰美君
- 小泉 純也君 小枝 一雄君
- 小金 義昭君 小坂善太郎君
- 小島 徹三君 小平 久雄君

- 小山 長規君 細瀬 彌三君
- 佐々木秀世君 佐々木義武君
- 櫻内 義雄君 笹本 一雄君
- 薩摩 雄次君 始岡 伊平君
- 権名悦三郎君 島村 一郎君
- 正示啓次郎君 白濱 仁吉君
- 周東 英雄君 壽原 正一君
- 鈴木 正吾君 鈴木 善幸君
- 砂原 格君 關谷 勝利君
- 田川 誠一君 田口長治郎君
- 田澤 吉郎君 田中伊三次君
- 田中 榮一君 田中 正巳君
- 田邊 國男君 高田 富與君
- 高橋 英吉君 高橋清一郎君
- 高橋 等君 高見 三郎君
- 竹下 登君 竹山祐太郎君
- 谷垣 專一君 千葉 三郎君
- 津雲 國利君 津島 文治君
- 塚原 俊郎君 辻 寛一君
- 網島 正興君 寺島隆太郎君
- 渡海元三郎君 徳安 實蔵君
- 床次 徳二君 内藤 隆君
- 中垣 國男君 中島 茂喜君
- 中野 四郎君 中村 梅吉君
- 中村 幸八君 中村 寅太君
- 中山 榮一君 永田 亮一君
- 二階堂 進君 丹羽喬四郎君
- 丹羽 兵助君 西村 英一君
- 野田 卯一君 野田 武夫君
- 野原 正勝君 羽田武嗣郎君
- 橋本登美三郎君 長谷川四郎君
- 濱田 幸雄君 濱野 清吾君
- 早川 崇君 林 博君

- 原田 憲君 廣瀬 正雄君
- 福田 魁夫君 福田 篤泰君
- 福田 一君 福永 一臣君
- 福永 健司君 藤井 勝志君
- 藤枝 泉介君 藤原 節夫君
- 藤本 捨助君 藤山愛一郎君
- 船田 中君 古井 喜實君
- 古川 丈吉君 保科善四郎君
- 保利 茂君 細田 吉蔵君
- 堀内 一雄君 本名 武君
- 前尾繁三郎君 前田 正男君
- 前田 義雄君 増田甲子七君
- 松浦周太郎君 松澤 雄蔵君
- 松永 東君 松野 頼三君
- 松山千恵子君 三池 信君
- 水田三喜男君 村上 勇君
- 毛利 松平君 森 清君
- 森下 國雄君 森山 欽司君
- 入木 徹雄君 保岡 武久君
- 山口 好一君 山田 彌一君
- 山手 満男君 山中 貞則君
- 吉田 電延君 米田 吉盛君
- 米山 恒治君 早稲田柳右衛門君
- 安宅 常彦君 赤松 勇君
- 足鹿 覺君 有馬 輝武君
- 淡谷 悠蔵君 井伊 誠一君
- 井手 以誠君 猪俣 浩三君
- 石川 次夫君 石田 有全君
- 石橋 政嗣君 石山 權作君
- 板川 正吾君 稻村 隆一君
- 大柴 滋夫君 大原 亨君
- 太田 一夫君 岡田 利春君
- 岡田 春夫君 加藤 勤十君

- 加藤 清二君 片島 健君
- 勝澤 芳雄君 勝岡田清一君
- 角屋堅次郎君 川俣 清吾君
- 川村 誠義君 河上丈太郎君
- 河野 正君 木原津與志君
- 北山 愛郎君 久保 三郎君
- 久保田 豊君 栗林 三郎君
- 黒田 壽男君 小林 信一君
- 小松 幹君 兒玉 末男君
- 五島 虎雄君 河野 密君
- 佐々木更三君 佐野 憲治君
- 坂本 泰良君 阪上安太郎君
- 實川 清之君 島上善五郎君
- 島本 虎三君 下平 正一君
- 東海林 稔君 杉山元治郎君
- 鈴木茂三郎君 田口 誠治君
- 田中 武夫君 田邊 誠君
- 田原 春次君 多賀谷眞稔君
- 高田 富之君 高津 正道君
- 滝井 義高君 橋 兼次郎君
- 辻原 弘市君 坪野 米男君
- 戸叶 里子君 堂森 芳夫君
- 中澤 茂一君 中村 重光君
- 中村 高一君 中村 英男君
- 永井勝次郎君 輪崎弥之助君
- 成田 知巳君 二宮 武夫君
- 西村 関一君 西村 力弥君
- 野口 忠夫君 野原 覺君
- 芳賀 貢君 畑 和君
- 原 茂君 原 彪君
- 日野 吉夫君 肥田 次郎君
- 平岡忠次郎君 広瀬 秀吉君
- 總積 七郎君 堀 昌雄君

昭和三十三年六月二十八日 衆議院會議録第四十二号 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案外四案

有馬 輝武君	淡谷 悠藏君
井伊 誠一君	井手 以誠君
猪俣 浩三君	石川 次夫君
石田 宥全君	石橋 政嗣君
石山 權作君	板川 正吾君
稻村 隆一君	緒方 孝男君
大柴 滋夫君	大原 亨君
太田 一夫君	岡田 利春君
岡田 春夫君	加藤 勘十君
加藤 清二君	片島 港君
勝澤 芳雄君	勝岡田清一君
角屋堅次郎君	川俣 清吾君
川村 経義君	河上丈太郎君
河野 正君	木原津與志君
北山 愛郎君	久保 三郎君
久保田鶴松君	久保田 豊君
栗林 三郎君	小林 信一君
小松 幹君	兒玉 末男君
五島 虎雄君	河野 密君
佐々木更三君	河野 憲治君
坂本 泰良君	阪上安太郎君
實川 清之君	島上善五郎君
島本 虎三君	下平 正一君
東海林 稔君	杉山元治郎君
鈴木茂三郎君	田口 誠治君
田中 武夫君	田邊 誠君
田原 春次君	多賀谷眞稔君
高田 富之君	高津 正道君
滝井 義高君	橋 兼次郎君
辻原 弘市君	坪野 米男君
戸叶 里子君	堂森 芳夫君
中澤 茂一君	中村 重光君
中村 高一君	中村 英男君

永井勝次郎君	梅崎弥之助君
二宮 武夫君	西村 関一君
西村 力弥君	野口 忠夫君
野原 覺君	芳賀 貢君
畑 和君	原 茂君
原 彪君	日野 吉夫君
肥田 次郎君	平岡忠次郎君
広瀬 秀吉君	細迫 兼光君
堀 昌雄君	前田榮之助君
松井 政吉君	松井 誠君
松前 重義君	三木 喜夫君
三宅 正一君	武藤 山治君
村山 喜一君	森島 守人君
八木 一男君	安井 吉典君
安平 鹿一君	柳田 秀一君
山内 広君	山口丈太郎君
山口 鶴男君	山田 長司君
山中日露史君	山花 秀雄君
山本 幸一君	湯山 勇君
横路 節雄君	横山 利秋君
吉村 吉雄君	渡辺 惣蔵君
井堀 繁男君	稲富 稔人君
受田 新吉君	内海 清君
佐々木良作君	田中幾三郎君
玉置 一徳君	西尾 末廣君
西村 策一君	門司 亮君
本島百合子君	

置に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

この採決は記名投票をもって行ないます。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(原健三郎君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○副議長(原健三郎君) 立ちどまらないうちに、急いで投票願います。

〔投票継続〕

○副議長(原健三郎君) 通路をふさがないよう、妨害しないように願います。——通路にとどまらぬように進んでください。——急いで歩いてください、急いで……

〔投票継続〕

○副議長(原健三郎君) 通路にとどまらぬように。——通路を妨害しないように願います。——通路を妨害しないように。

〔投票継続〕

○副議長(原健三郎君) 急ぎ御投票願います。——急ぎ御投票願います。

〔投票継続〕

○副議長(原健三郎君) ただいまから二分以内に御投票せられるようお願いいたします。

す。その時間内に投票されない方は棄権とみなします。

〔投票継続〕

○副議長(原健三郎君) 間もなく制限時間がまいります。投票漏れはごさいませぬか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開便。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(原健三郎君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○副議長(原健三郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 二百九十三

可とする者(白票) 二百九十二

否とする者(青票) 一

○副議長(原健三郎君) 右の結果、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案は委員長報告のとおり可決いたしました。

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案を委員長報告の通り決するを可とする議員の氏名

荒木萬壽夫君	荒松清十郎君
有田 喜一君	井原 岸高君
井村 重雄君	伊藤 五郎君
伊藤宗一郎君	飯塚 定輔君
生田 宏一君	池田 清志君
宇田 國榮君	宇野 宗佑君
上村千一郎君	植木庚子郎君
白井 莊一君	内田 常雄君
内海 安吉君	江崎 真澄君
小川 牛次君	小川 平二君
小沢 辰男君	小澤佐重喜君
小澤 太郎君	尾関 義一君
大上 司君	大久保武雄君
大野 伴陸君	大平 正芳君
大森 玉木君	岡崎 英城君
岡本 茂君	加藤 高藏君
加藤常太郎君	賀屋 興宜君
海部 俊樹君	金子 一平君
金子 岩三君	上林山榮吉君
神田 博君	鴨田 宗一君
唐澤 俊樹君	飯谷 忠男君
菅 太郎君	筒牛 九夫君
木村 公平君	木村 俊夫君
木村 守江君	北澤 直吉君
草野一郎平君	倉石 忠雄君
倉成 正君	蔵内 修治君
黒金 泰美君	小枝 一雄君
小金 義昭君	小坂善太郎君
小島 徹三君	小平 久雄君
小山 長規君	瀬織 彌三君
佐々木秀世君	佐々木義武君
坂田 道大君	櫻内 義雄君
藤原 雄次君	志賀健次郎君

昭和三十八年六月二十八日 衆議院會議録第四十二号 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案外四案

始園 伊平君	椎名悦三郎君	古川 丈吉君	保利 茂君
島村 一郎君	正示啓次郎君	細田 吉藏君	堀内 一雄君
白濱 仁吉君	周東 英雄君	前尾繁三郎君	前田 正男君
壽原 正一君	鈴木 正吾君	前田 義雄君	益谷 秀次君
鈴木 善幸君	瀬戸山三男君	増田甲子七君	松浦周太郎君
田川 誠一君	田口長治郎君	松澤 雄藏君	松永 東君
田澤 吉郎君	田中伊三次君	松山千恵子君	三木 武夫君
田中 榮一君	田中 正巳君	南 好雄君	村上 勇君
田邊 國男君	高田 富與君	毛利 松平君	森 清君
高橋清一郎君	高橋 等君	森下 國雄君	森田重次郎君
高見 三郎君	竹下 登君	森山 欽司君	八木 徹雄君
竹山祐太郎君	谷垣 專一君	保岡 武久君	山口 好一君
津雲 國利君	津島 文治君	山手 滿男君	山中 貞則君
塚原 俊郎君	辻 寛一君	山村新治郎君	山本 猛夫君
綱島 正興君	寺島隆太郎君	吉田 重延君	米田 吉盛君
渡海元三郎君	徳安 實藏君	早稲田柳右衛門君	赤松 勇君
床次 徳二君	富田 健治君	足鹿 覺君	有馬 輝武君
内藤 隆君	中垣 國男君	淡谷 悠藏君	井伊 誠一君
中村 梅吉君	中村 幸八君	井手 以誠君	猪俣 浩三君
中山 榮一君	永田 亮一君	石川 次夫君	石田 宥全君
灘尾 弘吉君	二階堂 進君	石橋 政嗣君	石山 權作君
丹羽喬四郎君	丹羽 兵助君	坂川 正吾君	稻村 隆一君
西村 英一君	西村 直己君	緒方 孝男君	大柴 滋夫君
野田 卯一君	野田 武夫君	大原 亨君	太田 一夫君
野原 正勝君	長谷川四郎君	岡田 利春君	岡田 春夫君
八田 貞義君	濱田 幸雄君	加藤 勘十君	加藤 清二君
濱野 清吾君	早川 崇君	片島 港君	勝澤 芳雄君
林 博君	原田 憲君	勝岡田清一君	角屋堅次郎君
廣瀬 正雄君	福田 起夫君	川俣 清吾君	川村 繼義君
福田 篤泰君	福田 一君	河上丈太郎君	河野 正君
福永 健司君	藤井 勝志君	木原津與志君	北山 愛郎君
藤枝 泉介君	藤原 節夫君	久保 三郎君	久保田鶴松君
藤本 捨助君	船田 中君	久保田 豊君	栗林 三郎君

小林 信一君	小松 幹君	山本 幸一君	湯山 勇君
兒玉 末男君	五島 虎雄君	横路 節雄君	横山 利秋君
河野 密君	佐々木更三君	吉村 吉雄君	渡辺 惣蔵君
佐野 憲治君	坂本 泰良君	井堀 繁男君	稻富 稔人君
阪上安太郎君	實川 清之君	受田 新吉君	内海 清君
島上善五郎君	島本 虎三君	佐々木良作君	田中幾三郎君
下平 正一君	東海林 愁君	玉置 一徳君	西村 榮一君
杉山元治郎君	鈴木茂三郎君	門司 亮君	本島百合子君
田口 誠治君	田中 武夫君	田邊 誠君	田原 春次君
田邊 誠君	高田 富之君	多賀谷眞徳君	高田 富之君
高津 正道君	滝井 義高君	橋 兼次郎君	辻原 弘市君
坪野 米男君	戸叶 里子君	中澤 茂一君	中村 重光君
中澤 茂一君	中村 英男君	中村 高一君	中村 英男君
永井勝次郎君	榑崎弥之助君	二宮 武夫君	西村 関一君
西村 力弥君	野口 忠夫君	野原 覺君	畑 和君
原 茂君	原 彪君	日野 吉夫君	肥田 次郎君
広瀬 秀吉君	細迫 兼光君	堀 昌雄君	前田榮之助君
堀 昌雄君	松井 誠君	松井 政吉君	松井 誠君
松前 重義君	三木 喜夫君	三宅 正一君	武藤 山治君
村山 喜一君	森島 守人君	八木 一男君	安井 吉典君
安平 鹿一君	柳田 秀一君	山口 鶴男君	山口丈太郎君
山口 鶴男君	山田 長司君	山中日露史君	山花 秀雄君

○副議長(原健三郎君) 谷口善太郎君

山本 幸一君 湯山 勇君
横路 節雄君 横山 利秋君
吉村 吉雄君 渡辺 惣蔵君
井堀 繁男君 稻富 稔人君
受田 新吉君 内海 清君
佐々木良作君 田中幾三郎君
玉置 一徳君 西村 榮一君
門司 亮君 本島百合子君

否とする議員の氏名
谷口善太郎君

○副議長(原健三郎君) 次に、産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律案につき採決いたします。

この採決は記名投票をもって行ないます。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

○副議長(原健三郎君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○副議長(原健三郎君) 通路を妨害しないように願います。——通路にとどまらないように、妨害しないように……

〔投票継続〕

○副議長(原健三郎君) 急ぎ投票願います。

〔投票継続〕

○副議長(原健三郎君) ただいまから二分以内に投票されるように望みます。その時間内に投票されない方は棄権とみなします。

〔投票継続〕

○副議長(原健三郎君) 投票漏れはございませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。——開鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(原健三郎君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○副議長(原健三郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百十三
可とする者(白票) 三百十二
否とする者(青票) 一

○副議長(原健三郎君) 右の結果、産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律案は委員長報告のとおり可決いたしました。

産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律案を委員長報告の通り決するを可とする議員の氏名

安倍晋太郎君 安藤 覺君
相川 勝六君 逢澤 寛君
愛知 揆一君 青木 正君
赤城 宗徳君 赤澤 正道君

昭和三十三年六月二十八日 衆議院會議録第四十二号 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案外四案

秋田 大助君	秋山 利恭君	小島 徹三君	小平 久雄君	長谷川 峻君	八田 貞義君	板川 正吾君	稻村 隆一君	日野 吉夫君	肥田 次郎君
天野 公義君	綾部健太郎君	小山 長規君	綱嶺 彌三君	濱田 幸雄君	濱野 清吾君	緒方 孝男君	大柴 滋夫君	広瀬 秀吉君	細迫 兼光君
荒木萬壽夫君	荒松清十郎君	佐々木秀世君	佐々木義武君	早川 崇君	林 博君	大原 亨君	太田 一夫君	堀 昌雄君	松井 政吉君
有田 喜一君	井原 岸高君	坂田 道太君	櫻内 義雄君	原田 憲君	廣瀬 正雄君	岡田 利春君	加藤 勘十君	松井 誠君	松前 重義君
井村 重雄君	伊藤 五郎君	藤澤 雄次君	志賀健次郎君	福家 俊一君	福田 正雄君	加藤 清二君	片島 港君	三木 喜夫君	三宅 正一君
伊藤宗一郎君	飯塚 定輔君	始関 伊平君	権名悦三郎君	福田 篤泰君	福田 一君	勝澤 芳雄君	勝間田清一君	武藤 山治君	村山 喜一君
生田 宏一君	池田 清志君	島村 一郎君	正示啓次郎君	福永 一臣君	福永 健司君	角屋堅次郎君	川俣 清吾君	森島 守人君	森本 靖君
池田 勇人君	石田 博英君	白濱 仁吉君	岡東 英雄君	藤井 勝志君	藤枝 泉介君	川村 繼義君	河上丈太郎君	八木 一男君	安井 吉典君
宇田 國榮君	宇野 宗佑君	薄原 正一君	鈴木 正吾君	藤原 節夫君	藤本 捨助君	河野 正君	木原津與志君	安平 鹿一君	柳田 秀一君
上村千一郎君	植木庚子郎君	鈴木 善幸君	砂原 格君	船田 中君	古川 丈吉君	北山 愛郎君	久保 三郎君	山内 広君	山口丈太郎君
白井 莊一君	内田 常雄君	瀬戸山三男君	關谷 勝利君	保利 茂君	細田 吉藏君	久保田鶴松君	久保田 豊君	山口 鶴男君	山田 長司君
内海 安吉君	江崎 真澄君	田川 誠一君	田口長治郎君	堀内 一雄君	本名 武君	栗原 俊夫君	栗林 三郎君	山中日露史君	山花 秀雄君
小笠 公昭君	小川 半次君	田澤 吉郎君	田中伊三次君	前尾繁三郎君	前田 正男君	小林 信一君	小松 幹君	山本 幸一君	湯山 勇君
小川 平二君	小沢 辰男君	田中 榮一君	田中 龍夫君	前田 義雄君	益谷 秀次君	兒玉 末男君	五島 虎雄君	横路 節雄君	横山 利秋君
小澤佐重喜君	小澤 太郎君	田中 正巳君	田邊 國男君	増田甲子七君	松浦周太郎君	河野 密君	佐々木更三君	吉村 吉雄君	渡辺 徳蔵君
尾関 義一君	大石 武一君	高田 富與君	高橋清一郎君	松澤 雄蔵君	松永 東君	佐野 憲治君	坂本 泰良君	井堀 繁男君	稻富 稔人君
大上 司君	大久保武雄君	高橋 等君	高見 三郎君	松野 頼三君	松山千恵子君	阪上安太郎君	實川 清之君	受田 新吉君	内海 清君
大高 康君	大平 正芳君	竹下 登君	竹山祐太郎君	三池 信君	三木 武夫君	島上善五郎君	島本 虎三君	佐々木良作君	田中幾三郎君
大森 玉木君	岡本 茂君	谷垣 專一君	津雲 國利君	水田三喜男君	南 好雄君	下平 正一君	東海林 稔君	玉置 一徳君	西村 榮一君
加藤 高蔵君	加藤常太郎君	津島 文治君	塚原 俊郎君	村上 勇君	毛利 松平君	杉山元治郎君	鈴木茂三郎君	門司 亮君	本島百合子君
賀屋 興宣君	海部 俊樹君	辻 寛一君	網島 正興君	森 清君	森下 國雄君	田口 誠治君	田中 武夫君	否とする議員の氏名	谷口善太郎君
金子 一平君	金子 岩三君	寺島隆太郎君	渡海元三郎君	森田重次郎君	森山 欽司君	田邊 誠君	田原 春次君		
上林山榮吉君	神田 博君	徳安 實蔵君	床次 徳二君	八木 徹雄君	保岡 武久君	多賀谷風稔君	高田 富之君		
嶋田 宗一君	唐澤 俊樹君	富田 健治君	内藤 隆君	山口 好一君	山手 滿男君	高津 正道君	滝井 義高君		
坂谷 忠男君	川野 芳満君	中垣 國男君	中島 茂喜君	山中 貞則君	山村新治郎君	楯 兼次郎君	辻原 弘市君		
菅 太郎君	簡牛 九夫君	中會根康弘君	中野 四郎君	山本 猛夫君	吉田 重延君	坪野 米男君	中澤 茂一君		
木村 公平君	木村 俊夫君	中村 幸八君	中山 榮一君	山田 吉盛君	米山 恒治君	中村 重光君	中村 高一君		
木村 守江君	北澤 直吉君	永田 亮一君	灘尾 弘吉君	早稲田柳右衛門君	赤松 勇君	中村 英男君	永井勝次郎君		
久野 忠治君	草野 一郎平君	二階堂 進君	丹羽喬四郎君	足鹿 覺君	有馬 輝武君	楢崎弥之助君	二宮 武夫君		
倉石 忠雄君	倉成 正君	丹羽 兵助君	西村 英一君	淡谷 悠蔵君	井伊 誠一君	西村 関一君	西村 力弥君		
藏内 修治君	黒金 泰美君	西村 直己君	野田 卯一君	井手 以誠君	猪俣 浩三君	野口 忠夫君	野原 覺君		
小泉 純也君	小枝 一雄君	野田 武夫君	野原 正勝君	石川 次夫君	石田 宥全君	芳賀 貢君	畑 和君		
小金 義照君	小坂善太郎君	羽田武嗣郎君	長谷川四郎君	石橋 政嗣君	石山 權作君	原 茂君	原 彰君		

○副議長(原健三郎君) 安宅常彦君から、本日はこれにて散会すべしとの動議が提出されました。

本動議は記名投票をもって採決いたします。

本動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(原健三郎君) 氏名点呼を命じます。

○議長(清瀬一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後九時三十三分休憩

午後十時開議

○議長(清瀬一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日は、時間の關係上、この程度にとどめ、明二十九日午前十時より本会議を開くことといたします。

本日は、これにて延会いたします。

出席國務大臣

- 内閣総理大臣 池田 勇人君
- 法務大臣 中垣 國男君
- 外務大臣 大平 正芳君
- 大蔵大臣 田中 角榮君
- 文部大臣 荒木萬壽夫君
- 農林大臣 重政 誠之君
- 通商産業大臣 福田 一君
- 運輸大臣 綾部健太郎君
- 郵政大臣 小沢久太郎君
- 労働大臣 大橋 武夫君
- 建設大臣 河野 一郎君
- 自治大臣 篠田 弘作君
- 国務大臣 川島正次郎君
- 出席政府委員 林 修三君
- 内閣法制局長官 林 修三君

内閣法制局 第一部長

- 総理府総務長官 山内 一夫君
- 科学技術 徳安 實藏君
- 政務次官 内田 常雄君
- 通商産業省 中野 正一君
- 石炭局長 影山 衛司君
- 中小企業庁 指導部長 功君
- 郵政大臣官房長 武田 増森君
- 郵政省人事局長 三治 重信君
- 労働省職業 安定局長 大村 襄治君

○朗読を省略した議長の報告

(常任委員辞任)

一、昨二十七日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

- 相川 勝六君 亀岡 高夫君
- 堀内 一雄君 賀屋 興宣君
- 社会労働委員 中村 梅吉君
- 建設委員 賀屋 興宣君
- 決算委員 久保 三郎君 山田 長司君
- 田中織之進君

(常任委員補欠選任)

一、昨二十七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

- 高橋 等君 賀屋 興宣君
- 中村 梅吉君 亀岡 高夫君
- 社会労働委員 亀岡 高夫君

建設委員 堀内 一雄君

- 田中織之進君 森本 靖君
- 久保 三郎君

(理事補欠選任)

一、昨二十七日、災害対策特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 加藤常太郎君(理事細田吉)

蔵君昨二十七日理事辞任につきその補欠)

(特別委員辞任)

一、昨二十七日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員

- 小沢 辰男君 薩摩 雄次君
- 内藤 隆君 島本 虎三君
- 田口 誠治君 玉置 一徳君
- 飯谷 忠男君 關谷 勝利君
- 井手 以誠君 稻富 稜人君

(特別委員補欠選任)

一、昨二十七日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

災害対策特別委員

- 松田 鐵藏君 關谷 勝利君
- 飯谷 忠男君 井手 以誠君
- 川村 繼義君 稻富 稜人君
- 内藤 隆君 薩摩 雄次君
- 島本 虎三君 玉置 一徳君

(議案提出)

一、昨二十七日、議員から提出した議案は次の通りである。

昭和三十八年四月から六月までの長雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例等に関する法律案(川村繼義君外十五名提出)

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案に対する修正案(安井吉典君提出)

一、昨二十七日、内閣から提出した議案は次の通りである。

昭和三十八年四月から六月までの長雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案

(議案付託)

一、昨二十七日、委員会に付託された議案は次の通りである。

昭和三十八年四月から六月までの長雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例等に関する法律案(川村繼義君外十五名提出、衆法第五〇号)

昭和三十八年四月から六月までの長雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案(内閣提出第一八五号)

以上三件

災害対策特別委員会 付託

(議案送付)

一、昨二十七日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。中小企業指導法案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

一、昨二十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。昭和三十八年四月から六月までの長雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例等に関する法律案(川村繼義君外十五名提出)

地方行政連絡会議法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的 本案は、地方公共団体が、国の地方行政機関と連絡協同を保ちつつ、その相互間の連絡協同を図ることにより、地方における広域にわたる行政の総合的な実施及び円滑な処理を促進し、もつて、地方自治の広域的運営の確保に資することを目的とするものであつて、その要旨は次の通りである。

(一) 連絡会議の組織 全国の都道府県を九つの地域に分け、それぞれの地域ごとに都道府県及び指定都市をもつて連絡会議を組織する。

(一) 連絡会議の任務

連絡会議は、地方における広域にわたる行政の計画及び実施について必要な連絡及び協議を行なうものとする。

(二) 会議

連絡協議を行なうための会議は、連絡会議を組織する都道府県の知事及び指定都市の長のほか、数府県を管轄区域とする国の出先機関の長及び地方における広域行政に密接な関係を有する機関の長で構成するものとする。

(三) 協議事項の尊重

会議の構成員は、協議のことにつたものについては、これを尊重して、それぞれの担任事務を処理するように努めるものとする。

(四) 連絡会議と関係行政機関等との関係

1 連絡会議は、関係機関に対し、資料の提出、その他必要な協力を求めることができ、また、これらの機関からの求めに応じて関係資料を提供しなければならないものとする。

2 連絡会議は、必要があるときは、関係大臣又は、公共企業体等の長に対し、意見を申し出ることができることも

に、関係大臣は、所管事務について、連絡会議の意見をきくことができるものとする。

(五) その他の事項

連絡会議の経費の負担、会議の結果の報告、その他会議の運営等について必要な規定を設けるものとする。

二 議案の可決理由

地方における広域にわたる行政の総合的な実施及び円滑な処理を促進し、地方自治の広域的運営を確保するための本案の趣旨は、妥当なものと認め、賛成多数をもつて、政府原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十八年六月二十日

地方行政 委員長 永田 亮一

衆議院議長清瀬一郎殿

甘味資源特別措置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

甘味資源作物の生産の振興につ

いては、昭和二十八年以来てん菜生産振興臨時措置法に基づき菜地てん菜の生産振興のための措置を講じてきた。また昭和三十四年には甘味資源自給力強化総合対策として砂糖の関税と消費税との振替え、日本てん菜振興会を設立し、

試験研究の拡充強化を図る等、諸般の措置を講じてきた。今後においても甘味資源作物の導入が農業経営の改善と農家所得の安定のため必要とされる適地において、その生産を振興するとともに、あわせて甘味資源作物を原料とする砂糖類製造事業につき健全な発展を図る必要があること。

また、貿易自由化の方向に沿つて甘味資源に係る国際競争力の強化に努める必要があること。

以上の事情を考慮し、今後における甘味資源対策の基本として本法を制定し、適地におけるてん菜及びさとうきびの生産振興、国内産糖の製造事業施設の規制、国内産砂糖類の政府買入れ等の措置を講じようとするものであつて、本案の主な内容は次のとおりである。

1 甘味資源作物の生産の振興

(1) 需給及び生産の長期見通し 政府は、砂糖類及び甘味資源作物の需要及び生産の長期見通しをたて、公表しなければならないものとする。

(2) 生産振興地域の指定等 農林大臣は、農業経営の改善を図るため、甘味資源作物の生産を計画的に振興することが特に必要と認められる一定の区域を、てん菜生産振興地域又はさとうきび生産振興地域として指定を行ない、生産振興地域の指定を受けた都道府県知事は、毎年、甘味資源作物の生産振興計画の実施に要する経費につき補助等必要な援助を行なうよう努めるものとする。

2 国内産砂糖類の製造施設の設置の承認等 生産振興地域の区域内において国内産糖(てん菜又はさとうきびを原料として製造される砂糖)の製造施設を設置し、又は変更する場合には、農林大臣の承認を要するものとする。

なお、農林大臣は、国内産糖及びさとう糖の製造事業の合理化を促進するため、特に必要があると認めるときは、製造事業者に対し、経営の改善、休止、共同化等の措置を講ずべき旨を勧告することができるものとする。

3 国内産砂糖類の政府買入れ (1) 政府買入れ 政府は、砂糖の価格が著しく低落した場合において、特に必要があるときは、砂糖類製造事業者から、国内産糖及びさとう糖の買入れをすることができるものとする。

(2) 政府買入れの価格 国内産糖の政府買入れの価格は、その原料たる甘味資源作物の最低生産者価格に、標準的な加工、販売の経費の額を加えて得た額を基準として、農林大臣が定めるものとする。

なお、国内産さとう糖の政府の買入れの価格は、農産物価格安定法の甘しよでん粉の買入基準価格を基準として、

国内産さとう糖の政府買入れの価格は、その原料たる甘味資源作物の最低生産者価格に、標準的な加工、販売の経費の額を加えて得た額を基準として、農林大臣が定めるものとする。

農林大臣が定めるものとす
る。

4 甘味資源審議会の設置

農林省に、甘味資源作物の生
産の振興、砂糖類の製造事業の
合理化、でん粉の原料となる甘
しよ及び馬鈴しよの需要の確
保、その他この法律の施行に關
する重要事項を調査審議させる
ため、甘味資源審議会を設置す
るものとする。

5 食糧管理特別会計法の一部改
正

砂糖類の買入れ及び売渡しに
係る経費を区分するため、食糧
管理特別会計法の一部を改正
し、食糧管理特別会計に砂糖類
勘定を設けるものとする。

二 議案の修正議決理由

適地における甘味資源作物の生
産の振興と国内産糖業の健全な発
展を図ることは、農業経営の改
善、農家所得の安定、国内甘味資
源の生産の増強等の見地より適切
なものと認められるが、なお、法
律の目的として、自給度の向上に
資することを加え、政府の国内産
糖の買入れの基準及び買入価格の
決定方法等について改善すること

が、より実情に即するものと認
め、本案は、別紙のとおり修正議
決すべきものと議決した次第であ
る。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として
は、昭和三十八年度一般会計予
算、農林省所管甘味資源対策に必
要な経費等として約二十億円及び
食糧管理特別会計予算、農産物等
安定勘定の予備費として百五十億
円がそれぞれ計上されている。
右報告する。

昭和三十八年六月二十日

農林水産 長谷川四郎
委員長

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

(目的)

第一条 この法律は、適地における
甘味資源作物の生産の振興及び当
該生産に係る甘味資源作物又は国
内産のでん粉をおもな原料として
使用する砂糖類の製造事業の健全
な発展を図るために必要な措置を
講ずることにより、農業経営の改
善と農家所得の安定○及び甘味資

源の向上
に係る国際競争力の強化に資す
ることを目的とする。

(地域内国内産糖製造事業者に対
する指示及び勧告)

第十八条 農林大臣は、生産振興地
域の区域内における農業経営の改
善と農家所得の安定を図るため
必要があるときは、地域内指定製
造施設により当該生産振興地域の
区域内において生産される当該甘
味資源作物を原料として国内産糖
を製造する事業(以下「地域内国内
産糖製造事業」といふ。)を行なう
者(以下「地域内国内産糖製造事
業者」といふ。)に対し、当該生産振
興地域の区域内において生産され
る当該甘味資源作物に係るその生
産者からの買入れの価格その他そ
の生産者との取引の条件及び方
法、その買入れを行なう区域並び
にこれを原料とする国内産糖の製
造及びその貯蔵に關し、必要な指
示をすることができる。

農林大臣は、前項の規定による指示をした
ときは、その旨を公表するものとする。

(政府買入れをする場合)

第二十条 政府は、砂糖の価格が
第二十三条第一項の規定により定められてい
るに著しく低落した場合において、必

る国内産糖の政府の買入れの価格より
要があるときは、農林省令で定め
るところにより、地域内国内産糖
製造事業者から、その製造する国
内産糖の買入れをすることができる。
る。

(最低生産者価格)

第二十一条 最低生産者価格は、政
令で定めるところにより、農業パ
リテイ指数に基づき算出される価
格を基準とし、物価その他の経済
事情を参酌して定めるものとする
る。○
甘味資源作物の再生産を
確保することを旨として

2 最低生産者価格は、てん菜にあ
つては毎年一月一日から十二月三
十一日までは種されるもの、さ
とうきびにあつては毎年十月一日
から翌年九月三十日までに収穫さ
れるものにつき、その種又は収
穫が開始される時期を基準として
政令で定める期日までに告示しな
ければならない。

3 最低生産者価格は、物価その他
の経済事情に著しい変動が生じ、
又は生ずるおそれがある場合にお
いて、特に必要があるときは、改
定することができる。この場合に
は、農林大臣は、遅滞なく、改定

後の最低生産者価格を告示しなけ
ればならない。

(政府買入れの価格)

第二十三条 第二十条の規定による
政府の買入れの価格は、その原料
たる甘味資源作物の最低生産者価
格に、当該甘味資源作物の買入れ
並びにこれを原料とする国内産糖
の製造及びその政府への売渡しに
要する標準的な費用の額を加えて
得た額を基準として、第十八条第一項の
規定による甘味資源作物に係るその生産者が
定める。農林大臣が
定める。

2 前項の政府の買入れの価格は、
毎年、政令で定める期日までに告
示しなければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の
政府の買入れの価格について準用
する。

(ぶどう糖製造事業者に対する勸
告)

第二十八条 農林大臣は、国内産ぶ
どう糖の製造事業の合理化を促進
するため○必要があるときは、ぶ
どう糖製造事業者に対し、当該事
業に係る経営の改善、当該事業の
休止、当該事業に係る経営の共同

昭和三十八年六月二十八日 衆議院會議録第四十二号 議案に関する報告書

化、国内産ぶどう糖製造施設の譲渡その他の措置を講ずべき旨を勸告することができる。

2 農林大臣は、前項の規定による勸告に従い必要な措置を講ずる者に対し、資金の融通のあつせんその他必要な援助を行なうよう努めるものとする。

沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

沖繩糖業に対しては、従来砂糖輸入関税の免除、輸入の自動承認制等の保護措置を講じてきたが、今後においても国際糖価の低落の事態が生じた場合、沖繩におけるさとうきび生産農家の受ける影響は著しいものがあると思われる。このため沖繩に対する援助措置の一部として、砂糖の価格が低落した場合、さとうきびの生産者の農業経営の改善と農家所得の安定に資するため、沖繩産糖を国内産糖に

準じ政府が買入れるみちを開くこととして、本案が提出された。その主な内容は次のとおりである。

1 政府は当分の間、砂糖の価格が著しく低落した場合において、必要があるときは、沖繩産糖の製造事業者又はその者からの委託を受けて、その者が製造した沖繩産糖を本邦に輸入した者から、その製造した沖繩産糖で本邦に輸入したものを買入れることができるものとする。

2 沖繩産糖の政府買入れの場合の買入れの価格は、甘味資源特別措置法本則の規定により定められている国内産甘しや糖の政府買入れの価格及び沖繩におけるさとうきびの生産事情、沖繩産糖の製造事情を参酌して農林大臣が定めるものとする。
3 沖繩産糖の政府買入れは食糧管理特別会計において行なうものとする。

二 議案の可決理由

内外における諸情勢の変化により、糖価低落の事態が生じた場合、沖繩におけるさとうきび生産者の農業経営の改善と農家所得の安定に資するため、沖繩産糖につき、国内産糖に準じ政府が買入れるみちを開くことは沖繩に対する援助措置として適切なものと認め、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和三十八年度一般会計予算のうち、農林省所管食糧管理特別会計予算として、農産物等安定勘定の予備費百五十億円が計上されており、このうちから支出される。

右報告する。

昭和三十八年六月二十日

農林水産 委員長 長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、石炭鉱業の最近の事情にかんがみ、石炭鉱業調査団の答申並びに石炭対策大綱にもとづいて、石炭鉱業の合理化及び安定を一層推進しようとするものであり、改正の主な内容は次の通りである。

1 石炭鉱業の合理化及び安定を図るものとし、石炭鉱業合理化実施計画には、石炭鉱業の合理化目標のほか、石炭坑の近代化に関する事項、石炭鉱業の整備に関する事項を定め、石炭鉱業合理化実施計画のうち整備計画は、地域別に定めるものとする。

2 労働大臣は、通商産業大臣が石炭鉱業合理化実施計画について石炭鉱業審議会の意見をきく際、石炭鉱業審議会の意見をきいて、整備計画の実施に伴い離職を余儀なくされる鉱山労働者の

の再就職計画を定めなければならないものとし、石炭鉱業合理化実施計画の変更により必要がある場合には、それぞれ石炭鉱業審議会の意見をきいて、再就職計画を変更しなければならぬものとする。

3 石炭鉱業合理化事業団の業務に、石炭鉱業の再建に必要な資金の貸付けを加え、この資金の貸付けは、通商産業省令で定める基準に該当する採掘権者に対し、事業再建に必要な資金(設備資金を除く)について、通商産業大臣が石炭鉱業審議会の意見をきき、その貸付けを行なうことが石炭鉱業合理化の円滑な実施を図るため必要と認められた場合に限り、行なうものとする。

4 鉱業権者等は、保安確保のため緊急の必要がある場合を除き、坑内作業であつて省令で定める種類の作業に請負夫を従事させようとする場合は、作業の種類、期間等について通商産業

大臣の承認を受けなければならぬものとし、通商産業大臣は、申請の期間が作業の種類別に省令で定める期間をこえず、かつ、請負夫を従事させることにより石炭鉱業合理化基本計画の実施に支障を生ずるおそれがないと認める場合、請負夫の使用を承認しなければならないものとする。

5 標準炭価を基準炭価に改め、基準炭価は、石炭の生産費、石炭の輸入価格、石炭以外の燃料の価格その他の経済事情を考慮して定めるものとし、石炭の販売価格が基準炭価をこえ、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあると認められる場合並びに石炭の販売価格が平均生産費、基準炭価を下り、鉱業権者及び租鉱権者の相当部分の事業が継続困難に至るおそれがあるため、石炭鉱業合理化基本計画の実施に重大な支障を生じ又は生ずるおそれが

あると認められる場合、通商産業大臣は基準炭価によるべきことを、鉱業権者、販売業者等に対し勧告することができるものとする。

6 石炭の生産制限並びに販売価格制限の共同行為について、その要件を改め、石炭の備給が著しく均衡を失し、かつ、石炭の販売価格が平均生産費、基準炭価を下り、鉱業権者及び租鉱権者の相当部分の事業が継続困難に至るおそれがあるため、石炭鉱業合理化基本計画の実施に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合、通商産業大臣は共同行為の実施を指示することができるものとする。

7 新たに鉱区の調整について一章を設け、鉱区の調整に関する通商産業大臣の勧告、決定は、未開発炭田の指定地域内のものに限らず、一般に行なうことができるものとし、石炭鉱区調整

協議会はこれを廃止し、石炭鉱業審議会を活用するものとする。

8 石炭鉱業審議会は、通商産業大臣の諮問に応じ、石炭鉱業の合理化及び安定に関する重要事項を調査審議するものとし、委員四十人以上を、四十五人以上で組織するものとする。

9 本法の有効期間を昭和五十二年三月三十一日まで延長するほか、事業団の区分経理を廃止すること、採掘権等の買取業務等を昭和四十三年三月三十一日まで延長すること等所要の改正を行ない、公布の日から施行するものとする。

二 議案の可決理由
 本案は、石炭鉱業の最近の事情にかんがみ、石炭鉱業の合理化及び安定を図るための措置として、適切妥当なものとして認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和三十八年度一般会計予算に炭鉱整理促進費補助金として、五十億五千四百五十一万八千円及び石炭鉱業合理化事業団への出資金として、四十三億八千八百万円が計上されている。

昭和三十八年度財政投融资計画において、石炭鉱業合理化事業団に対する融資として資金運用部資金より六十億円が融資される予定である。

右報告する。

昭和三十八年六月二十四日

石炭対策特別委員長 上林山榮吉

衆議院議長清瀬一郎殿

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第九二号）に関する少数意見報告書

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第九二号）

右案は妥当と認められないので否

決すべきである。

右少数意見報告書を提出する。

昭和三十八年六月二十四日

提出者

石炭対策特別委員 岡田 利春

賛成者

石炭対策特別委員 多賀谷真稔

石炭対策特別委員 中村 重光

衆議院議長清瀬一郎殿

電力用炭代金精算株式会社法案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、電力用炭の価格の安定に資するため、その代金の受渡しに関する事業を行ない、あわせて石炭の流通の合理化に資する事業を行なうことを目的とする電力用炭代金精算株式会社を創設しようとするものである。その主な内容は、次の通りである。

1 政府出資一億円（民間出資二億円）の株式会社を設立する。

昭和三十八年六月二十八日 衆議院會議録第四十二号 議案に関する報告書

- 2 会社の組織は、取締役五人以内、監査役二人以内とし、その選任、選定及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を要する。
- 3 会社の事業の範囲
 - イ 電気事業者であつて政令で定めるものが購入した電力用炭の代金の受渡しに関する事業
 - ロ 石炭の銘柄の整理及び輸送の共同化についての調査、あつせん等の事業
 - ハ 委託を受けて行なり石炭を輸送する船舶の配船の調整
 - ニ 委託又は貸付けを受けて行なり石炭の流通の合理化に必要な設備の管理及び運営
 - ホ 以上の事業に附帯する事業
 - 四 その他、事業に関する規程、事業計画、電力用炭の販売価格の適正化、通商産業大臣に対する

る報告義務及び罰則等を定める。

なお、電気事業者が電力用炭を販売した石炭販売業者は、当該会社に対し、一トンにつき三円以内の手数料を納めるものとする。

5 本法の施行期日は、公布の日とし、手数料等一部の規定は、公布の日から六月以内に施行するものとする。

なお、本法は、昭和四十六年三月三十一日までの限時法である。

二 議案の可決理由
 本案は、石炭鉱業合理化対策の一環として、電力用炭代金精算株式会社を設立し、電力用炭の価格の安定及び石炭の流通の合理化に

寄与する措置として、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙の通りの附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費
 昭和三十八年度一般会計予算に電力用炭代金精算株式会社への出資金として、一億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十八年六月二十四日
 石炭対策特 別委員長 上林山栄吉
 衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕
 電力用炭代金精算株式会社法案に対する附帯決議
 政府は、本法施行に当たり次の諸点につき十分検討の上、特段の配慮を払うべきである。

一、長期引取り契約の履行の確保をはかることもに電力用炭の販売については直売方式を促進するよう強力に指導すること。

二、基準炭価の決定に当たつては、大手、中小炭鉱間の炭価の格差を解消するよう配慮すること。

三、会社が将来、流通面の改革推進のための母体となるよう育成すること。

石炭鉱業経理規制臨時措置法案
 (内閣提出)に関する報告書
 一 議案の要旨及び目的
 本案は、石炭鉱業の合理化を円滑に実施するため、石炭鉱業を営む会社の経理の適正化を図ることを目的としているものであり、その主な内容は次の通りである。

1 通商産業大臣は、石炭鉱業を営む会社のうち石炭鉱業合理化事業団または日本開発銀行からの資金の借入残高が合計五億円以上で政令で定める額をこえており、かつ、前一年間に掘採した石炭の数量が十五万トン以上で政令で定める数量をこえているものを指定する。

2 指定を受けた会社は、毎營業年度、事業計画及び資金計画を通商産業大臣に届け出ることとし、利益金の処分については、通商産業大臣の認可を要する。

3 その他勧告等、所要の規定を強化したものである。

なお、本法は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行し、昭和四十三年三月三十一日までに廃止するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、石炭鉱業合理化の円滑な実施に資するため、石炭鉱業を営む会社の經理の適正化を図る措置として、適切妥當なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙の通りの附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十八年六月二十四日

石炭対策特
別委員長 上林山榮吉

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

石炭鉱業經理規制臨時措置法案
に対する附帯決議

政府は、本法の趣旨にかんがみ、指定会社の行なう社外投資については、石炭需要の確保並びに炭鉱職

者の雇用の増大に資するものを重点

として指導その他適切な措置を講ずべきである。

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

現行法は、石炭と競合関係にある重油を使用するボイラーの設置を制限することにより適正規模の石炭需要を確保して石炭鉱業合理化達成に寄与することを目的として、昭和三十年に制定されたものであるが、本年十月三十一日をもって法律の有効期限が切れるので、さらに石炭需要確保対策の一環として、この法律の有効期限を昭和四十二年三月三十一日まで延長しようとするもので、その内容は次の通りである。

1 伝熱面積百平方メートル未満

の小型ボイラー(事務所、店舗等の暖房用又は飲食物の調理用を除く。)を本法の適用対象から除外する。

2 法律の有効期限を昭和四十二年三月三十一日まで延長する。

二 議案の可決理由

本案は、石炭鉱業の最近の事情にかんがみ、石炭需給の確保を図るための措置として、妥當なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙の通りの附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十八年六月二十四日

石炭対策特
別委員長 上林山榮吉

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たりその運用の適正を期するとともに、次の諸点について十分検討を加え特段の配慮を払うべきである。

一、重油専焼火力発電所の建設に当たっては、石炭引取量が円滑に消化されるよう措置するとともに、石炭火力発電所建設等の措置を講じ、もつて石炭需要の確保と増大に努力すること。

二、伝熱面積百平方メートル以下のボイラーを産炭地に設置する場合は、資金のあつせん等国の援助を行ない、石炭ボイラーの設置を容易にするよう指導すること。

産炭地域における中小企業者について

の中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、産炭地域における中小企業者等に関し、事業所の移転等に必要な資金にかかる中小企業信用保険に関する特別措置等を定めるものであり、その主な内容は次の通りである。

1 この法律において「産炭地域」とは、石炭鉱業の整備による疲弊の著しい石炭産出地域及びこれに隣接し、その整備による影響の著しい地域であつて政令で定めるものをいう。

2 この法律において「産炭地域関係中小企業者」とは、産炭地

昭和三十八年六月二十八日 衆議院會議録第四十二号 議案に関する報告書

一一八四

域内に事業所を有する中小企業者であつて、次の各号の一に該当することについて所轄市町村長の認定を受けたものをいふ。

(i) 産炭地域内における石炭鉱山が、次のイまたはロのいずれかに該当するものとなつたため、その事業所において事業を継続することが困難となり、事業所を移転し、または事業を転換する必要があると認められること。

イ 昭和三十五年四月一日以後において事業の全部または一部が休廃止された石炭鉱山で、通商産業局長が指定したものを。

ロ 昭和三十五年四月一日以後において石炭鉱業合理化

基本計画に基づく事業の整備に伴つて鉱山労働者の数が増加し、減少した石炭鉱山であつて、通商産業局長が指定したものを。

(ii) 産炭地域内における石炭鉱山が、前号イまたはロのいずれかに該当するものとなつたため、その石炭鉱山にかかる鉱業権者等に対する完掛金債権等の回収が著しく困難となり、中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

3 この法律において「産炭地域関係保証」とは、中小企業信用保険法第三条第一項に定める債務の保証であつて、産炭地域関係中小企業者の事業所の移転もしくは事業の転換または経営の

支障の除去に必要な資金にかかるとをいう。

4 中小企業信用保険制度において、産炭地域関係中小企業者が受けた産炭地域関係保証については、その者の付保限度上別わく扱いとし、その限度額を小口保険については二十万円、第一種保険については五十万円、第二種保険については七百万円とし、填補率を百分の八十に引き上げ、保険料率を年百分の二以内で政令で定める率まで引き下げる。

5 市町村長は、認定のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長、商工会議所等に対し、資料の提供等の協力を依頼することができる。

6 国及び地方公共団体は、産炭

地域関係保証が円滑に行なわれるよう努めるものとし、国は、事業継続の困難となつた中小企業者及びその従業員に対して、職業訓練の実施、就職のあつせんその他の措置を講ずるよう努める。

7 本法は、昭和四十四年三月三十一日までに廃止するものとし、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、産炭地域における中小企業者及びその従業員に対する措置として、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十八年六月二十四日

石炭対策特 上林山榮吉
別委員長

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり次の諸点について十分検討のうえ、特段の配慮を払うべきである。

一、産炭地域関係中小企業者が、本法の特別措置を十分利用することができるよう、政府関係金融機関からの融資の確保を図るとともに、市中金融機関の中小企業者に対する融資の円滑化に資するため、信用保証協会の保証機能を高めるよう措置すること。

二、産炭地域の中小企業者及びその
従業員の職業及び生活の安定に資
するため、政府関係事業場の設置
等産炭地域振興計画について早急
に措置すること。

昭和三十八年六月二十八日 衆議院会議録第四十二号

昭和三十八年六月二十八日 衆議院會議録第四十二号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(ただし良質紙は二十円)
 (送料とも)

発行所
 東京都港区赤坂表町二番地
 大蔵省印刷局 電話東京 六一
 官

印刷
 印刷局